

# 議会改革推進に関する調査特別委員会 報告書

平成26年11月

議会改革推進に関する調査特別委員会



# 目 次

## 第1章 議会改革推進に関する調査特別委員会の経過

- 1 議会改革推進に関する調査特別委員会の設置目的等…………… 1
- 2 特別委員会開催日及び協議事項…………… 2

## 第2章 調査・研修

- 1 市民意向調査…………… 7
- 2 議会改革に関する講演会開催による研修…………… 12
- 3 先進地視察の要旨…………… 16

## 第3章 土浦市議会議員の政治倫理に関する条例の一部改正

- 1 改正趣旨…………… 20
- 2 条文の新旧対照表…………… 20

## 第4章 土浦市議会基本条例（素案）等の策定

- 1 土浦市議会基本条例の骨子…………… 21
- 2 土浦市議会基本条例骨子（案）に対する各党派等からの意見募集について… 30
- 3 土浦市議会基本条例（素案）の策定…………… 33
- 4 通年議会の検討…………… 37
- 5 常任委員会複数所属の検討…………… 37
- 6 土浦市議会議会報告会実施要項（案）の策定…………… 39
- 7 土浦市議会広報広聴委員会規程（案）の策定…………… 40
- 8 土浦市議会基本条例（素案）等に対する各党派等からの意見とその対応… 42
- 9 土浦市議会基本条例（素案）等の説明会…………… 48
- 10 パブリック・コメントの結果とその対応…………… 50
- 11 土浦市議会基本条例（素案）…………… 53
- 12 土浦市議会基本条例（素案）（解説付き）…………… 61
- 13 土浦市議会報告会実施要項（案）…………… 75
- 14 土浦市広報広聴委員会規程（案）…………… 78

## 第5章 土浦市議会基本条例の運用

- 1 請願・陳情者の意見陳述…………… 80
- 2 一般質問における一問一答方式の運用…………… 83
- 3 議員の文書による質問の運用…………… 84
- 4 自由討議の運用…………… 90
- 5 議会報告会の運用…………… 91
- 6 反問権の運用…………… 91
- 7 市長の提案説明について…………… 92

## 第6章 議員定数・議員報酬・政務活動費・費用弁償の検討

1	議員定数・議員報酬・政務活動費，費用弁償の検討における調査・研究……	93
2	議員定数・議員報酬等に関するアンケート調査……	93
3	議員定数・議員報酬・政務活動費・費用弁償についての主な意見 ……	103
4	議員定数・議員報酬・政務活動費・費用弁償についての 当特別委員会の結論 ……	105

## 第7章 その他

1	付託された陳情の審査 ……	107
2	議会のICT化の提言 ……	109
3	議会運営委員会，全員協議会及び本会議における審査経過報告 ……	110
4	議会基本条例制定とその後のスケジュール ……	119
5	議会改革推進に関する調査特別委員会委員名簿 ……	120

### 1 議会改革推進に関する調査特別委員会の設置目的等について

#### (1) 特別委員会の設置目的

地方議会においては、住民自治に根ざした地方行政を実現するとともに、その適正な運営を確保するため、議会の団体意思決定機能及び監視機能の強化が求められています。

また、近年それぞれの議会において、より住民に身近な議会を実現し、柔軟な議会運営を可能とする観点から、従来の運用の見直しに向けた、自己改革の取り組みが進められています。

こうした中、地方自治法の一部が改正され議員定数の上限数の撤廃や議決事件の範囲の拡大など、議会制度の充実に関する事項が盛り込まれたところでもあります。

よって、土浦市議会においても、議会の権能を高め、議会の役割が十分に発揮できるように、議会制度のあり方について、自ら改革を推進するため、8名の委員による特別委員会が平成23年6月21日に設置されたものであります。

#### (2) 調査項目

当特別委員会設置当初の主目的は議員定数・議員報酬・政務活動費・費用弁償に対する調査・検討でありました。その後、土浦市議会の改革を推進するに当たっては、議員自らが襟を正すために議会基本条例が必要になるとの委員発議により、議会基本条例制定に向けた検討を追加しました。

また、議会基本条例に一般質問における一問一答方式を盛り込んだことから、一問一答方式についても調査項目に追加しました。

更に、タブレット端末の普及に伴い新庁舎整備に合わせ、ペーパーレス化を図るためタブレット端末の導入を検討すべきとの委員発議により、新たにタブレット端末導入の検討を追加することとなり、当特別委員会においては以下の項目について調査を行いました。

- ◇ 議員定数の見直しの検討
- ◇ 議員報酬の見直しの検討
- ◇ 政務活動費の見直しの検討
- ◇ 費用弁償の見直しの検討
- ◇ 政治倫理条例の一部改正について
- ◇ 議会基本条例の策定について
- ◇ 一問一答方式の運用について
- ◇ タブレット端末の導入について

#### (3) 当特別委員会の位置付け

上記の調査項目には議会運営委員会の調査事項と重複する事項が数多くあることから、当特別委員会は議会運営委員会への「提案機関」という考えのもと、議会改革に関する事項を積極的に提案していくこととしました。

## 2 特別委員会開催日及び協議事項

回数	開催日	協議事項
第1回	平成23年6月21日	1 正副委員長の選出
第2回	平成23年7月29日	1 これまでの議会改革に関する取り組み状況について ① 過去の議会改革の経緯 ② 議会改革に関連した請願・陳情と審議結果 ③ 県内主要市議会の議会改革に関する状況 ④ 議会活性化調査特別委員会の審議経過 2 今後の進め方について ① 特別委員会と議会運営委員会との関連 ② 調査事項 ③ スケジュール ④ 市民意向の把握
講演会	平成23年11月19日	テーマ 「議会基本条例の制定に向けて」 ～議会基本条例に求められるもの～ 講師 福嶋浩彦氏（前我孫子市長）
第3回	平成23年11月21日	1 土浦市議会議員の政治倫理に関する条例の改正（案）について ① 市工事等に関する遵守事項 ② 県内の主な市議会の政治倫理条例における市契約等に係わる規定状況 2 議会基本条例について ① 新スケジュール ② 地方議会を取り巻く環境 ③ 地方自治法の一部を改正する法律案の概要 ④ 全国1692議会の議会改革の取組状況 ⑤ 議会基本条例の制定状況 ⑥ 議会基本条例に求められるもの ⑦ 平成22年に議会基本条例を制定した79議会の項目分析 ⑧ 平成22年に議会基本条例を制定した79議会の項目の傾向
先進地視察	平成24年1月26日～27日	1 三重県伊賀市議会（議会基本条例について） 2 三重県亀山市議会（議会基本条例について）
第4回	平成24年2月29日	1 これまでの審査経過について 2 市民意向調査の結果について 3 先進地視察の要旨について 4 今後のスケジュールについて 5 議会基本条例骨子（案）について

		<ul style="list-style-type: none"> <li>① 主な市議会の基本条例の構成</li> <li>② 議会基本条例の体系（案）</li> <li>③ 具体的な項目の基本的な考え方</li> </ul>
第5回	平成24年4月18日	<ul style="list-style-type: none"> <li>1 これまでの審査経過について</li> <li>2 議会ホームページへの掲載状況について</li> <li>3 地方自治法の一部を改正する法律案の概要について</li> <li>4 議会基本条例骨子（案）について</li> </ul>
第6回	平成24年5月17日	<ul style="list-style-type: none"> <li>1 これまでの審査経過について</li> <li>2 市議会だよりへの掲載状況について</li> <li>3 議会基本条例骨子（案）について</li> <li>4 骨子（案）に対する各会派等からの意見募集</li> </ul>
第7回	平成24年8月6日	<ul style="list-style-type: none"> <li>1 これまでの審査経過について</li> <li>2 議会基本条例骨子（案）に対する各会派からの意見について</li> <li>3 議会基本条例骨子（案）について</li> <li>4 議員定数・費用弁償等について</li> </ul>
第8回	平成24年9月4日	議会改革推進に関する調査特別委員会中間報告読合せ
第9回	平成24年10月22日	<ul style="list-style-type: none"> <li>1 これまでの審査経過について</li> <li>2 地方自治法の一部を改正する法律（概要）について</li> <li>3 議会基本条例素案（前文，第1章～第3章）について</li> <li>4 議員定数・費用弁償等について</li> <li>5 議員定数・議員報酬等に関するアンケートについて</li> </ul>
第10回	平成24年11月12日	<ul style="list-style-type: none"> <li>1 これまでの審査経過について</li> <li>2 議会基本条例素案について <ul style="list-style-type: none"> <li>①議会基本条例素案（前文，第1章～第3章）</li> <li>②通年議会について</li> <li>③常任委員会複数所属について</li> </ul> </li> </ul>
第11回	平成24年12月14日	付託された陳情の審査
第12回	平成25年1月28日	<ul style="list-style-type: none"> <li>1 これまでの審査経過について</li> <li>2 議会基本条例素案について <ul style="list-style-type: none"> <li>①議会基本条例素案（第4章～第6章）</li> <li>②他市議会における議会報告会実施要綱等の比較</li> </ul> </li> <li>3 議員定数・議員報酬等に関するアンケート結果について</li> </ul>
研修	平成25年2月4日	<p>茨城県南議長会自局講演会に出席し研修を行った。</p> <p>テーマ 「挑む議会改革」</p> <p style="text-align: center;">～ 一歩一歩前へ ～</p> <p>講 師 瀧澤逸男 氏（新潟県上越市議会議長）</p>

第13回	平成25年2月15日	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 これまでの審査経過について</li> <li>2 議会基本条例素案（第4章～第6章）について</li> <li>3 議会報告会実施要綱(案)について</li> <li>4 通年議会について</li> <li>5 常任委員会複数所属について</li> <li>6 議員定数・議員報酬等について</li> </ol>
第14回	平成25年4月26日	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 これまでの審査経過について</li> <li>2 議会基本条例素案（第7章～第9章）について</li> <li>3 議会基本条例素案の見直しについて</li> <li>4 議会報告会実施要項(案)について</li> <li>5 議員定数・議員報酬等について</li> <li>6 通年議会について</li> <li>7 常任委員会複数所属について</li> </ol>
第15回	平成25年5月21日	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 これまでの審査経過について</li> <li>2 議会基本条例素案について</li> <li>3 議会報告会実施要項(案)について</li> <li>4 広報広聴委員会規程(案)について</li> <li>5 各会派からの意見募集について</li> <li>6 議員定数・議員報酬・政務活動費・費用弁償について</li> </ol>
第16回	平成25年8月20日	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 これまでの審査経過について</li> <li>2 議会基本条例(素案)等に対する意見への対応について</li> <li>3 議員定数・議員報酬・政務活動費・費用弁償について</li> </ol>
全議員への説明会	平成25年10月9日	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 委員長あいさつ</li> <li>2 経過説明</li> <li>3 条例等の説明 <ol style="list-style-type: none"> <li>①議会基本条例(素案)</li> <li>②議会報告会実施要項(案)</li> <li>③広報広聴委員会規程(案)</li> </ol> </li> <li>4 質疑応答</li> </ol>
第17回	平成25年11月5日	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 これまでの審査経過について</li> <li>2 今後のスケジュールについて</li> <li>3 説明会における意見とその対応について</li> <li>4 議会報告会実施要項（案）の見直しについて</li> <li>5 広報広聴委員会規程（案）の見直しについて</li> <li>6 議員定数・議員報酬・政務活動費・費用弁償について</li> </ol>
第18回	平成25年12月3日	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 これまでの審査経過について</li> <li>2 議会基本条例(素案)等について</li> <li>3 中間報告書読合せ</li> </ol>



第19回	平成26年5月12日	1 これまでの審査経過について 2 パブリック・コメントの結果とその対応について
先進地 視 察	平成26年5月17日	埼玉県所沢市議会議会報告会
先進地 視 察	平成26年7月31日 ～8月1日	1 千葉県流山市議会（議会基本条例の運用について） 2 神奈川県横須賀市議会（議会基本条例の運用について）
第20回	平成26年9月4日	1 これまでの審査経過について 2 請願・陳情者の意見陳述の運用について 3 一問一答方式の運用について 4 議員の文書による質問の運用について 5 自由討議の運用について 6 その他の運用について
第21回	平成26年11月13日	1 これまでの審査経過について 2 議会基本条例（素案）の一部訂正について 3 議会基本条例（素案）の解説について 4 報告書について 5 委員長報告の読み合わせ

# 特別委員会の活動状況

	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年
1		伊賀市・亀山市 基本条例視察	基本条例 報告会要項 定数・費用 弁償等	全協
2		議会基本条例 骨子	講演会による研修 基本条例 報告会要項 定数・費用 弁償等	
3		議運 全協	議運 全協	パブリック・ コメント
4		議会基本条例 骨子	基本条例 報告会要項 定数・費用 弁償等	
5			基本条例 報告会要項 広報広聴委 員会規程	パブ・コメ結果と その対応 所沢市議会 報告会視察
6	<b>特別委員会設置</b>	議運 全協	議運 全協	議運 全協 全協
7	これまでの取組と 今後の進め方	会派等から意見募 集	会派等から意見募 集	流山市・横須賀市 議会基本条例の運用 視察
8	議運 全協	骨子の 決定 定数・費用 弁償等	基本条例 報告会要項 広報広聴委 員会規程 定数・費用 弁償等	議会基本条例の運用
9		議運 全協 ★中間報告★	議運 全協	
10		基本条例 定数・費用 弁償等	全議員への説明会	
11	市民意向調査 講演会開催 による研修	基本条例 定数等に関 する議員ア ンケート	基本条例 報告会要項 広報広聴委 員会規程 定数・費用 弁償等	議会基本条例 最終報告
12	政治倫理条例改正 先進地の基本条例 の調査・研究 議運 全協	議運 全協 陳情の審査	議運 全協 ★中間報告★	議運 全協 ★最終報告★ 議会基本条例上程

## 第2章 調査・研修

### 1 市民意向調査

議会改革の推進に当たって、市民の土浦市議会に対する提言・要望・意見等を広く聴くことが重要であることから、平成23年11月15日発行の市議会だよりにより下記の募集記事を掲載し提言等を募集しました。

#### 土浦市議会から市民の皆様へ

議会の権能を高め、議会の役割が十分に発揮できるよう、議会制度の在り方について自ら改革を推進するため、「議会改革推進に関する調査特別委員会」を設置し、調査・研究を進めております。つきましては、土浦市議会に対する提言・要望・意見等をお聞かせください。

議会改革推進に関する調査特別委員会

●回答期限：平成23年12月15日(木)まで ●回答方法：郵送、FAX、メールによる回答

宛先▶ 〒300-8686 土浦市下高津一丁目20番35号 土浦市議会事務局内 FAX 029-826-3379  
議会改革推進に関する調査特別委員会 宛て E-mail [gikai@city.tsuchiura.lg.jp](mailto:gikai@city.tsuchiura.lg.jp)

その結果、1団体、1個人の方から8ページ～9ページに掲載したご意見・ご提言をいただきました。

更に、議会基本条例の策定作業を進める中で、その進捗状況を市議会ホームページに掲載し市民にお知らせすることにより随時市民からご意見等をいただいた上で議論に反映させるべきであることから、平成24年3月から市議会ホームページに下記の案内を掲載し随時意見募集に努めました。

土浦市議会に対する提言・要望・意見等をお聞かせください。

(郵送・FAX・メールにて下記まで)

宛先 〒300-8686 土浦市下高津一丁目20番35号  
土浦市議会事務局内 議会改革推進に関する調査特別委員会  
FAX 029-826-3379  
Mail [gikai@city.tsuchiura.lg.jp](mailto:gikai@city.tsuchiura.lg.jp)

提出されたご意見・ご提言の中には議会基本条例に盛り込むべきものと、その他の運用に関するものがあり、前者については骨子策定時及び条文検討の際に慎重に議論した上で盛り込むべきものは盛り込みました。また、後者については議会基本条例(素案)の策定後にその運用と併せて議論し、10ページ～11ページに特別委員会としての市民意向調査の意見への対応を示しました。

# 「議会改革推進に関する調査特別委員会」 殿

## 議会改革推進に関する意見書



提案理由—議会で議決された政策が市民の要望に合致していないものが多い。市民は選挙で議員を選ぶが、直接の議決権を持たない為、議会の政策決定との乖離が生じている。

そこで、議会・委員会を徹底して市民にオープンにし、そこに市民が正式に参加する権利を保障し、市民の声が直接反映される議会への転換が不可欠と考える。

### 提案

- ① 委員会・審議会等は、常に市民が傍聴可能とし、意見を述べたい市民は発言を可能にし、議員と市民が対等に討議出来る場とする。(H23年9月議会で可決された議員提案第8号議案は、議会改革推進の精神に反する)
- ② 会議記録について
  - ・議会の録画はDVDに保存し、市民に貸出可能にする。
  - ・委員会の録音は消去等手を加える事なくCDに保存し、市民に貸出可能にする。会議中での発言取り消し等は文書にて行う。
- ③ 本会議における質疑応答は、一問一答方式を採用し、「質問」に対する明確な「答弁」を行う。
- ④ 本会議における反問権の制定—執行部は議員の質問に対して反問することができる。  
(これにより、議員の質問内容はより高度な調査研究が必要となり、審議内容が深まる。)
- ⑤ 本会議において、議案について議員が相互に意見を交換する「自由討議」の場を設ける。
- ⑥ 各委員会の開催が重ならないようにして、責任ある答弁のできる執行部の出席を確保すると共に、参加・傍聴しやすい環境を作る。
- ⑦ 議会を夜間・休日の開催を検討する。
- ⑧ 議会・委員会等の議案に対する各議員の賛否を（全員賛成の場合を除いて）明確にし、公表する。
- ⑨ 議会報告会を定例化する。—全議員は、議会終了後、各公民館において可決された議案についての説明を行い、市民の質問に答えなければならない。
- ⑩ 常設型の住民投票条例の制定  
有権者の1/8の市民が請求すれば、住民投票を行わなければならない。  
この決定に首長・議会は従わなければならない。
- ⑪ 議員は、就任2年経過後、公約の進捗状況・ここに至るまでの活動経緯・実現達成する為の今後の施策について報告を提出する。
- ⑫ 議会経費の削減への努力  
費用弁償の廃止。視察旅行の見直し。議員報酬の削減。事務局体制の見直し。
- ⑬ 議会基本条例は、議会の最高規範とする。

H23年12月15日

## 土浦市議会

---

送信元 : [REDACTED]  
宛先 : gikai@city.tsuchiura.lg.jp  
CC :  
表題 : 土浦市議会に対する提言【[REDACTED]】  
日時 : 2011年12月15日木曜日 17:35 (+0900)

---

土浦市議会事務局内 議会改革推進に関する調査特別委員会 御中

お世話になります。市議会のあり方について、下記の通り提言いたします。

- ・議会報告会(市民との意見交換会)を定例会、臨時会ごとに必ず開催すること。
- ・請願、陳情者の議場での直接説明機会を設けること(機会保障は市政に関するものに限定でも可)。
- ・審査・調査されたすべての議案、請願、陳情等の案件に対する議員個人の賛否を公開すること。
- ・議案(市長提出を含む)に対する賛否が分かれた場合、賛否の論点がはっきりと浮かび上がるような議員間の討議をすること(行政の答弁を持って賛成の論拠にしない)。
- ・委員会や本会議は原則として全て公開とし、映像をインターネットライブ中継すると共に、データベースに50年間は保存すること。
- ・議会基本条例を制定すること。その際、上記の項目をできる限り義務化すること。

以上です。是非ともお取り入れ下さいますよう、お願い申し上げます。

-----  
[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

---

## 市民意向調査の意見への対応

No.	意見	対応
1	議会報告会(市民との意見交換会)を定例会, 臨時会ごとに必ず開催すること。	議会報告会については, 議会基本条例第13条において定めている。詳細については議会報告会実施要項に委ね, 開催回数, 日程及び会場の決定については広報広聴委員会が決定することとなる。
2	議会報告会を定例化する。一 全議員は, 議会終了後, 各公民館において可決された議案についての説明を行い, 市民の質問に答えなければならない。	また, 出席する議員については, 議長が議会運営委員会に諮って決定する。 報告会においては, 議会での審議状況の報告の他, テーマを設定した意見交換も併せて実施する。
3	請願, 陳情者の議場での直接説明機会を設けること。(機会保障は市政に関するものに限定でも可)	議会基本条例第11条第2項において, 請願・陳情提出者への意見聴取を可能にした。
4	審査・調査された全ての議案, 請願, 陳情等の案件に対する議員個人の賛否を公開すること。	賛否の分かれた案件については, 議会だよりに掲載して公表している。 これに加えて議会ホームページにも掲載すべきと考える。
5	議会・委員会等の議案に対する各議員の賛否を(全員賛成の場合を除いて)明確にし, 公表する。	また, 委員会での賛否は, 各議員の最終的な賛否と異なることから, 本会議での賛否のみの掲載とする。
6	議案(市長提出を含む)に対する賛否が分かれた場合, 賛否の論点をはっきりと浮かび上がるような議員間の討議をすること。(行政の答弁を持って賛成の論拠にしない)	議会基本条例第4条第6号, 第8条第1号及び第17条において, 議員間の自由討議を重んじるよう規定した。
7	本会議において, 議案について議員が相互に意見を交換する「自由討議」の場を設ける。	
8	委員会や本会議は原則として全て公開とし, 映像をインターネットライブ中継すると共に, データベースに50年間は保存すること。	本会議, 常任委員会及び特別委員会は原則公開とし, その他の会議についても公開に努める。 ライブ中継を導入した場合, 発言取り消しをする際に対応できなことから現在行っている録画配信とする。 データベースへの50年間保存は, ホームページの容量の問題から5年間保存としている。
9	委員会・審議会等は, 常に市民が傍聴可能とし, 意見を述べたい市民は発言を可能にし, 議員と市民が対等に討議できる場とする。(H23年9月議会で可決された議員提出議案第8号は, 議会改革推進の精神に反する)	委員会において, 議員と市民が対等に討議すると委員会運営に支障をきたすことも想定されることから, 請願・陳情者の意見陳述を除いてはあくまでも傍聴のみとすることが望ましい。 また, 委員会における市民の自由な発言は, 間接民主主義の論理に反することになる。

No.	意見	対応
10	会議記録について ・議会の録画はDVDに保存し、市民に貸出可能にする。 ・委員会の録音は消去等手を加えることなくCDに保存し、市民に貸出可能にする。 会議中での発言取り消し等は文書にて行う。	土浦市議会図書室規程により保管する図書は刊行物及び図書とされているが、近年の電子機器の普及に伴いDVD等の電子媒体の保管が可能となるよう当該規程を改正すべきと考える。 また、発言取り消しについては、これまでも発言取り消し申出書の提出により行われている。取り消しが認められた部分は、会議録からも削除されることから、当然録音データの当該部分についても削除されることになる。
11	本会議における質疑応答は、一問一答方式を採用し、「質問」に対する明確な「答弁」を行う。	議会基本条例第14条第2項において、一問一答方式を採用できることとしており、これにより論点がよりはっきりすると考える。
12	本会議における反問権の制定 — 執行部は議員の質問に対して反問することができる。(これにより、議員の質問内容はより高度な調査研究が必要となり、審議内容が深まる。)	議会基本条例第14条第3項において、反問できることとしている。
13	各委員会の開催が重ならないようにして、責任ある答弁のできる執行部の出席を確保すると共に、参加・傍聴しやすい環境を作る。	委員会の開催日は、議会運営委員会が会期の範囲内で数日間設けている。実際の開催日時決定は各委員長判断によるが、重複しないようにすることが望ましい。
14	議会を夜間・休日の開催を検討する。	できるだけ多くの市民が議会を傍聴できるような環境を整えることが望ましい。
15	常設型の住民投票条例の制定 有権者の1/8の市民が請求すれば、住民投票を行わなければならない。この決定に首長・議会は従わなければならない。	検討課題として調査・研究の必要があると思われる。
16	議員は、就任2年経過後、公約の進捗状況・ここに至るまでの活動経緯・実現達成するための今後の施策について報告を提出する。	議員個々の公約は個人の事案であることから、議員個人の議員活動の中で市民に報告すべきものであり、議会として報告義務付けや公表することは相応しくない。
17	議会経費の削減への努力 費用弁償の廃止。視察旅行の見直し。議員報酬の削減。事務局体制の見直し。	議会基本条例を制定し、より一層充実した議会活動を展開することで、議会費に対する市民の理解が得られるよう努めていく。
18	議会基本条例は、議会の最高規範とする。	議会基本条例第2条において、議会に関する他の条例等を制定・改廃するときは、この条例の趣旨を十分に尊重させることとした。

## 2 議会改革に関する講演会開催による研修

### (1) 講演会「議会基本条例の制定に向けて」

#### ～議会基本条例に求められるもの～

- ① 日 時 平成23年11月19日(土)
- ② 会 場 市役所第2会議室
- ③ 講 師 福嶋浩彦氏(前我孫子市長)
- ④ 参加者 40名(議員21名, 執行部8名, 一般市民5名, 議会事務局6名)
- ⑤ 講演要旨

#### ■ 議会は意思決定機関

- 議会は条例, 予算等の重要事項を決める「意思決定機関」である。議会が決定したものを首長がしっかり執行しているか「意思決定機関」として監視するのは議会の重要な役割のひとつであるが, 行政の「監視機関」ではない。
- 監視機関なら, それぞれの議員が首長や執行部を迫及したり, 要求したりすれば良いかもしれないが, 意思決定機関ならば, 構成員(議員)同士の議論が不可欠になる。
- ところが日本の自治体議会は, 議員の執行部に対する質問と執行部からの答弁が, 審議の主たる内容となっていることが多い。
- 栗山町の議会基本条例では, 議長は町長以下執行部を議会に呼ぶのは最小限にして, 議員同士の議論を中心に議会の運営しなければならないと規定している。

#### ■ 議会は首長に対抗できるか

- 市長は多くの職員を持ち, 役所内の多くの情報を集める。この点で議会よりも圧倒的に有利だ。しかし, 市民と直接向き合う自治体にとって, 政策形成に重要な情報は役所の中ではなく地域にある。
- 市民が今どんな状況に置かれており, 何に満足し, 何に困り, 何に怒っているのか, それを解決する糸口は何か。そういう情報こそ大切で, 選挙で選ばれた人が何十人もいる議会の方が圧倒的に集められるはず。

#### ■ 議会基本条例に問われるもの

- 議会基本条例では, 一つに, 市民と議会との関係を定める。二つに, 議会の審議の在り方を定める。三つに, 議会と市長(行政)との関係を定める。一番大事なものは, 市民との関係を定めることであり, ここがスタートになる。
- ポイントは, 市民が議会に参加すること。この参加を権利として保証することが, 議会基本条例の最も基本的なところである。

#### ⑥ 参加者へのアンケート結果

##### Q1. 議会基本条例について理解できましたか?

- 理解できた 18
- 理解できなかった 0
- どちらともいえない 4

##### Q2. 議会基本条例の必要性について

- 制定する必要がある 17

(その理由)



- 「意思決定機関 — 議員同士の議論が中心 — 情報は社会にこそある」のトライアングルの確立を目指すべき姿と思った
- 意思決定機関
- 市民参加と議論のあり方，市民の納得が得られることが大事
- 必要ない 0
- どちらともいえない 4

(その理由)

- 条例を制定するだけが趣旨ではない。住民の意見を良く聞くことが重要で，その結果として条例を制定することは必要。
- 市民という概念が抽象的，議会改革にはまだ最初にやることが有るような気がする。
- 議会改革
- 首長と議会は市民の意見をもっと広く聴くべき。
- 無回答 1

Q3. 議員以外の方へお伺いします。

議会報告会等の公開の場があれば参加しますか？

- 参加する 10
- 参加しない 0
- どちらともいえない 2

Q4. 講演会の感想，その他議会に対するご意見等があればご記入ください。

- とても参考になりました。行動に移すことが重要であると思います。
- 意思決定機関としての議会のあり方を熱く語られことに共感しました。議員さん相互の議論の場となることのイメージが持てました。実現に向けて，踏み出せると良いですね。
- 市民の代表としての議員の活動・行動機関としての議会のあり方について大変参考になった。議会基本条例もアクセサリー条例としないようにするためには大変な努力が必要であると痛感した。
- 議会基本条例について，非常に解り易く，勉強になりました。自分自身ももっと勉強していきたいと思います。
- 議会と執行部のあり方が良く理解できた。意思決定機関，監視機関の違いを理解できた。
- 十分な刺激があり，議会のあり方にある種の期待と希望を持てるものとなった。意思決定機関の意味を考えたい。
- 意思決定機関という言葉，改めて初めて聞いたように思う。大切であり，もっと広める必要があると思う。報告会から始まったように，やるべきと思う。
- 栗山町のことは素晴らしいと思いますが，そこへ到達するため構成議員の意識変革はどのようにやってきたのか？ 議会改革は，現在の議員の意識改革，市民の意識改革の両方が合致しないと難しいと思います。
- 議会の重要性を認識できた。一問一答制を取り入れる。執行部が反論できる議会を！

- 大変に中身のある集いでした。
- 大変良い講演会でした。もっと市民に呼びかけて多くの市民に来ていただくよう努力すべきではなかったかと思えます。申し込みは不要にして欲しかった。
- 市民主体の自治体運営が必要なことと、その重要性を改めて認識した。

## (2) 講演会「挑む議会改革」

### ～一歩一歩前へ～

- ① 日 時 平成25年2月4日(月)
- ② 会 場 ホテルマロウド筑波
- ③ 講 師 瀧澤逸男氏(上越市議会議長)
- ④ 県南議長会主催「時局講演会」に参加
- ⑤ 講演要旨
  - 予算及び決算審議後に議会報告会を開催。議会報告会の後にフリーの意見交換会を開催。それとは別にフリーの意見交換会を開催。
  - 議会報告会や意見交換会における市民意見を「広報広聴委員会」において課題整理をした上で、「課題調整会議」を開く。
  - 意見交換会で聴取した市民意見については、課題調整会議において次の5つの対応方針の分類に整理している。
    - i) 委員会等で対応を協議するもの
      - 〈所管委員会での取り扱いを検討し方針を決める。行政側から説明を受けるもの、議会として調査・研究するものがあるので、委員会の開催回数が相当増える。(平成23年は200回開催)〉
    - ii) 行政側に伝えるもの
    - iii) 当日の回答どおりのもの
    - iv) 過去に出た意見と同じであり既に協議済のもの
    - v) 保留とするもの
  - 報告会において市民から議員個人の考え方を聞いてくるが、その場合は司会者が議員個人の市政報告会等に行き行って発言するよう整理している。
  - 意見交換会のテーマはフリーなので出席議員は分かる範囲で答えている。班には必ず各常任委員会の委員が最低1人出席しているから、その議員が中心となって回答しており、それでも回答できない場合は、他の出席議員が答える。尚且つ回答できない地域の細かいもの等は、持ち帰って広報広聴委員会で取扱いを協議し速やかに回答するよう努めている。
  - 議会基本条例制定により、議員個々が今まで以上に勉強するようになった。所属委員会以外の委員会を傍聴するケースが圧倒的に増えた。意見交換会ではオールマイティな質問ができるので、勉強していないと対応できない。議員個人の考えではなく、議会がどう考えているのか勉強しておかないといけない。
 

また請願・陳情が増え、提出すれば議会がしっかり受け止めて議論し、議会の考えを市民に分りやすく伝えてくれると、市民意識が変わってきている。議会がしっかり議論し報告することから傍聴者も増えている。

- 自由討議については、理事者側がいる時と、いない時と二通りで委員間討議を行っている。
- 議会基本条例に消極的な議員も市民と接していくうちにそういう考え方が薄れていっている。市民の議会に対する見方が変わってきている事を目の当たりにし、消極的な議員も変わってきている。
- 反問権の付与により、質問する議員がしっかり勉強するようになったと感ぜられる。

### 3 先進地視察の要旨

#### (1) 伊賀市議会基本条例について

- ① 日程 平成24年1月26日(木)
- ② 議会報告会の実施により以下の成果があった。
  - 議会報告会により、市民にとって各議員の考え方や議員の顔がよく見えるようになった。
  - 市民が発言に責任を持つようになった。
  - 議会と行政との違い、議員としての対応と議会の組織としての対応の違いを市民が理解するようになった。
  - 市民の議員を選ぶ基準に変化も。
  - 議員が地元以外の地域の課題を把握できるようになり、政策提言の手掛かりになる。
  - 二元代表制の役割を果たせるようになってきたことにより、執行部との緊張感が保てるようになった。
- ③ 安本議長の談話
  - 報告会の狙いは議員のレベルを上げることと、最終的には市民のレベルを上げること。市民のレベルを上げないと議員のレベルも上がらない。なぜなら市民が議員を選ぶから。
  - 報告会では議員が市民に容赦なく逆質問するので、市民のレベルアップにも繋がる。
  - 私たち議員は一人で行くとリップサービスをして何ら本音を言えないが、議会という組織で行けば強い。間違いは間違い、あなた達の考えは駄目ですよ、自治基本条例では市民が主人公とされていると言える。主人公は言ったことに責任を持たなければならないのだから選択責任を負いましょう、私たちは議決責任を負います、執行部は執行責任を負います、それぞれが責任を負ってこそ、初めて成熟したまちづくりの方法を選べる。

#### (2) 亀山市議会基本条例について

- ① 日程 平成24年1月27日(金)
- ② 要旨
  - 執行部が様々な事務を市民参画を図りながら行っており、議会として関与する部分が限られてくるという危機感を抱いたことが基本条例制定のきっかけ。
  - 基本条例案を全協で説明後、パブコメ実施。それと同時に各団体へ条例案の説明会を開催。
  - 議会内の合意形成に努め、全会一致で条例案を可決した。
  - 条例の検討・議論を通じて、各議員が政策形成について理解を深めることができた。

#### (3) 所沢市議会報告会について

- ① 日程 平成26年5月17日(土)

## ② 実施形態

- 3月定例会と9月定例会の報告を2箇所ずつ延べ4回実施。
- 班編成は会派代表者会議で決定する。議長を除き、1班8～9名の4班体制。
- 出席議員は、常任委員会から2名ずつ、会派からまんべんなく選出されるよう配慮している。
- 後半の意見交換会においては、参加者に自由な質疑を認めている。  
(始めた当初は議会側からの報告のみであった)

## ③ 役割分担

《司会》

《あいさつ》

《議会運営委員会》 議会だよりを使って分かり易く説明をしていた。

《総務委員会》 常任委員会は概ね7分間で主な審査の経過と結果について説明。  
質疑に対する応答。

《教育福祉委員会》 //

《市民環境委員会》 //

《建設水道委員会》 //

《閉会あいさつ》

《パワーポイント操作》 建設水道委員会からの出席者が兼務

《質問者へのマイク手渡し》 出席議員以外の議員が担当

## ④ その他

- 議員個人の議案への賛否の理由を問われるケースが多く見受けられた。
- 後半の意見交換会においては、司会者が参加者に対して市政全般に対する質問をするよう促していた。
- 即答できないものは、持ち帰り各常任委員会に振り分け、議論し結論を出した上でホームページで回答する。(場合によっては直接個人に回答している。)
- 議員自らが会場設営等を行っている。
- 出席者が事前に周到な打ち合わせを行っている。



#### (4) 流山市議会基本条例の運用について

① 日程 平成26年7月31日(木)

② 要旨

- 「ユーストリーム」を活用して委員会のインターネット中継を実施。
- スマートフォンによる議案の採決。
- 一般質問時におけるプレゼンテーションツール(プロジェクター)の活用。(質問者の約半数が活用している)
- 一般質問における一問一答方式の導入。質問時間を40分としているので、長い議員で2時間掛かる。非常に長いから縮めようかという議論もある。導入してから長くなった。
- 反問権の付与により、勉強して取り組まないと執行部に太刀打ちできないことから緊張感が高まっている。

③ 議会報告会について

- これまで9回実施し、第1回目は全議員出席して開催したが、質問とのズレがあり評判良くなかった。現在は4つの常任委員会に分けて開催している。
- 当初は会場を満員にすべきとの思いから動員を掛けていたが、最近は人数よりも中身に重点をおいている。市民の側も、最近は市が行っているタウンミーティングとの違いを分かってきている。内容は大げさなものを省いて、身近なものとし市全体のものにテーマを2つに絞っている。
- 常任委員会ごとに報告会を行うと、所管以外の質問に対しての対応が難しいと感じる。会津若松市では所管以外の質問を処理する中間的な機関を設置しうまくやっているようで、研究の余地があると感じている。
- 報告会を始めた当初は、議員を懲らしめてやろうという市民もいたが、だんだんと参加した市民同志の中で、「今はそういうことを言う場ではない」というような声上がり、そういう市民は淘汰されてきている。よって、今は建設的な意見が多いと感じている。
- 報告会開催の周知方法については、議会だより・市の広報紙・ホームページ・ツイッター・フェイスブックに掲載するとともに、各議員にチラシを渡して配布している。
- 事前の班会議が非常に重要となる。常任委員会の委員長が必ずしも班長になるわけではないので班長を決め、その班長の下で当日の枠割分担(会場設営、資料配布、司会進行、アンケート回収等)や、テーマ選定を早い段階でしっかり決めて当日に臨む。終了後もアンケート集計を含め、即答できなかった質問の処理等何回か会議をする必要があるが、スムーズにできるようになってきた。

#### (5) 横須賀市議会基本条例の運用について

① 日程 平成26年8月1日(金)

② 要旨

- 予算議案を分割付託していたが、各委員会での表決結果が同会派内でも異なるような状況になり矛盾が生じ、これを解消するために予算決算常任委員会を設置した。これにより決算で指摘した事項が、どう予算に反映されているか一体的に

審査できるようになった。

- 委員会のインターネット中継を実施。
- 全議員にパソコンを配布，議会内サーバーと接続しネットワークを構築し，自宅や事務所から無線により接続可。
- 常任委員会や定例会の資料もグループウェアで配布。
- 執行部からの開催通知や資料，行事等のお知らせ等を掲示板に掲載し，郵送等は一切していない。
- 一般質問の一问一答方式の導入については，一問目が一括質問で20分，2問目以降は質問席に移動して質問だけで20分。トータル時間は一括質問よりも相当長くなってしまう。
- 請願・陳情者の意見陳述については，申し合わせ事項の中で意見陳述のルールを決めており，請願・陳情者に事前に伝えている。例えば，意見陳述は提出者本人が行う，時間が15分以内，発言者1名で補助員を付けることができる，陳述に対する議員からの質疑を認めないなど。基本的には陳述のみで質疑はない。質疑を認めても良いのではという議論もあったが，認めてしまうと逆にハードルが高くなって陳述しづらいという意見があるのではないかと、議員から厳しい質問攻めにあったら大変だということ配慮して意見陳述のみとした。

### 第3章 土浦市議会議員の政治倫理に関する条例の一部改正

#### 1 改正趣旨

土浦市議会議員の政治倫理に関する条例第3条は、公人として市民に疑惑の念を生ぜしめないため、市工事等に関する遵守事項を定めております。地方自治法第92条の2の規定により、議員は当該地方公共団体と請負関係に立つことを禁じられております。本市の条例は、配偶者及び一親等の親族もその対象としておりますが、入札行為についての制限はありませんでした。この改正ではこうした点を踏まえまして、条例の趣旨を徹底するため、市工事等に関する遵守事項を改め、契約の前段となる入札行為等を禁ずるものであります。

改正の内容は、第3条第1号で一般競争入札及び指名競争入札への参加について、第2号で随意契約の見積書の提出について、第3号で入札参加資格申請について、第4号で市工事等の契約の相手方となることをそれぞれ禁ずる規定を新たに設けたものであります。

#### 2 条文の新旧対照表

改正後の条文	改正前の条文
<p>(市工事等に関する遵守事項)</p> <p>第3条 議員はもとより、その配偶者及び1親等の親族においても、地方自治法(昭和22年法律第67号)第92条の2の規定の趣旨を尊重し、市民に疑惑の念を生ぜしめないため、市工事等に関して<u>次に掲げる行為をしてはならない。</u></p> <p><u>(1) 一般競争入札及び指名競争入札への参加</u></p> <p><u>(2) 随意契約の見積書の提出</u></p> <p><u>(3) 入札参加資格申請書の提出</u></p> <p><u>(4) 市工事等の契約の相手方となること</u></p> <p>付則 この条例は、平成24年2月1日から施行する。</p>	<p>(市工事等に関する遵守事項)</p> <p>第3条 議員はもとより、その配偶者及び1親等の親族においても、地方自治法(昭和22年法律第67号)第92条の2の規定の趣旨を尊重し、市民に疑惑の念を生ぜしめないため、市工事等の<u>契約を辞退しなければならない。</u></p>

※「市工事等」とは、市又は市が関係する団体の工事、業務委託、物品納入及び資材の購入。

条例改正案は、平成23年第4回定例会最終日に議員提出議案として上程し、全会一致で可決されました。



### 1 土浦市議会基本条例の骨子

#### （1）土浦市議会基本条例の体系について

議会基本条例が全国で初めて制定された北海道栗山町，先進地視察を行った三重県伊賀市及び亀山市，議会改革の取組が進んでいる横須賀市及び富士市，類似団体である防府市，そして茨城県内の取手市の7先進自治体の議会基本条例の構成を主に調査しました。

土浦市議会の改革を推進する上で必要となる改革の視点を「開かれた議会」，「議会の活性化」，「議会の機能強化」とし，その視点を基に基本理念を掲げ，基本理念を実現するための改革の基本項目と，具体的な項目を定めた体系図を23ページのとおり示しました。体系は，改革の基本項目が9項目，具体的な項目25項目の構成となり，それらを実践することで基本理念を実現するものです。

#### （2）土浦市議会基本条例の骨子について

体系に定めた具体的な項目について，それぞれの項目の考え方を表現し，盛り込むべき事項を示すことにより土浦市議会基本条例の骨子を策定しました。（24ページ～29ページ参照）

また，その項目を実践するに当たって関連のある法令，例えば地方自治法，土浦市議会会議規則や土浦市委員会条例などを列挙することで他法令との整合性の確保に努めました。

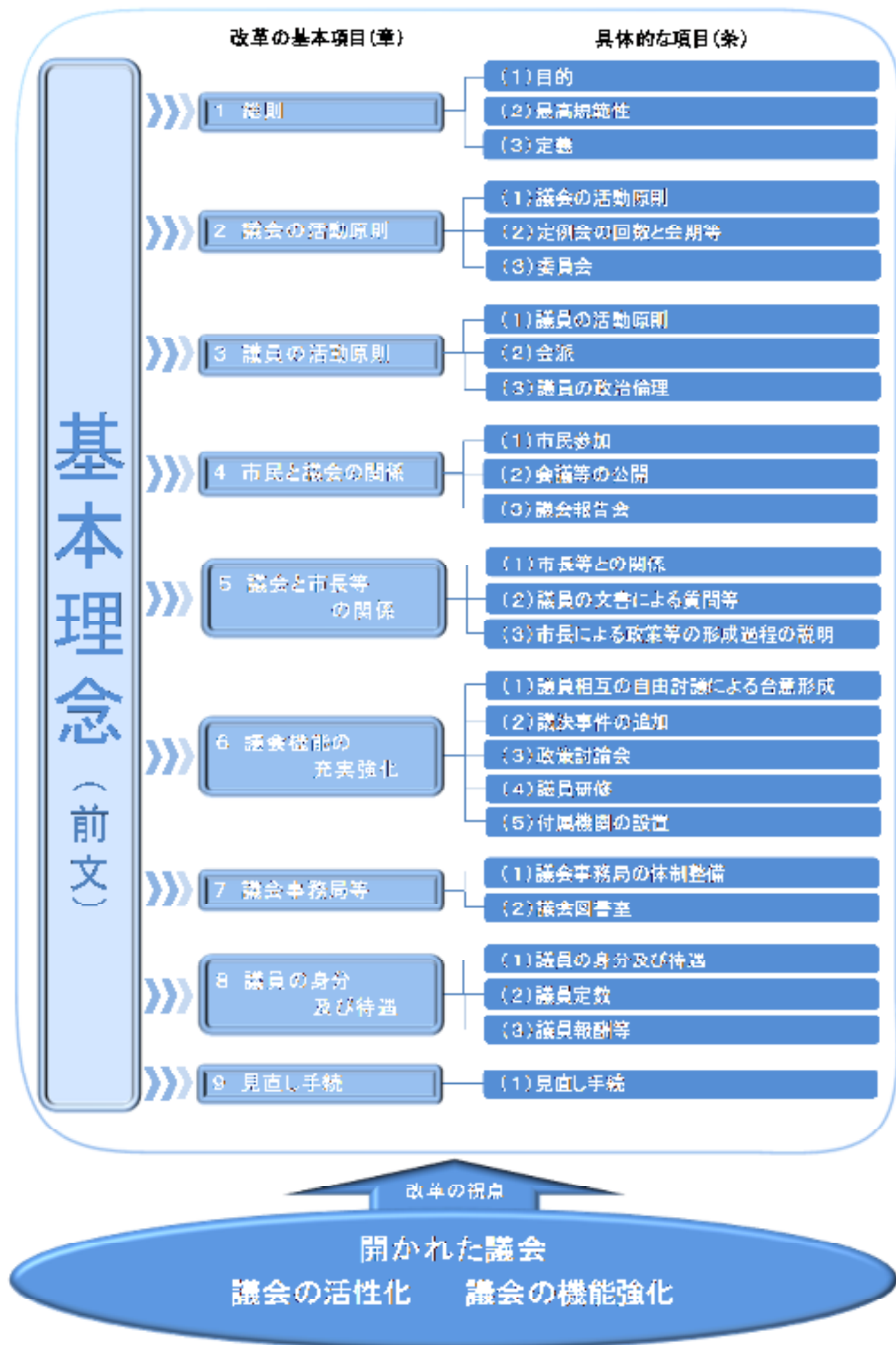
#### （3）具体的な項目等の変更

骨子策定時に盛り込まれていた項目等について，議会基本条例（素案）の条文の議論を深めていった中で，名称を変更すべきものや項目自体を削除すべきもの，また新たに追加すべき項目を見出したことから下記のとおり変更を加えました。

- ◇ 第1章「総則」の「最高規範性」については，憲法・法律・条例の関係の中には上位・下位の位置付けはあるものの，条例の中においては優先性は存在しないことから「最高規範性」という表現は望ましくないという指摘を受け，それを「条例の理念」に改めました。
- ◇ 東日本大震災により，本市においても多くの一般家屋やインフラ等が被災したことに加え，近年突発的に発生している竜巻による被害も受けたことから，これらの経験を踏まえ，災害等の不測の事態から市民を守るため第2章「議会の活動原則」に「危機管理」の項目を追加しました。
- ◇ 第5章「議会と市長等の関係」の「市長による政策等の形成過程の説明」については，表現が分かりにくいことから「市長の提案説明」に改めました。
- ◇ 第6章「議会機能の充実強化」に盛り込まれていた「附属機関の設置」については，同趣旨の規定が上位法である地方自治法第100条の2に規定されていることから，敢えて議会基本条例に規定しなくても事足りるとの意見から削除しました。

- ◇ 第8章「議員の身分及び待遇」の「議員の身分及び待遇」については、議員の人材確保を目的とした規定であり、それを敢えて項目建てすることは市民感情を鑑みると相応しくないとの意見から削除することとしました。
- ◇ 第9章「見直し手続き」という表現は、本市の他の条例との整合性を確保するため「補則」に改めました。

## ■ 議会基本条例の体系



# ■ 具体的な項目の基本的な考え方

## 第1章

## 総 則

### (1) 目 的

前文において掲げた議会の決意を受けて条例の目的を表す。

### (2) 最高規範性

議会基本条例は土浦市議会における最高規範であることを定めるとともに、下記の内容等を例に規定する。

参考例 ○他の条例との関係等 ○議員への条例の理念の浸透

### (3) 定 義

用語の意義を定める。

## 第2章

## 議会の活動原則

### (1) 議会の活動原則

議会が二元代表制の一翼を担う市民の代表機関であることを常に自覚した上で、下記の内容等を例に明確にする。

参考例 ○公正性、透明性及び信頼性の確保 ○開かれた議会運営  
○市長等執行機関の監視・評価 ○市民の多様な意見の把握  
○政策立案及び政策提言 ○市民に分りやすい議会運営

### (2) 定例会の回数と会期等

定例会の回数については、土浦市議会定例会条例に定めることとするか、あるいは当該条例を廃止した上で市議会の最高規範となる議会基本条例の中に盛り込む。

会期については土浦市会議規則に定めることとする。

#### 関連する法令等

- ・ 地方自治法 第102条第2項
- ・ 土浦市議会定例会条例
- ・ 土浦市議会会議規則 第5条

### (3) 委員会

委員会の運営や、審査に当たって留意すべき事項について定める。

また、委員会の具体的な運営事項等については土浦市議会委員会条例に定めることとする。

#### 関連する法令等

- ・ 土浦市議会委員会条例

**(1) 議員の活動原則**

議員が市民の代表として活動する上での基本方針を、下記の内容等を例に明確にする。

- 参考例**
- 市民意向の把握
  - 議員間の自由闊達な討論の重要性
  - 政策提案のための積極的な調査研究活動と資質の向上
  - 自らの議会活動について市民に対する説明責任を果たすこと

**(2) 会派**

合議機関である議会において、議員は議員集団として活動できることを改めて明確にする。

また、会派結成に当たっての考え方について、下記の内容等を例に明確化する。

- 参考例**
- 政策を中心とした同一の理念を共有する議員による結成
  - 政策提案のため調査研究活動を実施すること

**(3) 議員の政治倫理**

市民の代表者としての議員の姿勢について表現する。

また、議員の政治倫理についての詳細については土浦市議会議員の政治倫理に関する条例に定めることとする。

**関連する法令等**

- ・土浦市議会議員の政治倫理に関する条例
- ・土浦市議会議員の政治倫理に関する条例施行規則

**(1) 市民参加**

「議会で何が行われているか分からない」などの市民の意見を踏まえ、議会が「開かれた議会」の視点で市民と議会の距離を縮めるため情報を積極的に発信する。

平成23年11月の福嶋浩彦氏の講演では、「議会基本条例で一番大事なのは、市民との関係を定めることであり、ここがスタートになる。ポイントは、市民が議会に参加すること。この参加を権利として保障することが、議会基本条例の最も基本的なところである。」と述べている。

- 参考例**
- 市民に対する説明責任
  - 請願及び陳情の提出者の説明機会の保障
  - 参考人制度等を活用した専門的識見の討議への反映
  - 市民との意見交換の場を多様に設けることによる政策立案能力の強化

#### 関連する法令等

- ・地方自治法 第100条の2 第109条  
第109条の2
- ・土浦市議会委員会条例 第23条～第29条

## (2) 会議等の公開

透明性を確保することと、市民に対する説明責任を果たすための方策について下記の内容等を例に規定する。

なお、会議の公開については別に条例で定めることとする。

- 参考例**
- 会議の公開
  - 議員研修会等の公開

#### 関連する法令等

- ・地方自治法 第115条
- ・土浦市議会委員会条例 第19条
- ・土浦市議会傍聴規則
- ・土浦市議会委員会傍聴規則

## (3) 議会報告会

(1) の市民参加を実効性あるものにするための方策として、議会報告会を開催することが重要とされており、多くの市議会において実施されている。

議会報告会の運営に関することは別に規定することとする。

## 第5章

### 議会と市長等の関係

## (1) 市長等との関係

議会と市長等は適度な緊張関係を保持するとともに、論点及び争点が明らかとなる質疑応答をすることなど、執行部との関係の基本方針を定める。

また、市長等と対等な関係で政策論議を行い、市民にとって最善の政策判断ができるよう努める。

#### 関連する法令等

- ・土浦市議会会議規則
- ・土浦市議会委員会条例

## (2) 議員の文書による質問等

議員は閉会中であっても議長と協議の上、市長等に対し文書で質問をし、回答を求めることができるよう規定する。

## (3) 市長による政策等の形成過程の説明

市長等が提案する重要な政策等について、審議を通じて政策水準を高める議論を行うため、下記の内容等を例に市長に情報提供を求める。

議会は、その情報を基に立案及び執行における論点・争点を明確にした上で審議する。

- 参考例**
- 政策等を必要とする背景
  - 他の自治体の類似する政策との比較
  - 市民参加の実施の有無とその内容
  - 政策等の実施に係わる財源措置
  - 総合計画との整合性
  - 将来に渡る効果及びコスト

## 第6章

### 議会機能の充実強化

#### (1) 議員相互の自由討議による合意形成

議会は議員による討議の場であることを十分に認識し、市長等への出席要請を必要最小限に留め議員相互の討議中心に運営するよう努める。

また、本会議・委員会における議案審議等の結論を出す際には、議員間で十分に討議を尽くして合意形成を図るとともに、市民に対し説明責任を果たすことを明確化する。

#### (2) 議決事件の追加

地方自治法第96条第2項の規定により、積極的に議決事件の追加を検討していくこととする。

なお、議決すべき事件については別に条例で定めることとする。

#### 関連する法令等

- ・地方自治法 第96条第2項
- ・市議会の議決すべき事件に関する条例
- ・議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例
- ・市長の専決処分事項に関する件

#### (3) 政策討論会

市政に関する重要な政策及び課題に対して、議会として共通認識の醸成を図り、合意形成を得るための政策討論会について規定する。

#### (4) 議員研修

議員の資質向上及び政策立案能力向上のため、議員研修の充実強化を図ることとする。

#### (5) 付属機関の設置

審査、諮問又は調査のため必要があると認めるときは、議決により、付属機関を設置することができることとする。

#### 関連する法令等

- ・地方自治法 第100条の2

**(1) 議会事務局の体制整備**

議会及び議員の政策立案機能を高めるため、事務局の組織体制整備と、調査機能及び法務機能の充実強化を図る。

**関連する法令等**

- ・ 地方自治法 第138条
- ・ 土浦市議会事務局条例
- ・ 土浦市議会事務局規程

**(2) 議会図書室**

議員の調査研究に資するため図書の充実に努め、適正に管理運営する。

**(1) 議員の身分及び待遇**

議員としての人材確保の観点からも、議員の身分及び待遇の保障は議会制度を維持する上で重要であることから、議員報酬に対する市民の不満が募ることのないよう、常に市民の理解を得るよう努力する。

**(2) 議員定数**

議員定数については土浦市議会議員の定数を定める条例に定めることとする。

議員定数の改正に当たっての配慮すべき事項について定める。例えば市政の現状と課題や将来予測と展望等。

**関連する法令等**

- ・ 地方自治法 第91条第1項
- ・ 土浦市議会議員の定数を定める条例

**(3) 議員報酬等**

議員報酬・政務調査費については、別に条例で定めることとする。

議員報酬を改正する際は、議員の職責・職務など職務実態に相応しい対価として総合的に検討することとする。

政策立案及び政策提案を目的とした調査研究に資するために交付される政務調査費の執行に当たっては、土浦市議会政務調査費の交付に関する条例を遵守することとする。

**関連する法令等**

- ・ 土浦市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例
- ・ 土浦市議会政務調査費の交付に関する条例
- ・ 土浦市議会政務調査費の交付に関する規則



(1) 見直し手続

議会基本条例の目的が達成されているかどうかを検証するとともに、その結果条例改正の必要性が認められるときには適切な措置を講じることについて明確にする。

## 2 土浦市議会基本条例骨子（案）に対する各会派等からの意見募集について

当特別委員会として決定した土浦市議会基本条例骨子（案）について，議会内の合意形成を図るため骨子（案）に対する意見を各会派及び無所属議員から募集しました。

その結果，二つの会派から合計7項目の意見が提出されたほか，条文（案）が示された段階で意見を提出したい旨の申し出が口頭によりありました。

また，土浦市議会基本条例骨子（案）を市議会ホームページに掲載し，市民に審査状況を広報することで「開かれた議会」の実現に努めました。

なお，その後の土浦市議会基本条例（案）の策定作業において，提出された意見を踏まえた上で慎重な審査を進めていきました。

31ページ～32ページに各会派等からの意見を掲載しました。

平成 24 年 7 月 13 日

議会改革に関する調査特別委員会  
委員長 井坂正典 殿

創政会 会長 松本茂男

### 土浦市議会基本条例の骨子（案）についての意見

提言された骨子（案）に当会派にて意見交換会を開催したところ、次の件が提案されたことをご報告します。

- 提案された骨子の基本項目第 6 章の議会の充実強化の第 5 条付属機関の設置については必要性が無いとの意見があった。
- 第 4 章の市民と議員の関係、第 3 条議会報告会については実施方法や内容などについて、先行している議会で機能していない場合が多いので、具体的な提案がされた場合に意見を述べたい。
- 第 5 章の議会と市長等の関係の第 1 条市長等との関係で上げられる、一問一答式や反問権など一般質問の方法については提案したい事があるのでよく精査して頂きたい
- 提案された骨子についておおむね了承したが、条文については内容をよく精査して頂きたいので、条文の案ができれば会派の意見を聞く機会を設けて頂きたい。

## 土浦市議会基本条例骨子案に対する意見

日本共産党土浦市議団 久松 猛

1、 骨子案4、市民と議会との関係において、「請願・陳情の位置づけ」を加える。

(理由) 請願・陳情は市民の権利であり、これを議会は市民による政策提言と位置づけ、審議において必要な場合は提案者の説明、意見を聞く機会を設ける必要がある。

2、 骨子案6の「付属機関の設置」については、テーマごとに必要において設置するのか、常設とするのか、設置した場合の運営及び付属機関の示した見解の取り扱いをどうするのか、骨子に含めるかどうかも含めてもっと検討する必要がある。

3、 骨子案6に、「一般質問は一問一答方式とする」を加える。

### 3 土浦市議会基本条例（素案）の策定

特別委員会がまとめた土浦市議会基本条例骨子と、その骨子に対する各党派等からの意見を基に条文の検討を第10回委員会から第15回委員会の6回に亘り協議を行いました。全9章を3章ずつに分け、その3つの章について見直しを含めて2回協議する手法で策定作業を進めました。

条文作成に当たって参考とした議会基本条例は、三重県伊賀市・兵庫県加西市・岩手県花巻市・神奈川県横須賀市・三重県亀山市・山口県防府市・静岡県富士市をはじめとする先進自治体の議会基本条例です。

主な協議の内容については以下のとおりです。

#### ■ 第2条（最高規範性）

- 憲法，法律，条例の関係では上位下位はある。また，法律には一般法と特別法があり，一般法よりは特別法が優先される。後にできた法律が優先されるという後方優先の原則もあるが，条例については，優先されるものがないので最高規範という表現は望ましくないという指摘を受けた。
- 栗山町や伊賀市等の先んじて基本条例を制定した自治体は，最高規範を前面に出して，議会改革を推し進めるという姿勢を市民にアピールしているところが見受けられるが，後発の自治体は最高規範を規定していない。

協議の結果「最高規範性」を「条例の理念」と訂正し，文言の整理を行いました。

#### ■ 第3条（定義）第1号

- 「市民」という用語の意義について，土浦市に住民登録してある人を「市民」と限定する場合と，広義の意味での市民と捉える場合と二通りあり，この定義案の場合は，土浦市に関わっているだけで「市民」となり，政治的な部分で本来住民登録してある市民の意見が大事だと思いが，そうでない人達の意見が強くなってしまいう気がする。条例を逆手にとった悪用を防ぐため「市民」に制限を加えるべき。
- それでは排他的になってしまうから，全てオープンにすることが大原則。
- 特別委員会では広義の意味での捉え方，我々は土浦市民の有権者から選ばれているが，それだけではなくて何等かの形で土浦市において活動している方にも影響が出てくるという意味合いにおいて，広義の意味での市民を対象とした議会運営をするべきだろうということに立って広義の「市民」の概念を採用する。

#### ■ 第4条（議会の活動原則）第3号

- 「情報公開」は受動的は表現だから削除し，より積極的な「情報提供」のみで良い。

#### ■ 第5条（定例会の回数，会期等）

- 地方自治法の改正により通年議会を採用することが可能となったことから，通年議会について研究すべき。

- 今までずっと年4回の定例会でやってきた中で、いきなり通年議会を採用するのは困難。
- 通年議会では手続きが省かれることから柔軟に議会が開ける。

#### ■ 第7条（危機管理）

- 天童市が基本条例の視察に来た際、この危機管理について質問された。指揮系統が市長と議会の2つになってしまう懸念はないのかという質問内容であった。土浦市は災害時に市民の意見を吸い上げて市長側に話すことが議会の役割だろうという前向きな考えからいろいろ手助けをするという意味の条例であると説明した。
- 危機管理はあった方が良いが、指揮系統が2つあるといろいろな問題あるから、それを解消し、かつ分かりやすくするためにこのような条文に改めた。

#### ■ 第8条（議員の活動原則）

- 市民から選ばれた議員は本当は全ての常任委員会の内容を知っておくべき。地方自治法改正で複数の常任委員会に所属することが可能になったことから、事務や実務的な課題はあろうが、原則2つの常任委員会に所属することができると加えてはどうか。
- 複数所属については、日程調整等のデメリットが多く事前調整など増えてくるのでやりにくくなるのは当然。導入すると大幅な改正が必要になる。

#### ■ 第9条（会派）

- 会派についてここまで明確に規定する必要があるのか。仲間同士集まっているのだから必ずしも理念が一緒とは言い切れないし、例えば政策のシビアな面において政党のように右へならえとはなかなかない。
- 理念を一致するではなく「共有する」だから良いのではないか。

#### ■ 第10条（議員の政治倫理）

- 倫理性だけでなく、法を遵守することが前提にあって倫理という言葉がでてくると思うので「法を遵守する」を加えるべき。
- 法を守ることは選挙で選ばれてきた者として当然のこと。
- 政治倫理条例があるのだから、基本条例ではこれで良い。

#### ■ 第11条（市民参加）第2項

- 請願・陳情者の意見陳述について、条例案は「設けなければならない」義務規定だが、花巻市では「設けることができる」努力規定になっている。この案だと同趣旨の請願・陳情や過激な内容の請願・陳情についても全て意見陳述を認めることになってしまうので、花巻市のように「設けることができる」とした方が良い。

#### ■ 第13条（議会報告会）

- 議会報告会では議会の報告をメインとしながらも、視察の報告等についても加えられれば良い。

- 中学校地区ごとに開催するのが良い。
- 特別委員会委員以外の議員は議会報告会を余り理解していないと思うから、この特別委員会が全議員に対して議会報告会のスタイルで役割分担をした上で、議会基本条例等の説明及び質疑応答をしてはどうか。すると議会報告会についての認識が深まると思う。

全議員への説明会は、日程調整の上、議場にて行うこととなりました。

■ 第14条（市長等との関係）第3項

- 反問権については、行使している先進地が少ないことから考え方を十分議論する必要がある。
- 反問権は、市長等が議長に行使を要求するので議長の裁量の範囲になる。一問一答を導入すると内容が突き詰められてくる。その中で反問権の必要性が出てくることからセットで考えるべき。

■ 第15条（議員の文書による質問等）第1項

- 政治的にシビアになったとき議長の主観では困るので、「重要かつ緊急な」についての何らかの基準を作った方が良い。
- 「重要かつ緊急なもの」の基準は難しいので議長が判断するのが良い。

■ 第15条（議員の文書による質問等）第3項

- この条文案は、私達が部長・課長達にお願いしていること全てを文書化して透明性を図る趣旨であり、これは私達にとって多少窮屈で違和感がある。

■ 第20条（議員研修）第1項

- 「議員研修を行わなければならない」という表現がきついで、「行うものとします」の方が良い。
- 最高規範性という意味からも「行わなければならない」と言い切ってしまうと良い。

■ 第21条（議会事務局の体制整備）

- 事務局長及び職員は市長部局から派遣されており、行政の力を借りている。これが当たり前のような認識に立っているが、そろそろこれにメスを入れる必要があるだろう。そこで、21条の後に「事務局長は議会の専任とする」つまり議会が直接雇用し独立してやっていくことを話題にして欲しい。
- 基本的には正しい方向だろうが、細かい部分をいろいろ議論しなければならず、時期尚早ということで問題提起という形に留めておく。

■ 旧第23条（議員の身分及び待遇）

- 横須賀市議会を参考とした条項なので横須賀市議会に問い合わせたところ、昨今、議員報酬については日当制を採用する団体が出てきたり、議員報酬に対する市民感

情の高まりが世論としてある中で、横須賀市ではそうではないんだと、有能な人材を確保していくんだということを前面に掲げたというものだった。

- 身分と報酬は必要ないと思う。そうするとこの23条自体が必要なくなる。横須賀市の意図が、この条文からは伝わってこないで不要のような気がする。
- 議会に対する不信感を払拭すべく基本条例を作ろうとしているのだから、屋上屋を重ねる必要はない。

以上のことから採決を行った結果、全会一致で第23条（議員の身分及び待遇）を削除することとなりました。

#### ■ 第23条（議員定数）第2項

- 伊賀市、花巻市にあるように人口・面積・財政力を入れた方がすっきりする。これから定数の在り方を考えるに当たって物理的な面積要件を検討する必要があるからこれを加えるべき。
- 条文案では「他市との比較だけでなく」となっているが、伊賀市は「類似市の議員定数と比較検討し、決定する」とあり、人口・面積・財政力と具体的な指標を検討するという。この案だとそれが謳われていないので基準が曖昧。だから基準となるものが謳われている伊賀市を土台として土浦市も考えていけば良い。

#### ■ 第24条（議員報酬等）第2項

- 「行財政改革の視点」というのもあるから「財政力」を一緒に含めた方が良い。

#### ■ 第25条（見直し手続）

- 条文案では、見直し手続を議会運営委員会が検証することとなっているが、防府市では議会改革推進協議会での検証となっており、基本的には防府市の方が良いと思う。自治法109条2で議会運営委員会は議会の運営、議会の会議規則、条例等に関する事項、議長の諮問に関する事項の3点について委ねられているから、全体の検証をするのは議会運営委員会には馴染まない。
- 広い意味で議会の運営の中に入ると思う。
- 改選後この特別委員会がない中で、具体的に見直しする際は該当する委員会がないことから現存する中では議会運営委員会が一番良い。
- 広い意味で議会の運営の中に入ると思う。
- 「議運において」と限定する必要はない。全協で協議しても構わない。改選後、新しい議員が協議するのだから全員で協議すべき。
- 細かい検証する場合、余り大人数でやると意見の集約ができないだろう。
- 改選後のメンバーの判断で協議機関を設置することとなるので、最初から議運に限定されると議運のメンバーになれなければ意見を述べることができなくなってしまふ。だからなるべく限定しない方が良い。
- 敢えて検証機関を限定しない方が運用しやすいと思う。場合によっては議会自らではなく第三者機関に検証を委ねるような手段も採れる。

議論の結果、「議会運営委員会」を削除し「議会」が検証することとなりました。



## 4 通年議会の検討

平成24年8月に地方自治法の一部が改正され、第102条の2において、地方公共団体の議会は、条例により定例会・臨時会の区分を設けず、通年の会期とすることができることとされました。

また、土浦市議会基本条例（素案）に第5条として「定例会の回数、会期等」を盛り込むこととしたことから、委員発議により先進事例等について調査・研究する運びとなりました。

調査当時、通年議会を採用している自治体はごく僅かで、その内、三重県四日市市議会・愛知県豊明市議会・長崎県壱岐市議会の状況について調査・研究し、通年議会を採用することの意義や、採用することによるメリット・デメリットについて議論しました。

主な議論の内容については以下のとおりです。

- 通年議会は阿久根市の問題があつて始まったことだから、市長が専決処分を乱発しなければ通年議会を採用しても同じ。
- 「議員は何をやっているんだ、定例会だけやればいいのか」という誤解を招かないための通年議会という話もある。
- 通年議会にした場合、費用弁償が増える。
- 議会改革だから議会費が嵩むようなことにならないようにしなければならない。
- 今まで年4回の定例会をやってきて、これをいきなり通年議会というのは無理があり、採用しようという話は出てこないと思う。将来的に世論がどうなるか分からない中で、通年議会がクローズアップされ世論の後押しを受けて採用しようという動きが出るかもしれない。
- 他市において、通年議会を採用したにも拘らず専決処分の数が増えており、いかななものかという一般質問が出ている。これでは通年議会をやる意味がない。最初から通年議会を採用するのではなく、最初は現状通り行って、報告会をその都度区切り良くできるので、当初はその形で行った方が良い。
- 実績等を聞いたら余り変わらないと思うので、現状のままで良い。

以上のような議論の末、当特別委員会としては通年議会を採用せず現状通りとするとの結論に至りました。

## 5 常任委員会複数所属の検討

平成18年5月に地方自治法の一部が改正され、第109条第2項に規定されていた常任委員会への所属制限を撤廃されていることもあり、委員発議により常任委員会複数所属について調査・研究することとなりました。

調査当時、常任委員会複数所属を採用している市議会は、長野県飯田市議会のみであり、その状況について調査するとともに、県内市議会及び類似団体の市議会の常任委員会の構成について調査し、常任委員会複数所属を採用することの意義や、採用す

ることによるメリット・デメリットについて議論しました。

主な議論の内容については以下のとおりです。

- 市民から選ばれた議員は全ての常任委員会のことを知っておかなければならない。実務的な課題は出てくると思うが、議会基本条例第8条（議員の活動原則）に原則として2つ所属することができるかと加えてはどうか。
- 複数所属することによって説明責任を果たすことができ、ひいては市民サービスが図れる。
- 委員会で議論を交わす上で最低構成人数がある。3～4人ではなく、最低でも6～7人。逆に多すぎると意見がまとまらない。だから定数にも係わってくる。定数が少ない議会では複数所属して10人の構成にしたりしている。だから、定数削減を含めて複数所属を考えても良いと思う。
- 複数所属の意義があるか疑問。常任委員会の開催をずらして傍聴できる環境整備をすれば情報を得られる。
- 単に聞くだけならその通りだが、論議をすることが大事。
- 複数所属を採用することによって視察費用が嵩むことを考えないといけない。議会改革で議会の費用を下げようとしている中で上がってしまうような結論になってはいけない。議会改革で一番目に見えてくるのは費用削減の面だと思うので、年2回を1回にするとか、一人2回にするとか、その辺まで含めて考えるべき。
- 技術論や方法論については後で考えれば良いことであって、市民に説明責任を果たすという大きな目的のためにまず採用すべき。
- メリット・デメリットを含め方法論も議論しなくては、複数所属について決められない。

複数の常任委員会に所属して市民への説明責任を果たすという意見と、議会費削減の観点から必要ないという意見があったことから採決を行った。

その結果、賛成少数により現状維持とすることとなりました。

## 6 土浦市議会議会報告会実施要項（案）の策定

土浦市議会基本条例（素案）第13条第2項の規定に基づき議会報告会の実施における必要な事項を定める土浦市議会議会報告会実施要項（案）について協議を行いました。

条文作成に当たって参考とした他市の要項等は、三重県伊賀市・埼玉県所沢市・静岡県菊川市・兵庫県加西市・福岡県春日市・静岡県三島市・山口県防府市・新潟県上越市をはじめとする先進自治体の要項等です。また、平成25年2月の上越市議会議長の講演会における議会報告会を実施するうえでの体制づくりについても参考としました。

主な協議の内容については以下のとおりです。

### ■ 第3条（実施内容）第2項

- 「自己の意見を述べてはならない。」とあるが、議員個人の政策について述べてはいけないのか。
- それは個人の報告会で述べてもらう。
- 報告会の内容は、議会活動や予算等の審議における事実だけを報告するものだから、そこに私的意見が入ってしまっておかしい。ただそれだけでは参加者が飽きてしまって、参加者が集まらなくなってしまうので、その他に意見交換会を設けてあるので、その時に意見を出してもらったり、それに対して答えていく。ただ、公的な会議だから私的な答えはできない。土浦市議会の総意としての答弁となる。

### ■ 第4条（報告会の運営）

- 運営に関して、この広報公聴委員会がするのか、あるいは議運に委ねるのかということを議論した方が良い。
- 広報公聴委員会を設置した方がスムーズにいくと思う。
- 広報公聴委員会には賛成だが根拠法が乏しい。
- 議会報編集委員会を発展させた広報公聴委員会が一番当てはまると思う。その議会報編集委員会は会議規則159条の協議の場に入っている。

### ■ 第5条（出席議員）

- 報告会は全員でやる方式もある。
- 4班編成の案は地区懇談会をイメージして提案した。8地区を全員で回ると日程的に厳しいから、班編成した方がスムーズ。また、人数が少ない方が密接な意見交換が行える。
- この要項は改選後の施行で、仮に新人議員が多くなった場合、班編成して果たして何処までできるか懸念されることから、初めは市内1箇所ですべて全議員参加が良いと思う。
- 班編成する際は当然期数等を勘案する。また、新人議員は議会報告会で場数を踏むことによって成長する。
- 報告会の内容によって代表が出席するかもしれないし、全員で出席するかもしれ

ない。

- それは議運で決めること。広報広聴委員会は必ず出席するようなイメージ。
- 初めてのことで反発も多いと思うから柔軟にした方が良い。
- 議会運営委員会で決定するとなっているが、全て広報広聴委員会に委ねた方が良い。

#### ■ 第7条（報告会の記録）

- 要点筆記については、「電子記録機などを活用し、要点筆記…」とし、記録を残しておいた方が厳密だと思う。
- 「要点筆記」としてあるのに、それを明記するとかえって縛りがきつくなる。訴訟の材料になるとか、電子記録の証拠能力の議論になってしまうので、この要項では「要点筆記」程度の表現で良いと思う。

## 7 土浦市議会広報広聴委員会規程（案）の策定

現在、議会活動の広報については、土浦市議会報発行規程の定めにより議会報編集委員会を設置し、議会報（市議会だより）を編集発行・配布することで広く市民にお知らせしているところです。

土浦市議会議会報告会実施要項（案）においては、議会報告会の開催日程や報告会の運営等については広報広聴委員会に委ねることとしています。

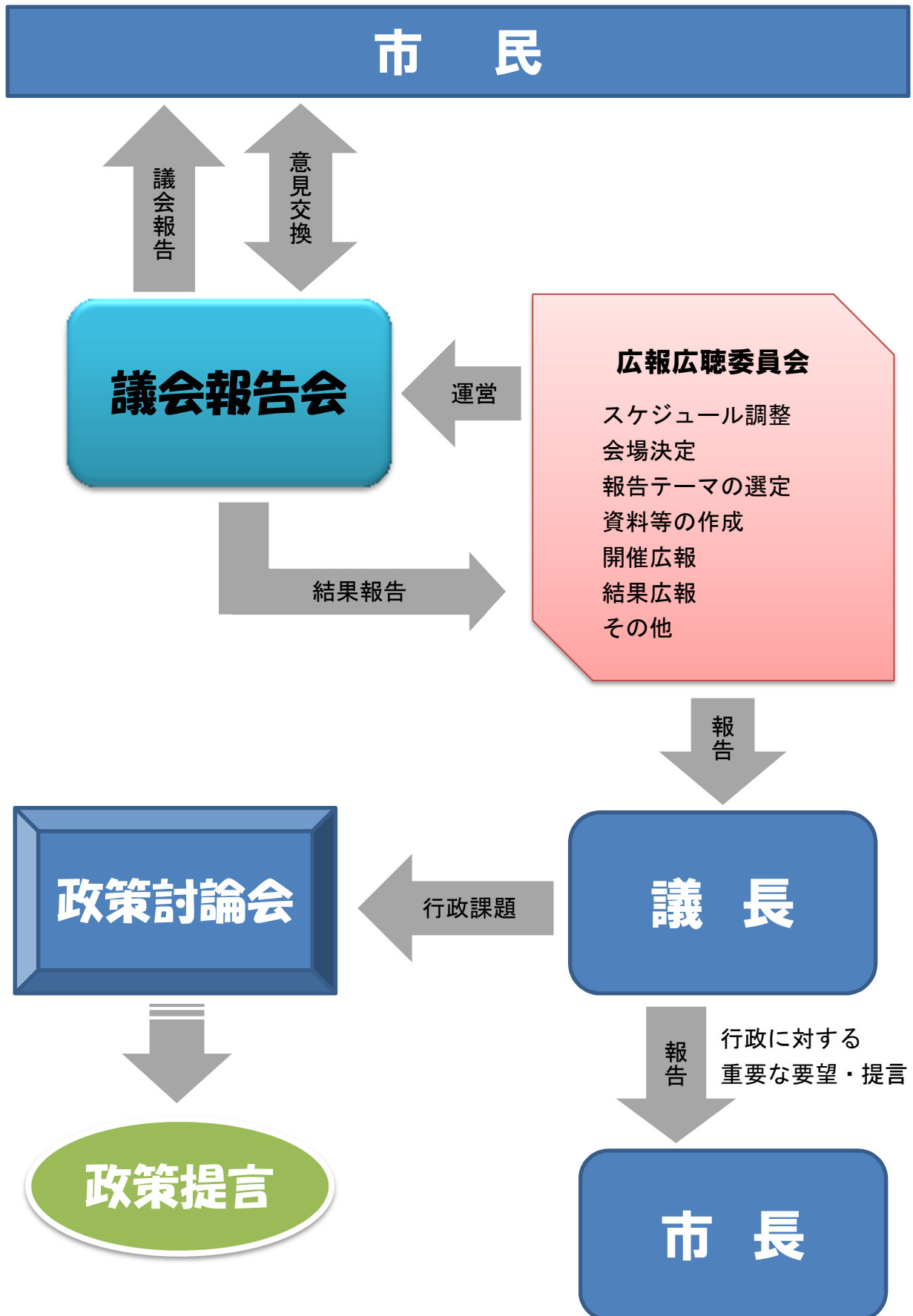
平成25年2月の講演会で研修した新潟県上越市では、議会報告会の運営等を広報広聴委員会が行っており、スムーズな運営ができていることから、上越市をモデルとして検討を進めました。

そこで、既存の議会報編集委員会の広報活動を更に充実させると同時に広聴活動を加え、議会報編集委員会を発展的に解消し、新たに広報広聴委員会を設置することとしました。それに伴い、土浦市議会報発行規程を廃止し、新たに土浦市議会広報広聴委員会規程（案）を策定するものとしました。

当該規程の具体的内容については、議会報の編集及び発行に加えて、議会報告会の企画及び運営、議会報告会で聴取した意見等の整理、議会ホームページの運用並びに議会の放映について（ケーブルテレビ放映、インターネット配信）等を所掌事務とし、副議長、常任委員会委員長及び議会運営委員会委員長を広報広聴委員会委員に充てることとしております。

議会報告会に係る広報広聴委員会の役割と、議会報告会での結果の取り扱いについては分かりにくい部分があることから、「議会報告会のフロー」を作成し41ページに示しました。

# 議会報告会のフロー



## 8 土浦市議会基本条例（素案）等に対する各会派等からの意見とその対応

当特別委員会では、これまで15回に亘り特別委員会を開催し、各会派等からの意見を基に議会基本条例の骨子を決定した上で議会基本条例（素案）、議会報告会実施要項（案）及び広報広聴委員会規程（案）をとりまとめました。

具体的な条文（案）ができたことから、改めて議会内での合意形成を図るため各会派等から意見を求めました。

その結果、3会派から意見が提出されましたので、その意見に対する当特別委員会としての対応について協議を行いました。

提出された意見とその対応は43ページ～47ページに掲載しました。

主な協議の内容については以下のとおりです。

### ■ 全体について

- 基本条例制定趣旨を理解してもらうためにこういう対応（案）となった。
- 議員の権限は地方自治法に規定されているから、ここで云々は必要ないと思う。

### ■ 第3条第1号について

- 特別委員会としては広義の意味での捉え方。我々は土浦市民の有権者から選ばれているが、それだけではなくて何等かの形で土浦市において活動している方にも影響が出てくるという意味合いにおいて、広義の意味での市民を対象とした議会運営をするべきだろうというところに立って「市民」の概念を採用している。
- 例えば市民が議会に署名を持って意見を出してくることは多々あるが、ネットなどで署名を全国的に展開されたときに、それをどう解釈すべきかという点で広義に捉えるともの凄いな数になる。その辺を懸念して出てきた意見だと思う。直接請求権は市民に限定しているから、それを考えたときにこれで良いのかと思う。
- 直接請求権は地方自治法で規定されているから当然。
- 行政としては幅広い捉え方で運用されている。
- 市のパブコメ要綱での市民等の定義は広義の解釈。

### ■ 第4条第6号、第6条第2項、第8条第1号、第17条第1項について

- 方法論については今後議会内で議論していく必要があるという文章にすれば良い。

その後の当特別委員会において、自由討議について協議した結果、会議規則の一部を改正する案を示しました。

### ■ 第17条第2項について

- これは議会に対する基本の条例なので、これはこの文章のままで良いと思う。
- 二元代表制をしっかりと考えて議員間でもっと討議をしようという意味合いの条文だからこれで良い。

# 議会基本条例(素案)等に対する意見とその対応

	会派	意見(要旨)	対応
全体	明政会	議員の責務のみをことさら強調する部分が多く、議員の権限に関する規定や表記が希薄で、バランスが悪い。	全国的に、政務活動費の使途を巡っての批判の高まり、「3ない議会」への批判、議員定数・議員報酬への批判、こういった議会または議員への不信感が募り、議会不要論まで言われるようになってきている。こうした市民感情を払拭すること、またはそれに対抗すること、これこそが議会基本条例制定の真の目的である。 そうしたことから、議会及び議員自らを律する規定が多く盛り込まれており、全国的にも同じような状況にある。また、それらは議会としてあるいは議員として、ごく当たり前の規定が多い。 議員の権限については、議会基本条例より上位の位置付けとなる地方自治法(第6章)に定められていることから、議会基本条例には敢えて規定していない。
前文 第10条	創政会	「負託」を「信託」に変更	広辞苑では、「国民の負託にこたえる」と用例を示しており、「信託」は財産運用を委任する意義の用例ばかり。従って原案どおり「負託」を採用する。
第3条 第1号	明政会	「法人」とは営利法人及び非営利法人の両方を指すものか？	営利法人は当然法人税を納める納税者であり、非営利法人が例え納税していなくても、その活動が社会的貢献に寄与する場合もあることから両方を対象としている。
		その他の団体とは具体的に何を指すものか？	町内会・ボランティア団体等の様々な活動をしている社会的活動を行う団体。
		反日的なものや反社会的なものまでを含む全ての団体、法人と称するものまでも対象と解せられるがそれでよいのか？	公序良俗に反する事項を目的とする法律行為は、民法で無効とされていることから、反日的または反社会的な行為については対象とされない。
第3条 第1号	明政会	市民について、市内に在住は理解出来るが、在勤又は在学する個人及び市内で活動する法人、その他の団体をいうという点は理解出来ない。特に市内で活動する法人、その他の団体とは、どういう根拠で市民という定義の中に入れていいのか疑問。特定の団体が、何等かの意図をもって市民を代表してなどと発言されても、この条文通りになると対応できないと思う。この点については再考を望む。	市政においては、住民登録のある者に限らず、通勤・通学者や企業、法人、団体等に対しても、市民として義務を課し、又は権利を制限し、一方では市が取り組む「協働のまちづくり」を担う重要なパートナーとして捉えており、市政運営の一翼を担う市議会としても、執行機関との整合を図り、そのような「広義の市民」を対象とする議会運営を考えなければならないと思う。 (土浦市男女共同参画推進条例、及び土浦市安心で安全なまちづくり条例においては、「広義の市民」の捉え方をしている。)

	会派	意見(要旨)	対応
第4条 第6号 第6条 第2項 第8条 第1号	明政会	本会議や委員会での自由討議の具体化について	最高規範である議会基本条例においては、具体的な方法論について規定せず、今後会議規則等に盛り込むかどうか議会内で検討することとする。
第8条 第1号 第17条 第1項	創政会	議員間の自由討議をするための具体的方法を明示すべき。	
第4条 第7号	創政会	「不断に見直しを行うこと」⇒「必要に応じて見直しを行うこと」又は「継続的に見直しを行うこと」	原案どおりとする。
第11条 第1項	明政会	議会、議員が知り得る様々な情報の提供が義務とされるが、それでよいか？	「土浦市議会が保有する情報の公開に関する規程」により、「土浦市情報公開条例」に準ずるよう規定されている。その中で「公開しないことができる情報等」が定められており、それに基づき「情報を発信する」ことになる。
	明政会	解説に「市民からの負託に 応えるため…」とあるが、 議員に負託するのは有権者・住民であり、「市内に 在勤又は在学をする個人 及び市内で活動する法人 その他の団体」ではない。 この矛盾をどう解釈すればよい？ また、市税を負担する住民と、 負担しない市外に居住する人々が「市民」として 土浦市において同じ権利を有するのは不公平にならないか？	市政においては、住民登録のある者に限らず、通勤・通学者や企業、法人、団体等に対しても、市民として義務を課し、又は権利を制限し、一方では市が取り組む「協働のまちづくり」を担う重要なパートナーとして捉えており、市政運営の一翼を担う市議会としても、執行機関との整合を図り、そのような「広義の市民」を対象とする議会運営を考えなければならぬと思ふ。
第11条 第2項	明政会	議会側から要請できる条文を付加すべき。	横須賀市では、「議会は、請願及び陳情を市民による政策提案と位置付け、真摯に取り扱うものとする。この場合において、請願者若しくは陳情者の求めに応じて、又は議会自ら、請願者又は陳情者が説明や意見陳述を行う場を設けることができる。」としていることから、本市も「議会は、請願及び陳情を市民による政策提案と位置付け、その調査及び審議においては、これらの提案者の求めに応じて、又は議会自ら、意見を聴く機会を設けることができる。」とする。
第13条	明政会	条文化する前に試行して、その方法を考えた方がよいと思う。	議会報告会は、議会基本条例の3つの必須要件の一つであることから当初から実施すべき。



	会派	意見（要旨）	対応
第13条	明政会	議員個人の見解を述べることは原則禁止されているが、それでは市民との意見交換会という趣旨にそぐわない。	意見交換会では自己の意見を述べざるを得ないとする。 議会報告会実施要項第3条第3項を第1項にかかるとする。（第2項と第3項の順番を入れ替える）
		実施要項に個々の意見を求められた場合にのみ言えるとの例外措置があるが、議会としての統一見解と自己意見が相反する場合はどうするのか？	その場合は簡潔に自己意見を説明する。 個々の主義主張については、個々の政務活動の中で論ずるべきである。 細かい運用については、広報広聴委員会において議論する。
	単に情報の伝達や事後報告、それについて市民からの意見を聞くためだけのものにしか過ぎないのであれば不必要。	議会の報告については「事後報告」という性格だが、テーマを設定した意見交換は一定の範囲内で自由な発言が可能であるから有益なものとする。 議会報告会は2部構成で、1部は議会としての報告、2部ではテーマを設定した市民との意見交換を実施する。	
第13条	明政会	議員個々の意見を述べる事は出来ず、議決された事項だけ統一して報告するだけでは、議員及び市民の意見交換にならない。	議会の報告については「報告」という性格だが、テーマを設定した意見交換では一定の範囲内で自由な発言が可能であることから議員と市民の意見交換となる。
	公明党 土浦市議団	担当委員会において、十分な議論のもと、しっかりした計画を立て実施すべき。	広報広聴委員会が主体となり、参加する議員全員が十分な準備のもと実施する。
第14条 第3項	明政会	質問の趣旨を確認する反問権と、議員の質問内容や考え方について市長等が捉え方の違いを表現する反問権があるが、土浦市の反問権はどちら？	質問趣旨の確認は、これまでも壇上にて事実上行われている。 また、市長等が質問者の考え方を問う、いわゆる「反論権」については、二元代表制の下、互いに緊張感を保持し切磋琢磨するために付与すべき。 伊賀市議会議長が言っていたように「反論権」付与により議員が勉強するようになり、議員のレベルアップに繋がる。 結果的に議員力・議会力の向上に繋がれば、市民の利益になる。
第17条 第2項	明政会	執行部の出席要請を必要最小限にとどめることを敢えて条文化する理由は？	委員会では執行部に対する質問や要望が大半で、議案等に対する議員間の自由討議がほとんどなされていない状況から、自由討議を促す意味で敢えて条文化している。 なお、議員間の自由討議は議会基本条例の3つの必須要件の一つとされている。 また、「執行部の出席要請を必要最小限にとどめる」について、具体的には委員会において請願陳情の審査時や、案件のない部課長の出席要請を控えることが想定される。

	会派	意見（要旨）	対応
第17条 第2項	明政会	定例会開会中の委員会では議案によっては、市長の出席で説明すべきとの議案は過去幾らでもあった。本来、市長に対しては提出した議案の中で説明すべきと委員会で同意をみたものは「必要に応じて出席要請出来るものとする」と条文の是正をお願いしたい。	各案件についての合意形成に至るまでは、議員相互がしっかりと議論を尽くすということ、市民に示すことがこの条文の狙いであることから原案どおりとする。
第19条	明政会	解説によると討論会における議題は議会報告会での市民意見のみを扱うように解せられるが、日常の議員活動からの課題は扱えないのか？	解説では、「議会報告会などで」としており、日常の議員活動による発議を排除するものではない。
	明政会	ここで言う政策立案・提言の主体は誰か？	議会として政策討論会を開催するが、その後は様々な対応が考えられる。例えば、議会として執行部に政策提言するもの、議会として他の機関等に要望するもの、議案として提出するものなどが想定される。 議案の提出は、会議規則に定められているとおり議員及び委員長が議長に提出するものである。
	明政会	政策討論会の前提が、議会報告会などで市民から聴取した意見となっているが、討論をしても統一見解が出ないことが考えられ、政策提言をする迄の方法はどう考えるのか？討論会で採決はないと思われるので、提言は難しいのでは。これも試行してみて、その内容が具体化しないと条文に入れるのは早いと思う。別に条例で定めなくても、議会同意でも出来ると思われる。	議会報告会では地域の細かな要望や、重要な行政課題が提起されることが想定される。それらを議会運営委員会で協議の上、市長に報告すべきものは議長名で報告し、調査研究が必要なものや政策提言すべき重要課題については政策討論会で議論する。 政策討論会の議論の過程で必ずしも議案の提出までの合意形成が出来ないものも当然出てくると思われるが、どうしても実現させたいと考える議員は、執行部に対し一般質問する、あるいは議員提出議案として提案すれば良い。
	創政会	政策討論会の具体性が欲しい。	必要に応じて議長の判断で開催することとなる。
第23条 第2項	明政会	市民の意見を参考とし、検討するものとするになっているが、ここでいう市民は当然市内在住者、特に選挙人有資格年齢の方をいうと思うが、どうか？	ここでも「広義の市民」と捉えることとする。

	会派	意見（要旨）	対応
第23条 第3項	明政会	「市民の直接請求」の「市民」は、定義付けされている「市民」とは異なる。	「市民の」と「(以下「直接請求」という。)」を削除する。
第25条	明政会	誰が何をどのようにして検証するのか、別途考えを示さなければ、見直し手続は出来ないのでは。	改選後の議員が決定すべきものであることから、このような表現にしている。 その時の状況により特別委員会を設置するなど、対応は様々になると考えられる。

## 9 土浦市議会基本条例（素案）等の説明会

委員発議により、議会報告会のイメージを共有することを目的に、議場にて全議員を対象に議会基本条例(素案)、議会報告会実施要項(案)及び広報広聴委員会規程(案)の説明会を開催いたしました。

議会報告会と同様に役割分担をそれぞれ決めた上で、全委員が説明等を行いました。

本番の議会報告会同様、準備段階におけるパワーポイントの資料作成を委員自らい、当日の受付やパソコンの操作についても委員が積極的に運営を行いました。

出席者は特別委員をはじめとした全議員で、説明会は公開で行ったことから傍聴席には執行部から数名の傍聴者がありました。

後半の質疑応答においては、議員からいくつか質問がなされ委員が回答しましたが、後日開催の特別委員会において改めて整理した上で、その質問に対する対応を協議しました。

主な協議の内容については以下のとおりです。

### ■Q3（第17条第2項）について

- 小さい町村においては頻繁に執行部を呼んで説明させたりしていたことから入っている条文。土浦規模の市では今までもないし、これからもないと思うので削除しても良いと思う。
- 今は大丈夫だからこれからも大丈夫ということではなく、その辺を良く議論すべき。
- この章は議会機能の充実強化なので、第2項は充実強化に当てはまらないという理由なら削除しても良いと思う。
- 第2項は、第1項に包含されているので第2項は削除して良い。

説明会における意見と当特別委員会としての対応については以下のとおりです。

## 基本条例(素案)の説明会における意見とその対応

- Q1** ○ 市民の定義についての前回の回答に「住民も広義の市民も同じように義務を課し、又は権利を制限している」と書いてあったが、具体的にどういうことか。
- 市民の定義について、「執行部と同調して」という説明では危なっかしいと思うので、もう一度回答してもらいたい。

- A** 広義の市民であっても土地等の固定資産を所有していれば、固定資産税・都市計画税の市税の納税義務がある。同様に広義の市民であっても、企業活動を通して法人市民税を納税している。

また、建築基準条例においては、市内に建築しようとする広義の市民に対して様々な制限を加えている。

このように自治体は、条例により広義の市民にも住民と同じように義務を課し、又は権利を制限しており、議会はその条例を議決する意思決定機関であることから、

基本条例における「市民」の定義において広義の市民を除外することは出来ない。

**Q2** 議会報告会は誰でも自由に参加できる。例えばある意思を持った団体・個人が大挙して押し寄せて、一度可決した議決案件に猛反対するようなことも考えられる。そういう危険性を入り口で排除しておくべき。

**A** 第4条第3項に規定しているとおり議会は議決責任を重く受け止め、毅然とした態度で説明責任を果たさなければならない。

**Q3** 第17条第2項について、現在も委員長裁量で執行部は退席しているし、第17条の趣旨は第1項で充分語られていることから第2項は必要ない。

**A** 第2項については、第1項の中で読み取れることから、第2項を削除する。

**Q4** 第11条第2項について、条文に「又は議会自ら」と加えたが、解説には反映されていない。

**A** 「議会は提案者が希望すれば説明や意見を聴く機会を設けることができます。」



「議会は提案者が希望したとき、または議会が必要に応じて、説明や意見を聴く機会を設けることができます。」と訂正する。

**Q5** 第23条第2項の条文は「市民の意見を参考とし」と規定しているのに対して、解説は「市民の意見も参考にします」と規定している。統一した方が良い。

**A** 解説を条文に合わせて「も」を「を」に変更する。

## 10 パブリック・コメントの結果とその対応

18回に亘る特別委員会の審査を経て土浦市議会基本条例(素案)を策定しました。素案は、「開かれた議会」「議会の活性化」「議会の機能強化」を改革の視点に、9章25項目の構成とし、議会基本条例の「3つの必須要件」とされている「議会報告会」「請願・陳情者の意見陳述」「議員間の自由討議」を盛り込んだものです。

議会運営委員会及び全員協議会において説明を重ね、議会内の合意形成が図れたことから、土浦市議会として広く市民の皆さまからのご意見をいただくためにパブリック・コメント募集の手続きを行いました。

### ■ パブリック・コメントの対象

土浦市議会基本条例(素案)

### ■ 意見の募集期間

平成26年2月24日(月)～3月20日(木)

### ■ パブリック・コメント手続きの結果

3名の方から述べ8件のご意見をいただきました。

### ■ いただいたご意見への対応

当特別委員会においてご意見に対する対応(案)を協議した上で議会内の合意形成を図り、土浦市議会としてその対応を51ページ～52ページのとおり市議会ホームページや公共施設において一定期間公表しております。

## 提出された意見とその意見に対する土浦市議会の考え方

No.	意見	土浦市議会の考え方	基本条例(素案)の修正
1	(第8条) ここで定められた内容に基づく議員の活動内容が、十分になされていない場合に罰則を設けるか、活動に対して意見を申し立てる機関の設置などを盛り込んだ付則を付けてほしい。市民の声が届きやすい形を取るべきであると思います。	議員がこの活動原則を遵守するために、第20条 第1項に定めているように研修を行うこととしております。 また、第25条 第1項及び第2項において、この条例の目標達成についての検証とその結果に基づいて、条例改正を含む適切な措置を講じることとしております。 なお、規定している活動原則に反しているか否かを見極めることは困難であるとともに、「原則」とは「義務」と異なることから罰則を設けることはできないと解せられます。	
2	(第13条) 「議会報告会」の名称を「議会報告及び意見交換会」として、会の内容を正確に知らせることにより、より多くの市民が興味をもって参加することと思います。	議会報告会については、議会報告会実施要項を策定し、それに従い運営していきます。 「開かれた議会」を目指す上でご意見の趣旨は理解できることから、市民が興味を持てるよう工夫して参ります。	
3	(第14条 第2項) 本会議の一般質問は全て一問一答方式で行っていただきたい。これは質問即答弁が行われることにより、論点が明確になり傍聴している市民にも解り易いためである。	論点を明確にするためには一問一答方式が望ましいが、意思決定機関である議会において、議会運営に過誤が生じてはならないことから慎重に運用すべきです。したがって、最初から全てを一問一答方式にするのではなく、選択制としました。 両方式を併用している先進地においては、運用していく中で大半が一問一答方式に移行している様子なので、本市議会においてもそのようなようになっていくものと考えています。	
4	(第16条 第1項) 市長の提案説明の項目に「関係ある法令及び条例等」を追加して、提案の根拠をより明確にしていきたい。	ご意見の内容は、第1号の「政策等の提案に至った背景」に包含されていると解しておりましたが、より分かりやすくするために新たに追加することとします。	第4号として「関係法令及び条例等」を追加し、第4号から第6号を繰り下げます。
5	(第19条) 政策討論会を公開して、重要な政策や課題がどのような討論を経て、政策立案・提言に至るかを市民が知る機会を作っていただきたい。	第12条(会議等の公開)において「その他の会議についても公開に努めるものとする。」と定めていることから、非公開にすべき案件を除き公開されるものと考えます。	

No.	意見	土浦市議会の考え方	基本条例(素案)の修正
6	<p>(第23条 第2項) 議員の定数などについて、市民の意見を参考にしてと書かれているが、果たして市民の意見がどの程度取り入れられているのか、市民の気持ちから離れていることは、はっきりしているように思います。</p>	<p>この条項では、議員定数を定める基本的な考えを規定しており、その中で市民の意見は尊重されなければなりません。何をもちて市民の意見とするかは難しい。 そのようなことから、市民の意見の取り扱いについては、定数を定める絶対的な根拠とはし難いので、あくまでも参考意見として取り扱うこととなります。</p>	
7	<p>(第24条) 報酬についても、直接請求はほとんど却下されています。委員会や議員が提出するというのではなく、厳しくするチェックする第三者機関を設置して、その機関からの提出する形が望ましい。市民の血税から支払われるのです、あくまでも報酬であり、月収ではないので活動に準じて支払われることが妥当であると思う。 また、費用弁償ということで、委員会に出たときに議員に支払われるが、私たち市民が委員会へ出席していただくのは問題がないと思いますが、議員は委員会活動で報酬を受けているのであれば、二重の受取になると思います。条例があるとか聞きますが、現に受取を止めている市町村の議員がいるのですから、土浦市の議員も率先して、条例か規約を改めるべき行動を起こしていただきたいと思います。</p>	<p>市長の諮問機関である土浦市特別職報酬等審議会が設置されており、議員報酬を改正するにはその審議会に意見を求めた上で総合的に判断することも考えられます。 議員の場合、費用弁償は本会議や付託された議案等を審議するために常任委員会や特別委員会等に出席した際に支給されるもので、議論した結果、廃止すべきとの意見もありましたが、平成23年4月に引き下げた経緯を踏まえて今回は現状維持とする結論に至りましたのでご理解願います。 ご意見にある費用弁償は、審議会等に出席した際に支払われる特別職報酬のことと推察しますが、市の特別職の報酬条例でその支給金額等は定められています。</p>	
8	<p>前文にあるように、議会の意思決定機関としての役割の自覚、及び自由闊達な討議と政策提言に期待します。 具体的には、第4章 市民と議会との関係における「議会報告会」と、第6章 議会機能の充実強化における「政策討論会」の実現、及び「議員研修」の充実に期待します。 「不断の改革を続ける」という土浦市議会の決意を確かなものにしてください。</p>	<p>この議会基本条例(素案)は、「開かれた議会」、「議会の活性化」、「議会の機能強化」を改革の視点として策定したものです。 ご意見をいただいたように、自由討議や議会報告会等を確実に実行し、改革の視点を実現することで、この条例の目的を達成するよう推進して参ります。</p>	



# 土浦市条例第 号

## 土浦市議会基本条例（素案）

### 目次

#### 前文

第 1 章 総則（第 1 条—第 3 条）

第 2 章 議会の活動原則（第 4 条—第 7 条）

第 3 章 議員の活動原則（第 8 条—第 10 条）

第 4 章 市民と議会の関係（第 11 条—第 13 条）

第 5 章 議会と市長等との関係（第 14 条—第 16 条）

第 6 章 議会機能の充実強化（第 17 条—第 20 条）

第 7 章 議会事務局等（第 21 条，第 22 条）

第 8 章 議員の身分及び待遇（第 23 条，第 24 条）

第 9 章 補則（第 25 条）

#### 付則

地方分権の進展により，これまで議会の関与が制限されていた機関委任事務が廃止され，大幅な権限移譲が行われた。

これにより，議会の権限と責務が飛躍的に増大するなど，本格的な地域主権時代を迎え，地方議会を取り巻く環境に大きな変化が生じている。

土浦市議会（以下「議会」という。）は，土浦市民から選挙で選ばれた議員により構成される合議制の機関であり，日本国憲法に定める二元代表制の下，同じく選挙で選ばれた独任制の市長と，それぞれ異なる特性を活かしながら議論を深め協力し合うことはもとより，市政運営の基本的な方針を議決する意思決定機関としての役割を担っている。

このため，議会は，公正性，透明性及び信頼性を確保し，分かりやすい議会運営を行うことで開かれた議会づくりに努めるとともに，日頃の市民生活の中にある新たな行政課題を的確に把握し，自由闊達な討議により積極的な政策立案・政策提言に努め，もって地方自治の本旨の実現を目指さなければならない。

よって，議会の担うべき役割や責務を果たすとともに，市民からの負託に応えるため不断の改革を続けることを決意し，この条例を制定する。

### 第 1 章 総則

(目的)

**第1条** この条例は、新しい地方自治の時代において、二元代表制の下、市民に開かれた議会を目指し、議会及び議員の責務、活動原則その他の議会に関する基本的事項を定めることにより、意思決定機関である議会がその機能を発揮し、もって市民福祉の向上と市政の発展に寄与することを目的とする。

(条例の理念)

**第2条** この条例は、議会に関する基本的事項を定める条例であり、議会に関する他の条例、議会規則及び議会規程（第4条において「条例等」という。）を制定し、又は改廃するときは、この条例の趣旨を十分に尊重するものとする。

2 議会は、議員にこの条例の理念を浸透させ、その実践に努めなければならない。

(定義)

**第3条** この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 市民 市内に在住、在勤又は在学をする個人及び市内で活動する法人その他の団体をいう。
- (2) 市長等 市長その他の執行機関をいう。
- (3) 委員会 土浦市議会委員会条例（昭和42年土浦市条例第2号）に定める常任委員会、議会運営委員会及び特別委員会をいう。

## 第2章 議会の活動原則

(議会の活動原則)

**第4条** 議会は、次に掲げる原則に基づき活動しなければならない。

- (1) 市政における意思決定機関であることから、公正性、透明性及び信頼性を確保し、市民に開かれた議会運営に努めること。
- (2) 市民の多様な意見を市政に反映させるため、市民の意見を的確に把握し、政策立案及び政策提言を積極的に行うこと。
- (3) 議決責任を深く認識し、市民に対して積極的に情報を提供するとともに、説明責任を果たすこと。
- (4) 市民に分かりやすく、傍聴及び視聴の意欲を高める議会運営に努めること。
- (5) 市長等の市政運営状況を監視し、及び評価する機能を果たすこと。
- (6) 言論の府であることを認識し、議員相互間の討議を中心とした議会運

営に努めること。

(7) 条例等については、不断に見直しを行うこと。

(定例会の回数、会期等)

**第5条** 地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第102条第2項の規定による議会の定例会の回数は、年4回とする。

2 定例会の会期及び運営等については、土浦市議会会議規則（昭和42年土浦市議会規則第1号）の定めるところによる。

(委員会)

**第6条** 委員会は、多様な市政の課題に迅速かつ的確に対応するため、機動的に開催するとともに、委員会の専門性と特性を活かし、その機能を発揮するよう運営しなければならない。

2 委員会での審査に当たっては、委員間討議を重視し、資料等を積極的に提供しながら、市民に対して分かりやすい議論に努めなければならない。

3 委員会は、市民からの要請があるときは、審査の経過等を説明するとともに、必要に応じて意見を交換する場を設けるよう努めるものとする。

4 委員会での審査経過と審査結果は、委員長及び副委員長が責任を持って取りまとめ、委員長は、委員長報告の質疑に対して責任を持って答弁を行うものとする。

5 前各項に定めるもののほか、委員会の設置等については、土浦市議会委員会条例（昭和42年土浦市条例第2号）の定めるところによる。

(危機管理)

**第7条** 議会は、災害等の不測の事態が発生した場合は、市民の生命、身体及び財産を守るため、市民及び地域の状況を的確に把握し、市長等に対し速やかに必要な要請を行うものとする。

### 第3章 議員の活動原則

(議員の活動原則)

**第8条** 議員は、次に掲げる原則に基づき活動しなければならない。

(1) 議会が言論の府であること及び合議制機関であることを認識し、議員間の自由な討議を重んじること。

(2) 議案に対する議決への参加のみならず、本市の政策を自ら策定するため、議案を提出することを議員の重要な役割と捉え、積極的な調査研究活動を行うこと。

(3) 市政の課題全般について市民の意見を的確に把握するとともに、自己の資質を高める不断の研さんにより、市民の代表として、ふさわしい活

動をすること。

(4) 特定の地域，団体及び個人の事案解決だけでなく，市民全体の代表として，その福祉の向上を目指して活動すること。

(5) 議会活動について，市民に対して説明責任を果たすこと。

(会派)

**第9条** 議員は，議会活動を行うため，会派を結成することができる。

2 会派は，主として政策に関して同一の理念を共有する議員で構成し，活動する。

3 会派は，政策の立案及び提言を行うための調査研究等を積極的に行うよう努めなければならない。

4 会派は，政策立案，政策提言，政策決定等に関し，必要に応じて他の会派と合意形成に努めるものとする。

(議員の政治倫理)

**第10条** 議員は，市民全体の代表者として，その負託に応えるため，高い倫理性が求められていることを常に自覚し，品位をもって行動しなければならない。

2 前項に定めるもののほか，議員の政治倫理については，土浦市議会議員の政治倫理に関する条例（平成10年土浦市条例第26号）の定めるところによる。

#### 第4章 市民と議会の関係

(市民参加)

**第11条** 議会は，市民に対し，積極的にその有する情報を発信し，説明責任を果たさなければならない。

2 議会は，請願及び陳情を市民による政策提案と位置付け，その調査及び審議においては，これらの提案者の求めに応じ，又は議会自ら，意見を聴く機会を設けることができる。

3 議会は，公聴会制度及び参考人制度を活用して，市民の専門的又は政策的識見等を議会の討議に反映させるよう努めるものとする。

4 議会は，議会報等の多様な手段を活用することにより，多くの市民が議会及び市政に関心を持つよう広報活動に努めるものとする。

(会議等の公開)

**第12条** 議会は，本会議，常任委員会及び特別委員会については原則として公開するものとし，その他の会議についても公開に努めるものとする。

2 議会は，議員研修会等についても必要に応じて公開するものとする。

(議会報告会)

**第13条** 議会は、説明責任を果たし、また、市民の多様な意見を把握し、市政の諸課題に柔軟に対処するため、議員及び市民が情報及び意見を交換する議会報告会を行う。

2 前項に定めるもののほか、議会報告会に関し必要な事項については、別に定めるものとする。

## 第5章 議会と市長等の関係

(市長等との関係)

**第14条** 議会は、二元代表制の下、その役割を果たすため、市長等との健全な緊張関係の保持に努めなければならない。

2 本会議における一般質問は、一括質問・一括答弁方式で行うほか、市政上の論点を明確にするため、一問一答の方式で行うことができる。

3 議長から本会議及び委員会への出席を要請された市長等は、議長又は委員長の許可を得て、議員の質問に対して反問することができる。

(議員の文書による質問等)

**第15条** 議員は、重要かつ緊急なものについて、閉会中に議長を通して市長等に対し文書による質問を行い、文書による回答を求めることができる。

2 前項に規定する文書による質問及び回答の内容については、全議員に通知するとともに、市民に公表するものとする。

3 議会は、市長等との関係の透明性を図るため、議員から市長等に口頭による要請等があったときは、当該要請等に係る内容及び対応、経過等を記録した文書を作成するよう市長等に求めるものとする。

4 前項の規定により作成を求めた文書が市長等により作成された場合において、当該文書の公開手続きについては、これを保有する市長等に適用される定めによる。

(市長の提案説明)

**第16条** 議会は、市長が提案する重要な政策について、政策水準を高めることに資するため、市長に対し、次に掲げる事項について明らかにするよう求めるものとする。

- (1) 政策等の提案に至った背景
- (2) 他の自治体の類似する政策との比較検討
- (3) 総合計画との整合性
- (4) 関係法令及び条例等
- (5) 市民参画の実施の有無とその内容

(6) 財源措置

(7) 将来にわたるコスト計算

2 議会は、前項の政策の提案を審議するに当たっては、立案、執行における論点を明らかにするとともに、執行後における政策評価の視点も踏まえた審議に努めるものとする。

## 第6章 議会機能の充実強化

(議員相互の自由討議による合意形成)

**第17条** 議会は、合議制の機関であることを認識し、本会議、委員会等において議案等の審議又は審査をするに当たっては、合意形成に向けた自由討議を通じて議員相互間の議論を尽くすよう努め、意思決定するものとする。

(議決事件の追加)

**第18条** 議会は、議事機関としての機能強化のため、法第96条第2項の規定に基づく議会の議決すべき事件（次項において「追加議決事件」という。）の追加について積極的に検討するものとする。

2 追加議決事件については、市議会の議決すべき事件に関する条例（昭和26年土浦市条例第108号）で定める。

(政策討論会)

**第19条** 議会は、市政に関する重要な政策及び課題への認識を共有し、議論を深めるため、必要に応じて政策討論会を行い、政策提言に努めるものとする。

(議員研修)

**第20条** 議会は、議員にこの条例の理念を浸透させるため、一般選挙を経た任期開始後速やかに、議員研修を行わなければならない。

2 議会は、議員の政策形成及び立案（以下「政策形成・立案」という。）の能力の向上を図るため、議員研修の充実強化に努めるものとする。

3 議会は、議員研修の充実及び強化に当たり、広く各分野から専門的知識を取り入れるよう努めるものとする。

## 第7章 議会事務局等

(議会事務局の体制整備)

**第21条** 議会は、政策形成・立案を補助する組織として、議会事務局の調査機能及び法務機能の充実強化を図るため、専門的能力の養成に努めるものとする。

(議会図書室)

**第 2 2 条** 議会は、議員の調査・研究及び政策形成・立案の能力の向上を図るため、議会図書室の充実に努めるとともに、適正に管理し、及び運営するものとする。

2 前項に定めるもののほか、議会図書室に関し必要な事項については、土浦市議会図書室規程（平成 1 4 年土浦市議会規程第 1 号）の定めるところによる。

## 第 8 章 議員の身分及び待遇

（議員定数）

**第 2 3 条** 次項及び第 3 項に定めるもののほか、議員の定数（以下この条において「議員定数」という。）については、土浦市議会議員の定数を定める条例（平成 1 3 年土浦市条例第 2 7 号）の定めるところによる。

2 議員定数の改正に当たっては、他市との比較だけでなく、市政の現状及び課題並びに将来の展望を考慮するとともに、市民の意見を参考とし、検討するものとする。

3 議員定数の条例改正議案は、法第 7 4 条第 1 項の規定に基づく直接請求（次条において「直接請求」という。）による場合及び市長が提出する場合を除き、明確な改正理由を付して委員会又は議員が提出するものとする。

（議員報酬等）

**第 2 4 条** 次項及び第 4 項に定めるもののほか、議員報酬については、土浦市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和 3 2 年土浦市条例第 1 4 号）の定めるところによる。

2 議員報酬の改正に当たっては、行財政改革の視点、市政の現状及び課題並びに将来の展望を考慮した上で、検討するものとする。

3 次項に定めるもののほか、政務活動費については、土浦市議会政務活動費の交付に関する条例（平成 1 3 年土浦市条例第 1 0 号）の定めるところによる。

4 議員報酬及び政務活動費の条例改正議案は、直接請求による場合及び市長が提出する場合を除き、明確な改正理由を付して委員会又は議員が提出するものとする。

## 第 9 章 補則

（見直し手続）

**第 2 5 条** 議会は、一般選挙を経た任期開始後、できるだけ速やかに、この条例の目的が達成されているかどうかについて検証するものとする。

2 議会は、前項に規定する検証の結果に基づいて、この条例の改正を含む

適切な措置を講じるものとする。

- 3 議会は、この条例を改正する場合は、全議員が賛同する改正案であっても、本会議において、改正の理由及び背景を詳しく説明しなければならない。

## 付 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成27年5月1日から施行する。ただし、第14条第2項及び第3項の規定は、平成27年11月1日から施行する。

(土浦市議会定例会条例の廃止)

- 2 土浦市議会定例会条例(昭和31年土浦市条例第18号)は、廃止する。



# 土浦市条例第 号

## 土浦市議会基本条例（素案）

### 目次

#### 前文

第 1 章 総則（第 1 条—第 3 条）

第 2 章 議会の活動原則（第 4 条—第 7 条）

第 3 章 議員の活動原則（第 8 条—第 10 条）

第 4 章 市民と議会の関係（第 11 条—第 13 条）

第 5 章 議会と市長等との関係（第 14 条—第 16 条）

第 6 章 議会機能の充実強化（第 17 条—第 20 条）

第 7 章 議会事務局等（第 21 条，第 22 条）

第 8 章 議員の身分及び待遇（第 23 条，第 24 条）

第 9 章 補則（第 25 条）

#### 付則

地方分権の進展により，これまで議会の関与が制限されていた機関委任事務が廃止され，大幅な権限移譲が行われた。

これにより，議会の権限と責務が飛躍的に増大するなど，本格的な地域主権時代を迎え，地方議会を取り巻く環境に大きな変化が生じている。

土浦市議会（以下「議会」という。）は，土浦市民から選挙で選ばれた議員により構成される合議制の機関であり，日本国憲法に定める二元代表制の下，同じく選挙で選ばれた独任制の市長と，それぞれ異なる特性を活かしながら議論を深め協力し合うことはもとより，市政運営の基本的な方針を議決する意思決定機関としての役割を担っている。

このため，議会は，公正性，透明性及び信頼性を確保し，分かりやすい議会運営を行うことで開かれた議会づくりに努めるとともに，日頃の市民生活の中にある新たな行政課題を的確に把握し，自由闊達な討議により積極的な政策立案・政策提言に努め，もって地方自治の本旨の実現を目指さなければならない。

よって，議会の担うべき役割や責務を果たすとともに，市民からの負託に応えるため不断の改革を続けることを決意し，この条例を制定する。

### 第 1 章 総則

(目的)

**第1条** この条例は、新しい地方自治の時代において、二元代表制の下、市民に開かれた議会を目指し、議会及び議員の責務、活動原則その他の議会に関する基本的事項を定めることにより、意思決定機関である議会がその機能を発揮し、もって市民福祉の向上と市政の発展に寄与することを目的とする。

**《解説》**

地方自治体は、市民が市長と議員をそれぞれ選挙で選ぶ二元代表制をとっています。議会は、市民が選んだ2つの代表のうち的一方として、もう一方の代表である市長と協力しながら、責任をしっかりと果たします。

地域主権時代を迎え、地方自治体の権限と責任が大きくなっている中で、市長が提案した重要事項を最終的に決定する「意思決定機関」である議会に関する基本的なことを定め、それに基づき活動することで、市民生活の向上と市政の発展を目指します。

(条例の理念)

**第2条** この条例は、議会に関する基本的事項を定める条例であり、議会に関する他の条例、議会規則及び議会規程（第4条において「条例等」という。）を制定し、又は改廃するときは、この条例の趣旨を十分に尊重するものとする。

2 議会は、議員にこの条例の理念を浸透させ、その実践に努めなければならない。

**《解説》**

**第1項** この条例を土浦市議会の最も基本的な取り決めとし、議会に関する条例、規則等を改正するときや、制定、廃止する場合は、この条例の趣旨を損なうことのないようにします。

**第2項** 議会は、議員にこの条例の理念を理解させ、その理念達成のための実行に努めます。

(定義)

**第3条** この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 市民 市内に在住、在勤又は在学をする個人及び市内で活動する法人その他の団体をいう。

(2) 市長等 市長その他の執行機関をいう。

- (3) 委員会 土浦市議会委員会条例（昭和42年土浦市条例第2号）に定める常任委員会，議会運営委員会及び特別委員会をいう。

《解説》

この条例に規定されている用語の意味を解説しています。

第2章 議会の活動原則

（議会の活動原則）

第4条 議会は，次に掲げる原則に基づき活動しなければならない。

- (1) 市政における意思決定機関であることから，公正性，透明性及び信頼性を確保し，市民に開かれた議会運営に努めること。
- (2) 市民の多様な意見を市政に反映させるため，市民の意見を的確に把握し，政策立案及び政策提言を積極的に行うこと。
- (3) 議決責任を深く認識し，市民に対して積極的に情報を提供するとともに，説明責任を果たすこと。
- (4) 市民に分かりやすく，傍聴及び視聴の意欲を高める議会運営に努めること。
- (5) 市長等の市政運営状況を監視し，及び評価する機能を果たすこと。
- (6) 言論の府であることを認識し，議員相互間の討議を中心とした議会運営に努めること。
- (7) 条例等については，不断に見直しを行うこと。

《解説》

合議体である議会の活動原則を明確にしたものです。

第1号 議会は，市政の重要事項の最終決定を行う機関であることから，常に公正かつ透明な議会運営を心掛けること。

第2号 多様化している市民ニーズの把握に努め，よく議論し，それらの意見を議会独自の政策として立案することや提案することにつなげること。

第3号 市政の重要事項の議決責任を重く受け止め，議会報告会等において市民に対して議決した内容や意思決定過程等について誠実に説明すること。

第4号 市民にとって分かりやすく，傍聴意欲が高まるよう，必要に応じ議案等に関する資料の提供等を行うなど，積極的な議会運営に努めること。

第5号 市長等が行政執行を適切に行っているかを監視し，その成果等について評価することが議会の役割の一つであることから，これを責任をもって果たすこと。

第6号 議会は，言論の場であることを認識し，議員同士の議論を尽くして，

議会として、判断し、意思決定しておくこと。  
第7号 議会運営に関する条例，規則については，議会を取り巻く社会情勢の変化に的確に対応するため，必要に応じて見直しを行うこと。

(定例会の回数，会期等)

- 第5条** 地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第102条第2項の規定による議会の定例会の回数は，年4回とする。
- 2 定例会の会期及び運営等については，土浦市議会会議規則（昭和42年土浦市議会規則第1号）の定めるところによる。

《解説》

- 第1項 土浦市議会の定例会の回数は1月から12月までの1年間に4回とします。
- 第2項 議会の会期や運営等の詳細については，土浦市議会会議規則に定めます。

(委員会)

- 第6条** 委員会は，多様な市政の課題に迅速かつ的確に対応するため，機動的に開催するとともに，委員会の専門性と特性を活かし，その機能を発揮するよう運営しなければならない。
- 2 委員会での審査に当たっては，委員間討議を重視し，資料等を積極的に提供しながら，市民に対して分かりやすい議論に努めなければならない。
- 3 委員会は，市民からの要請があるときは，審査の経過等を説明するとともに，必要に応じて意見を交換する場を設けるよう努めるものとする。
- 4 委員会での審査経過と審査結果は，委員長及び副委員長が責任を持って取りまとめ，委員長は，委員長報告の質疑に対して責任を持って答弁を行うものとする。
- 5 前各項に定めるもののほか，委員会の設置等については，土浦市議会委員会条例（昭和42年土浦市条例第2号）の定めるところによる。

《解説》

- 第1項 重要な行政課題に対し常任委員会，特別委員会の持つ専門性などを活かし，適切かつ迅速に対応することを規定しています。
- 第2項 審査する資料等を傍聴者に積極的に提供し，委員間において多様な意見を出し合う自由討議を中心に分かりやすい運営に努めます。
- 第3項 市民から要請があれば，委員会での審査経過等を説明し，必要に応

じて意見交換会等を開催するよう努めます。

第4項 委員会での審査経過と審査結果については、委員長と副委員長がとりまとめ、委員長報告に対する質疑があった際には委員長が責任をもって答弁を行います。

第5項 委員会の設置及び運営等に関する詳細については、土浦市議会委員会条例に定めます。

(危機管理)

第7条 議会は、災害等の不測の事態が発生した場合は、市民の生命、身体及び財産を守るため、市民及び地域の状況を的確に把握し、市長等に対し速やかに必要な要請を行うものとする。

#### 《解説》

東日本大震災により、本市においても多くの一般家屋が被害を受けるとともに、水道設備等のインフラが被災し市民の日常生活において大きな支障となりました。また、近年突発的に発生している竜巻による被害も受けたことから、これらの経験を踏まえ、災害等の不測の事態から市民を守るための対応について規定しています。

### 第3章 議員の活動原則

(議員の活動原則)

第8条 議員は、次に掲げる原則に基づき活動しなければならない。

- (1) 議会が言論の府であること及び合議制機関であることを認識し、議員間の自由な討議を重んじること。
- (2) 議案に対する議決への参加のみならず、本市の政策を自ら策定するため、議案を提出することを議員の重要な役割と捉え、積極的な調査研究活動を行うこと。
- (3) 市政の課題全般について市民の意見を的確に把握するとともに、自己の資質を高める不断の研さんにより、市民の代表として、ふさわしい活動を行うこと。
- (4) 特定の地域、団体及び個人の事案解決だけでなく、市民全体の代表として、その福祉の向上を目指して活動すること。
- (5) 議会活動について、市民に対して説明責任を果たすこと。

## 《 解 説 》

議員の活動原則を明確にしたものです。

第 1 号 議会は、言論の場であることを認識し、議員同士の議論を尽くして、議会として、判断し、意思決定して行くこと。

第 2 号 政策を立案し提言することを議員の重要な役割と考え、積極的に調査・研究すること。

第 3 号 市政における課題全般について多様な住民の意見を把握するとともに、議員としての資質向上等に努め、選挙で選ばれた議員としてふさわしい活動をする事。

第 4 号 議員は、特定の地域・団体・個人の個別事案だけでなく、市民全体の福祉の向上を目指して活動すること。

第 5 号 市民に市政の課題や実情について正確に理解してもらうことも必要であることから、その説明に努めること。

(会派)

第 9 条 議員は、議会活動を行うため、会派を結成することができる。

2 会派は、主として政策に関して同一の理念を共有する議員で構成し、活動する。

3 会派は、政策の立案及び提言を行うための調査研究等を積極的に行うよう努めなければならない。

4 会派は、政策立案、政策提言、政策決定等に関し、必要に応じて他の会派と合意形成に努めるものとする。

## 《 解 説 》

第 1 項 議員は、会派を結成することができます。

第 2 項 会派は、主として基本的な理念や政策の考え方を同じくする議員で構成するものであり、議会運営の中心的な役割を果たす集団となります。

第 3 項 会派は、政策立案・政策提言を行うために、市政課題に関する情報収集、調査・研究を行い、会派として研修、勉強会、現地調査等を実施することで、より効果的な議員活動を行います。

第 4 項 合議体である議会で、自分たちの政策等を実現していくためには、多くの議員の賛同を得なければなりません。このため、議会で政策目標が一致するよう会派同士が協議し、政策形成や議会運営をしていきます。

(議員の政治倫理)

第 10 条 議員は、市民全体の代表者として、その負託に応えるため、高い倫理性が求められていることを常に自覚し、品位をもって行動しなければならない。

2 前項に定めるもののほか、議員の政治倫理については、土浦市議会議員の政治倫理に関する条例（平成 10 年土浦市条例第 26 号）の定めるところ

ろによる。

#### 《解説》

- 第1項 議員は、選挙により市民から負託を受けた代表として、一般の職業よりも高い倫理を守るべき義務があることを常に自覚するとともに、公務中・公務外にかかわらず議員としてふさわしい品格と地位を保持しなければならない。
- 第2項 議員の政治倫理に関する詳細については、土浦市議会議員の政治倫理に関する条例に定めます。

### 第4章 市民と議会の関係

#### (市民参加)

- 第11条 議会は、市民に対し、積極的にその有する情報を発信し、説明責任を果たさなければならない。
- 2 議会は、請願及び陳情を市民による政策提案と位置付け、その調査及び審議においては、これらの提案者の求めに応じ、又は議会自ら、意見を聴く機会を設けることができる。
- 3 議会は、公聴会制度及び参考人制度を活用して、市民の専門的又は政策的識見等を議会の討議に反映させるよう努めるものとする。
- 4 議会は、議会報等の多様な手段を活用することにより、多くの市民が議会及び市政に関心を持つよう広報活動に努めるものとする。

#### 《解説》

- 第1項 議会は、市民からの負託に応えるために、議会活動について市民に説明することが不可欠であり、それを責務として定めています。
- 第2項 請願と陳情は市民が議会へ直接提案・要望を行う行為であることから、議会は提案者が希望したとき、または議会が必要に応じて、説明や意見を聴く機会を設けることができます。
- 第3項 学識経験者や利害関係人から直接話を聞く制度として地方自治法に規定されている公聴会制度と参考人制度を積極的に活用し、市民の意見や専門的・政策的識見を議会の討議に反映させるよう努めます。
- 第4項 市議会だよりや市議会ホームページなどを活用し、議案に対する各議員の対応や一般質問等の内容はもちろん、市政に関する重要な情報を積極的に提供します。

#### (会議等の公開)

- 第12条 議会は、本会議、常任委員会及び特別委員会については原則として公開するものとし、その他の会議についても公開に努めるものとする。

2 議会は、議員研修会等についても必要に応じて公開するものとする。

**《解説》**

第1項 本会議、常任委員会及び特別委員会を原則公開とします。ただし必要に応じ秘密会や非公開とすることができます。詳細については会議規則や委員会条例に定めています。また、傍聴に関しても傍聴規則を定めています。

第2項 議会が行う議員研修会等についても必要に応じて公開します。

(議会報告会)

第13条 議会は、説明責任を果たし、また、市民の多様な意見を把握し、市政の諸課題に柔軟に対処するため、議員及び市民が情報及び意見を交換する議会報告会を行う。

2 前項に定めるもののほか、議会報告会に関し必要な事項については、別に定めるものとする。

**《解説》**

第1項 市民に開かれた議会であるために、市政の諸課題についての説明責任を果たすとともに、市民との意見交換を行い政策立案に活かすことを目的とし、議会として議会報告会を開催します。

第2項 議会報告会の開催方法については、土浦市議会議会報告会実施要項に定めます。

## 第5章 議会と市長等の関係

(市長等との関係)

第14条 議会は、二代表制の下、その役割を果たすため、市長等との健全な緊張関係の保持に努めなければならない。

2 本会議における一般質問は、一括質問・一括答弁方式で行うほか、市政上の論点を明確にするため、一問一答の方式で行うことができる。

3 議長から本会議及び委員会への出席を要請された市長等は、議長又は委員長の許可を得て、議員の質問に対して反問することができる。

**《解説》**

第1項 二代表制においては、議事機関（議会）と執行機関（市長等）の権限は明確に区分されており、相互の調和の上に、民主的で公正な行政運営の実現が期待されるものとされています。その二代表制の趣旨に鑑み、議会と市長等が緊張ある関係を保つことを規定しています。



第2項 本会議での一般質問は、議員が全ての項目をまとめて質問し、市長をはじめとする執行機関の出席者がまとめて答弁する一括質問・一括答弁方式で行う場合は、質問と答弁の関連性が分かりにくいなどの課題があります。そこで、論点がより明確になるようにするため、一問一答方式で行うことができることとしています。

第3項 質問を行なう議員に対しても、その質問内容についての責任を保持させるために、市長等から議員に対して反問できることとします。

(議員の文書による質問等)

**第15条** 議員は、重要かつ緊急なものについて、閉会中に議長を通して市長等に対し文書による質問を行い、文書による回答を求めることができる。

2 前項に規定する文書による質問及び回答の内容については、全議員に通知するとともに、市民に公表するものとする。

3 議会は、市長等との関係の透明性を図るため、議員から市長等に口頭による要請等があったときは、当該要請等に係る内容及び対応、経過等を記録した文書を作成するよう市長等に求めるものとする。

4 前項の規定により作成を求めた文書が市長等により作成された場合において、当該文書の公開手続きについては、これを保有する市長等に適用される定めによる。

#### 《解説》

第1項 議会閉会中であっても、次の議会に先送りすることのできない重要かつ緊急な事項について、議長を通して市長等に文書で質問を行い、文書での回答を求めることができます。

第2項 前項での質問及び回答については、「開かれた議会」の実現のため公表していきます。

第3項 議員が行う市長等への要請に関して、両者の関係の透明性を確保するために、その要請とその対応等について記録した文書を作成するよう市長等に求めるものとしています。

第4項 前項で記録した文書について、情報公開請求がされた場合は執行機関における情報公開に係るルールに従い公開されることとなります。

(市長の提案説明)

**第16条** 議会は、市長が提案する重要な政策について、政策水準を高めることに資するため、市長に対し、次に掲げる事項について明らかにするよう求めるものとする。

(1) 政策等の提案に至った背景

(2) 他の自治体の類似する政策との比較検討

- (3) 総合計画との整合性
- (4) 関係法令及び条例等
- (5) 市民参画の実施の有無とその内容
- (6) 財源措置
- (7) 将来にわたるコスト計算

2 議会は、前項の政策の提案を審議するに当たっては、立案、執行における論点を明らかにするとともに、執行後における政策評価の視点も踏まえた審議に努めるものとする。

#### 《解説》

第1項 市民生活に重要な影響を与えるような政策等に対する議会の意思決定にあたっては、より慎重な政策論議を行なう必要があります。そのために、本会議及び委員会における審議・審査に当たって、論点を明確にするため、市長等に対し関連情報の提出を求めることができることとしました。

これにより、提案される政策の信頼性・正当性が確保され、議会としての政策水準を高めることができます。

第2項 議会は、市長から提供された情報をもとに論点を明確にし、政策執行後の評価に役立つような審議に努めることを規定しています。

### 第6章 議会機能の充実強化

(議員相互の自由討議による合意形成)

第17条 議会は、合議制の機関であることを認識し、本会議、委員会等において議案等の審議又は審査をするに当たっては、合意形成に向けた自由討議を通じて議員相互間の議論を尽くすよう努め、意思決定するものとする。

#### 《解説》

本会議及び委員会において議案を審議及び審査するに当たり、市長等への質疑のみならず議員相互間の自由討議によって多様な意見を出し合った上で結論へ至ること、また、討議により結論までの過程を明らかにするよう努めます。

(議決事件の追加)

第18条 議会は、議事機関としての機能強化のため、法第96条第2項の規定に基づく議会の議決すべき事件(次項において「追加議決事件」という。)の追加について積極的に検討するものとする。

- 2 追加議決事件については，市議会の議決すべき事件に関する条例（昭和26年土浦市条例第108号）で定める。

《解説》

第1項 地方自治法第96条第1項には，必ず議会で決定しなければならない15項目の議決事項を定めており，また同条第2項は，それら以外に重要なものについて別に条例を定め，追加することができることとしています。よって，議会機能の強化を図るために議決事件の追加を検討します。

第2項 議決事項については，市議会の議決すべき事件に関する条例に定めます。

（政策討論会）

第19条 議会は，市政に関する重要な政策及び課題への認識を共有し，議論を深めるため，必要に応じて政策討論会を行い，政策提言に努めるものとする。

《解説》

議会報告会などで市民から聴取した意見等が市政にとって重要な課題であった場合，政策討議・政策立案・政策提言をするため政策討論会を開催します。

（議員研修）

第20条 議会は，議員にこの条例の理念を浸透させるため，一般選挙を経た任期開始後速やかに，議員研修を行わなければならない。

- 2 議会は，議員の政策形成及び立案（以下「政策形成・立案」という。）の能力の向上を図るため，議員研修の充実強化に努めるものとする。
- 3 議会は，議員研修の充実及び強化に当たり，広く各分野から専門的知識を取り入れるよう努めるものとする。

《解説》

第1項 議員は，条例の理念を理解する必要があることから，改選期ごとの研修会の実施を義務付けます。

第2項 議会が，その機能を果たすためには，議会を構成する個々の議員の能力向上が必要です。行政課題は年々高度化・複雑化しており，政策立案を行うに当たり必要な能力の向上を図るためにも，研修や勉強会の開催，又はそれらに参加し，市政の課題に関する研究に積極的に取り組むよう努めます。

第3項 議員研修では、幅広い分野の専門家等を招き、能力の向上に努めます。

## 第7章 議会事務局等

(議会事務局の体制整備)

第21条 議会は、政策形成・立案を補助する組織として、議会事務局の調査機能及び法務機能の充実強化を図るため、専門的能力の養成に努めるものとする。

### 《解説》

本条例において、議会は政策立案及び政策提言に努めることとしているので、議会を補佐する議会事務局も調査や法務等の機能の充実強化を図ることが必要となります。

(議会図書室)

第22条 議会は、議員の調査・研究及び政策形成・立案の能力の向上を図るため、議会図書室の充実に努めるとともに、適正に管理し、及び運営するものとする。

2 前項に定めるもののほか、議会図書室に関し必要な事項については、土浦市議会図書室規程（平成14年土浦市議会規程第1号）の定めるところによる。

### 《解説》

第1項 議会図書室には政府、都道府県等から送付された公報及び刊行物を保管のほか、一般に流通しない行政関係資料等も所蔵しています。

議員の調査研究を支援し、政策形成及び政策立案能力の向上を図るために議会図書室の充実に努めます。

また、土浦市議会図書室規程により市職員や一般市民も利用できることから、その管理を適正に行います。

第2項 議会図書室の詳細については、土浦市議会図書室規程に定めます。

## 第8章 議員の身分及び待遇

(議員定数)

第23条 次項及び第3項に定めるもののほか、議員の定数（以下この条において「議員定数」という。）については、土浦市議会議員の定数を定める条例（平成13年土浦市条例第27号）の定めるところによる。

- 2 議員定数の改正に当たっては、他市との比較だけでなく、市政の現状及び課題並びに将来の展望を考慮するとともに、市民の意見を参考とし、検討するものとする。
- 3 議員定数の条例改正議案は、法第74条第1項の規定に基づく直接請求（次条において「直接請求」という。）による場合及び市長が提出する場合を除き、明確な改正理由を付して委員会又は議員が提出するものとする。

#### 《 解 説 》

- 第1項 議員定数は、土浦市議会議員の定数を定める条例に定めます。
- 第2項 地方議会の議員定数については、地方自治法でその上限を人口区分に応じて定めていましたが、地方自治法改正により、定数の決定は自治体の自主的な判断に委ねることとし、上限が撤廃されました。  
したがって、議員定数の改正に当たっては、近隣市や類似団体との比較はもとより、本市の置かれている状況と中長期的な視点を考慮するとともに、市民の意見を参考にします。
- 第3項 議員定数を議会自ら改正する場合には、その理由を明確にするものとします。

（議員報酬等）

- 第24条** 次項及び第4項に定めるもののほか、議員報酬については、土浦市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和32年土浦市条例第14号）の定めるところによる。
- 2 議員報酬の改正に当たっては、行財政改革の視点、市政の現状及び課題並びに将来の展望を考慮した上で、検討するものとする。
  - 3 次項に定めるもののほか、政務活動費については、土浦市議会政務活動費の交付に関する条例（平成13年土浦市条例第10号）の定めるところによる。
  - 4 議員報酬及び政務活動費の条例改正議案は、直接請求による場合及び市長が提出する場合を除き、明確な改正理由を付して委員会又は議員が提出するものとする。

#### 《 解 説 》

- 第1項 議員報酬については、土浦市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例に定めます。
- 第2項 議員報酬の改正をする場合は、行財政改革の視点、本市の置かれている状況と中長期的な視点を考慮し検討します。
- 第3項 政策立案及び政策提案を目的とした調査研究に資するために交付さ

れる政務活動費については、土浦市議会政務活動費の交付に関する条例に定めます。

第4項 議員報酬及び政務活動費の条例を議会自ら改正する場合は、その理由を明確にするものとします。

## 第9章 補則

(見直し手続)

第25条 議会は、一般選挙を経た任期開始後、できるだけ速やかに、この条例の目的が達成されているかどうかについて検証するものとする。

2 議会は、前項に規定する検証の結果に基づいて、この条例の改正を含む適切な措置を講じるものとする。

3 議会は、この条例を改正する場合は、全議員が賛同する改正案であっても、本会議において、改正の理由及び背景を詳しく説明しなければならない。

### 〈解説〉

第1項 土浦市議会議員改選後なるべく早い時期に、この条例の目的が達成されているかどうかについての検証を行うものとします。

第2項 第1項の検証した結果、必要に応じて条例の内容を見直すなどの適切な措置を講じるものとしています。

第3項 本条例は議会の最も基本的な取り決めであることから、本条例を改正する場合は、本会議においてその理由と背景を詳しく説明しなければなりません。

## 付 則

(施行期日)

1 この条例は、平成27年5月1日から施行する。ただし、第14条第2項及び第3項の規定は、平成27年11月1日から施行する。

(土浦市議会定例会条例の廃止)

2 土浦市議会定例会条例(昭和31年土浦市条例第18号)は、廃止する。

土浦市議会議会報告会実施要項（案）

（趣旨）

第1条 この要項は、土浦市議会基本条例（平成〇〇年土浦市条例第〇〇号）第13条第2項の規定に基づき実施する議会報告会（以下「報告会」という。）について、必要な事項を定めるものとする。

（実施回数等）

第2条 報告会は、年1回以上開催する。

2 報告会の開催の日程は、広報広聴委員会において決定する。

（実施内容）

第3条 報告会において報告する内容は、次に掲げる事項とする。

（1）議会の活動状況に関する事項

（2）予算等の審議状況に関する事項

（3）前2号に掲げるもののほか、重要と思われる事項

2 議員は、前項に規定する報告に関しては自己の意見を述べてはならない。ただし、議員個々の意見を求められた場合は、この限りでない。

3 前各項に規定するもののほか、報告会においてはテーマを設定し、市民との意見交換を行うものとする。

（報告会の運営）

第4条 報告会を円滑に運営するため、次に掲げる事項を広報広聴委員会において行うものとする。

（1）報告会の会場の決定

（2）報告会に付すテーマの選定

（3）報告会で使用する資料等の作成

（4）前3号に掲げるもののほか、報告会の運営に関する事項

（出席議員）

第5条 報告会に出席する議員（次条において「出席議員」という。）については、議長が議会運営委員会に諮って決定する。

（職務分担等）

第6条 出席議員の分担する職務は、概ね次に掲げるとおりとし、そ

の出席議員が協議し決定する。

(1) 司会者

(2) 報告者

(3) 記録者

2 質問等に対する答弁は、出席議員の中から司会者が指名した者が行うものとする。

(報告会の記録)

第7条 報告会の記録については、記録者が別記様式の議会報告会実施報告書(第9条において「報告書」という。)にその要点を筆記する。

(報告会開催の広報)

第8条 市民への周知を図るため、報告会の開催日時及び会場について議会報及び市議会ホームページに掲載する。

(報告会の結果報告)

第9条 広報広聴委員会は、報告会の結果について報告会終了後2週間以内に、報告書の提出により議長に報告する。

2 報告書の内容については、議長に提出された後速やかに市議会ホームページに掲載するものとする。

3 報告会においてなされた行政に対する要望・提言等で重要なものは、議会運営委員会で協議の上、議長が市長に文書等で報告するものとする。

(補則)

第10条 この要項に定めるもののほか、報告会の実施に関し必要な事項は、広報広聴委員会が定める。

付 則

この告示は、平成27年5月1日から施行する。



別記様式（第7条関係）

議会報告会実施報告書

開催日時	年 月 日 ( ) 時 分 ~ 時 分	
開催場所		
出席議員	司会者	
	報告者	
	記録者	
参加人数	人	
実施内容		
主な意見 ・提言等		
その他 特記事項		

年 月 日

（報告先）土浦市議会議長

土浦市議会議会報告会実施要項第9条第1項の規定により提出します。

土浦市広報広聴委員会委員長

印

## 土浦市議会広報広聴委員会規程（案）

（趣旨）

**第 1 条** この規程は、土浦市議会会議規則（昭和 42 年土浦市議会規則第 1 号。第 6 条において「会議規則」という。）第 159 条第 4 項の規定に基づき、広報広聴委員会（以下「委員会」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

（所掌事務）

**第 2 条** 委員会の所掌事務は、次のとおりとする。

- （1）議会報告会（土浦市議会議会報告会実施要項（平成〇〇年土浦市議会告示第〇〇号）第 1 条で定める「報告会」をいう。次項において同じ。）の企画及び運営に関すること。
- （2）議会報告会で聴取した意見等の整理に関すること。
- （3）議会報の編集に関すること。
- （4）議会のホームページに関すること。
- （5）議会放映に関すること。
- （6）前各号に掲げるもののほか、議会の広報及び広聴に関すること。

（委員の定数及び任期）

**第 3 条** 委員会の委員の定数は 6 人とし、次の者をもってこれに充てる。

- （1）副議長
- （2）常任委員会委員長及び議会運営委員会委員長（次項において「委員会委員長」という。）

2 委員の任期は、副議長及び委員会委員長の在任期間とする。

（委員長及び副委員長）

**第 4 条** 委員会に、委員の互選により委員長及び副委員長 1 人を置く。

2 委員長は、委員会を主宰し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、副委員長がこれに当たる。

（招集及び審議）

**第 5 条** 委員会は、委員長が招集し、所掌事務に関する各般の事項を審議する。

（運営）

**第 6 条** 会議規則及びこの規程に定めるもののほか、委員会の運営については、土浦市議会委員会条例（昭和 42 年条例第 2 号）に定め

る常任委員会の運営の例による。

(委任)

**第7条** この規程に定めるもののほか、委員会に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

付 則

この規程は、平成27年5月1日から施行する。

### 1 請願・陳情者の意見陳述

議会基本条例の必須要件の一つとされている「請願・陳情者の意見陳述」の規定を議会基本条例（素案）第11条第2項に盛り込んだことから、その運用についても協議を行いました。

協議に際しては、視察を行った横須賀市議会と県内の先進自治体の事例を参考とし、慎重に協議を行いました。

主な協議内容は以下のとおりです。

#### ■ 意見陳述者の指名について

- 同一趣旨でも各団体が主体性を持って提出するわけだから、基本的にそれを尊重するというのが原則。意見陳述者を議会側が選ぶのではなく、団体間で調整してもらう方が、一方的にやっているのではないという印象を与えると思う。
- 請願・陳情者には圧力団体等もあり得るという話を聞いた。だから議長が選ぶということを規定した。声の大きな団体ばかりがまかり通っても困るので文言を整理しておかないと、突っ込まれてしまう。
- 取手市議会から聞いた話では、基本条例制定後に問題があつて陳情書等処理規定を作った。反社会的な団体、個人を含めて3～4名の方たちが毎定例会に、多いときは10件もの陳情を出す。出している以上は1件当たり5分の陳述時間を認めていることから、定例会ごとに大きな問題になっている。  
中には議員に対する中傷的なものを含む陳情も出てきている。そういう中でこの処理規程を作ったという経緯がある。その段階で一定のフィルターを掛けた上で最低限のものだけに陳述機会を与えるという運用をしている。
- 議長の諮問機関である議会運営委員会で議論して、最終的に議長が判断するという段階が踏めると思う。だから、ルール上固くしておいた方が良いと思う。運用に関しては提出者の意見を聴いて、その中で選出する形をとれば良い。

#### ■ 意見陳述者の時間について

- コンパクトにまとめれば5分でも話せる。
- 5分とは1項目5分？
- 項目毎にすると、項目をいっぱい出してきて、それこそ10項目書いてあれば50分になってしまう。
- 委員会の議事進行に支障をきたすといけないから、10分でスタートしてはどうか。

協議の結果、当特別委員会としては請願・陳情者の意見陳述について以下のとおり提言します。

## 請願・陳情者の意見陳述について（議会基本条例第11条第2項関係）

同一趣旨の請願・陳情が異なる提出者から複数提出された場合、全ての提出者に意見陳述を認めると、円滑な委員会運営に支障をきたす恐れがある。

従って、このようなケースを想定して、事前に議会運営委員会においてその対策について協議することが望ましい。

具体的には、複数の提出者の中から「議長が議会運営委員会に諮って決定する。」などとすることが想定される。

また、反社会的内容が含まれるような請願・陳情、及び意見陳述を認めることによって何か支障をきたす恐れのある場合には、その意見陳述を認めるか否かの許否についても議長が議会運営委員会に諮って決定すべき。

請願・陳情を受理する際には、意見陳述の希望の有無と、同一趣旨の請願・陳情が異なる提出者から複数提出された場合の意見陳述の取り扱いについてを提出者に予め知らせる必要がある。

意見陳述者への議員からの質疑については、以下の2点の理由により認めないこととすべき。

- ① 議員からの質疑を認めると、請願・陳情者にとって敷居が高くなり、意見陳述を躊躇させかねない。
- ② 内容によっては議員から厳しい質問や、矢継ぎ早の質問がなされる恐れがあることから、意見陳述の機会の保障という側面とトラブル防止の側面から認めるべきでない。

また、意見陳述者へは注意事項を明記した文書（別添注意事項〈案〉を参照）を配布することが望ましい。

委員長は、下記の会議規則（抜粋）により議事を進行する。

### （発言内容の制限）

第109条 発言はすべて、簡明にするものとして、議題外にわたり又はその範囲をこえてはならない。

2 委員長は、発言が前項の規定に反すると認めるときは注意し、なお従わない場合は発言を禁止することができる。

### （発言時間の制限）

第112条 委員長は、必要があると認めるときは、あらかじめ発言時間を制限することができる。

2 委員長の定めた時間の制限について、出席委員から異議があるときは、委員長は、討論を用いないで会議にはかって決める。

委員会の開催日時については、これまで一般質問の進行状況に合わせて臨機応変に委員長が決定してきたが、請願・陳情者の意見陳述が予定されている委員会にあっては、意見陳述者に配慮し事前に開催日時を決定した上で、その旨意見陳述者に通知すべきである。

## 請願・陳情者提出者の意見陳述における注意事項(案)

この度、提出された請願・陳情について、委員会での意見陳述の申し出がありましたので、意見陳述に当たっての注意事項を下記のとおり記載しますので、予めご了承お願い申し上げます。

- 1 同一趣旨の請願・陳情が異なる提出者から複数提出された場合、全ての提出者から意見陳述が行われると円滑な委員会運営に支障をきたすことから、議長が提出者の中から1名(1団体)を指名させていただくこととなります。  
また、請願・陳情の内容によっては意見陳述を認められないことがあります。
- 2 1の場合、その結果を通知します。
- 3 意見陳述を行う提出者へは事前に委員会の開催日時と場所をお知らせします。
- 4 意見陳述の発言者は1名とし、その補助者を1名同席することができます。
- 5 意見陳述は、簡明に、請願・陳情の内容から逸脱することのないよう概ね10分間内をお願いします。
- 6 5に従わない場合は、委員長が発言を禁止することがあります。
- 7 請願・陳情の審議結果については、議決後に提出者へ通知します。
- 8 意見陳述者の氏名と発言内容は、会議録に記載されるとともに情報公開請求の対象となります。

土浦市議会

## 2 一般質問における一問一答方式の運用

議会基本条例（素案）第14条第2項において、本会議における一般質問は、従来の一括質問・一括答弁方式で行うか、または一問一答方式により行うか質問者が選択した上で行うものと規程しました。

その運用について、視察を行った流山市議会及び横須賀市議会の運用状況を参考とした他、一問一答方式を採用している県内市議会の状況を調査した上で協議を行いました。

主な協議内容は以下のとおりです。

- 流山市議会と横須賀市議会を調べた中で、両市ともに質問時間のみ合計40分で2時間を超えてしまうことがある。横須賀市は一括質問・一括答弁方式で20分やって、それから一問一答方式の質問時間20分間を設けているが、内容によっては2時間を超えてしまう。最初の質問趣旨を述べる時間は必要だろうから15分、それと一問一答に15分間あれば、だいたい90分以内で収まるだろうというこでの提案。
  - 20分・20分ですべて2時間掛かるということだから、単純であるが15分・15分の提案。
- 今までのように制限時間を決めて、あくまでもその範囲の中でやる方が自由度があって議論が深まる。2時間もやられては困るので枠は決めるのが望ましい。
- 今まで通り90分で終わらす方向をとった方が良い。
- 狙った答弁を貰いたいときは質問回数を増やした方が良いと思うから、一問一答の質問時間制限だけがあった方が良く思う。全体で90分になると、いくら質問する側が気を使っても、答える側が気を使わないと終わってしまう。
  - 反問権で遣りあいがあった場合、時間制限で終わってしまうと何のための質問だったか分からなくなってしまう。
- それは行政の方の責任ではなくて質問する側の問題。質問項目は3つあるが重要なのは2番目だからそこは一問一答で詰めようとか、1番目と3番目は回答だけ聞いておこうとか、こちら側の判断で出来る。
- 1回目は15分で、2回目以降の質問時間は議論が深まるから15分でなく20分位が良いと思う。そして全体で90分が良いと思うがいかがか。
- それは時間の管理が大変だ。
- 15分・15分だと今までの経験からするとやりづらい。
- 全体で90分という意見が最初に出たから90分でも良いような気がするが、先進自治体の状況をみると全体で1時間コースが多い。
- 60分ではちょっと後退するような感じなので、現行と同じ90分で提案してみよう。
- 一般質問通告の度にどちらにするか確認するわけ？
- 通告書に従来通りの一括質問・一括答弁方式でやるか、あるいは一問一答方式でやるかを選択する。
- それは、項目毎にではなく全体？

- 全体。
- 議場が一問一答方式の議場になっていないと行ったり来たりで時間が掛かってしまうので、おのずと新庁舎が出来てきてからでないで一問一答方式は出来ない。
- ネット中継の件もあるので、議場も一問一答方式の形態になっていないと無理。

協議の結果、一問一答方式の運用開始は、議会基本条例第14条第2項及び第3項の施行を付則により新庁舎開庁後の12月定例会からとし、運用の詳細については以下のとおり提言します。

#### 一問一答方式の運用（案）

- ① 質問時間及び答弁時間は合計で90分以内とする。
- ② 1回目の質問は一括質問・一括答弁方式とし、質問及び答弁は登壇して行う。
- ③ 2回目からは一問一答方式に移行し、質問は質問席で、答弁は自席で行う。
- ④ 質問の回数に制限は設けない。
- ⑤ 答弁者は現状どおり部長級以上の出席者とする。
- ⑥ 一般質問通告書に、「一括質問・一括答弁方式」と「一問一答方式」のいずれかを選択する旨記載する。

※ 一括質問・一括答弁方式については従来どおりとする。

### 3 議員の文書による質問の運用

議会基本条例（素案）第15条第1項及び第2項において、議会閉会中に市長等に文書による質問をし、回答を求めることができる旨規定しました。

運用については、明文化したルールが必要であることから土浦市議会文書質問取扱要項（案）を策定しました。

主な協議内容は以下のとおりです。

- 議会基本条例第15条第1項の「重要かつ緊急な」の範囲をある程度示した方が良い。
- 議会の運営ハンドブックの中に「緊急質問」の規定があり、「想定していない事態が発生し、その事態が当該公共団体に客観的に緊急を要する重要事項である場合に議会の同意を得て質問ができる」とされているので、これに当てはめれば良い。
- 議長個人の主観で物事判断すべきではない。
- 議長の諮問機関である議会運営委員会に諮るべきだと思う。

協議の結果、議員の文書による質問の運用については以下のとおり提言します。

基本条例第15条第1項の「重要かつ緊急なもの」の取り扱いについては、議長の



判断に委ねることとなるが、概ね次の事項に配慮すること。

- ・ 次回の定例会まで待つことのできない重要かつ緊急性のある事案のみとする。
- ・ 所属する常任委員会の所管事項を除くものとする。

詳細については「土浦市議会文書質問取扱要項（案）」に定めるところによる。

土浦市議会文書質問取扱要項（案）

（趣旨）

第1条 この要項は、土浦市議会基本条例（平成〇〇年土浦市条例第〇〇号）第15条第1項及び第2項の規定に基づく文書による質問（以下「文書質問」という。）について、必要な事項を定めるものとする。

（文書質問）

第2条 議員は、文書質問を行おうとするときは、文書質問書（様式第1号）を議長に提出しなければならない。

2 文書質問の内容は、一般質問の内容に相当する程度のものとし、その趣旨が理解できるよう具体的に記載するものとする。

3 文書質問を行うに当たっては、大量の質問により執行部の職務に支障の生じることのないよう配慮するものとする。

（文書質問書の送付）

第3条 議長は、文書質問書が提出されたときは、速やかにその必要性、妥当性、時期等を勘案した上で適正なものであると認めた場合、市長その他の執行機関（以下「市長等」という。）にこれを送付しなければならない。

2 議長は、前項による文書質問に対する市長等の回答期日を指定することができる。

（文書質問への回答）

第4条 市長等は、文書質問書の送付を受けた後、文書質問回答書（様式第2号）を議長に提出するものとする。

2 議長は、市長等に相当の理由があると認めるときは、前条第2項により指定した回答期日を延長することができる。

3 議長は、文書質問回答書を受理したときは、速やかに文書質問を行った議員に送付するものとする。

（文書質問書等の記録及び公表）

第5条 議長は、文書質問回答書を受理したときは、文書質問書及び文書質問回答書を議会事務局に保存させるとともに、議員全員に写しを配布するものとする。

2 文書質問書及び文書質問回答書の内容は，市議会のホームページに掲載する方法により公表するものとする。

付 則

この告示は，平成27年5月1日から施行する。

様式第1号（第2条関係）

議 会 事 務 局	受付番号	年 第 号
	受付日	年 月 日
	送付日	年 月 日
	回答受理日	年 月 日

土浦市長 様  
（土浦市議会議長経由）

土浦市議会議員

Ⓜ

## 文 書 質 問 書

土浦市議会基本条例第15条第1項の規定により下記のとおり質問いたします。

記

- 1 質問件名
- 2 質問内容
- 3 回答期限及びその理由

様式第2号（第3条関係）

土浦市議会議員 様  
（土浦市議会議長経由）

土浦市長

## 文書質問回答書

土浦市議会基本条例第15条第1項の規定に基づく 年 第 号の  
文書質問について、下記のとおり回答いたします。

### 記

- 1 質問件名
- 2 回答内容

#### 4 自由討議の運用

議会基本条例（素案）第4条第6号，第8条第1号及び第17条において，議員相互間の自由討議を重んじた議会運営を行うよう定めたことから，自由討議の方法については土浦市議会会議規則に盛り込むことで運用していくこととしました。

なお，先進自治体においては，会議規則の改正により運用している市議会の他，自由討議に係る実施要項等を策定している市議会も散見されますが，当特別委員会としては会議規則の改正による運用を提言します。

#### 土浦市会議規則の新旧対照表

改正前の条文	改正後の条文
<p>(発言の通告をしない者の発言)</p> <p>第52条 発言の通告をしない者は，通告した者がすべて発言を終った後でなければ発言を求めることができない。</p> <p>2 発言の通告をしない者が発言しようとするときは，起立して「議長」と呼び，議席番号を告げ，議長の許可を得なければならない。</p> <p>3 2人以上起立して発言を求めたときは，議長が発言の順序を決める。</p>	<p>(発言の通告をしない者の発言)</p> <p>第52条 発言の通告をしない者は，通告した者がすべて発言を終った後でなければ発言を求めることができない。</p> <p>2 発言の通告をしない者が発言しようとするときは，起立して「議長」と呼び，議席番号を告げ，議長の許可を得なければならない。</p> <p>3 2人以上起立して発言を求めたときは，議長が発言の順序を決める。</p> <p><u>(自由討議)</u></p> <p><u>第52条の2 議会は，議員相互間の自由討議を行うことで議論を尽くし，論点を明確にするとともに意見の相違や共通点を確認することにより，合意形成に努めるものとする。</u></p> <p><u>2 自由討議は，質疑終了後，議長が必要があると認めたとき又は議員の発議があったとき，会議に諮って行うことができる。</u></p>
<p>(討論の方法)</p> <p>第53条 討論については，議長は，最初に反対者を発言させ，次に賛成者と反対者をなるべく交互に指名して発言させなければならない。</p> <p>(質疑又は討論の終結)</p> <p>第60条 質疑又は討論が終わったときは，議長は，その終結を宣告する。</p>	<p>(討論の方法)</p> <p>第53条 討論については，議長は，最初に反対者を発言させ，次に賛成者と反対者をなるべく交互に指名して発言させなければならない。</p> <p>(質疑，<u>自由討議</u>又は討論の終結)</p> <p>第60条 質疑，<u>自由討議</u>又は討論が終わったときは，議長は，その終結を宣告</p>

<p>2 質疑又は討論が続出して容易に終結しないときは、議員は、質疑又は討論終結の動議を提出することができる。</p> <p>3 質疑又は討論終結の動議については、議長は、討論を用いないで会議にはかって決める。</p>	<p>する。</p> <p>2 質疑、<u>自由討議</u>又は討論が続出して容易に終結しないときは、議員は、質疑、自由討議又は討論終結の動議を提出することができる。</p> <p>3 質疑、<u>自由討議</u>又は討論終結の動議については、議長は、討論を用いないで会議に諮って決める。</p>
---	--

## 5 議会報告会の運用

議会報告会は、議会基本条例の「3つの必須要件」の一つとされ、その中でも最も重要な位置付けとなるものであるとともに、我々議員にとっては荷が重い試みと言えるかもしれません。しかしながら、改革の視点である「開かれた議会」を実現するため、そして何より先進地視察で学んだように議員の資質向上のため、そして市民の意識改革を期待するためには、議会報告会は必ず成功させなければなりません。

会場作り等の議会報告会の運用については、先進地である伊賀市議会、亀山市議会、流山市議会及び横須賀市議会の調査を行った他、実際に所沢市議会議会報告会を見学することで報告会当日の準備状況や進行方法等の調査を行いました。

その結果、議会報告会の開催に当たっては、事前の準備が極めて重要となることから以下のとおりその運用に関して提言します。

なお、報告会の実施に当たりましては、当報告書に記した先進地の状況を十分に参考にすることを望みます。

- ① 議会報告会の企画と運営は広報広聴委員会が主体となって行うが、報告会の出席議員は議会運営委員会において決定することから、必ずしも広報広聴委員会委員と報告会出席議員が合致するとは限らない。

従って、広報広聴委員会と報告会出席議員においては緊密に連携を図って報告会の企画・運営に当たらなければならない。

- ② 広報広聴委員会においては、早々に年間スケジュールを決定し、会場の予約等、必要な措置をとること。
- ③ 先進自治体が行っているように、報告会に臨む前に勉強会を実施し、周到な準備に心掛けること。
- ④ 議会報告会実施の目的の一つに、議員の資質向上を図ることが挙げられる。従って、議会報告会の企画・運営等については、先進自治体と同様に議員自ら行うことが肝要である。

## 6 反問権の運用

議会基本条例（素案）第14条第3項に反問権について規定を設けました。反問権については、これまで全員協議会等で示してきたとおり質問趣旨の確認の他、市長等が質問者の考え方を問ういわゆる『反論権』についても、二元代表制の下、互いに緊張感を保持し切磋琢磨するために付与するものとします。

## 7 市長の提案説明について

議会基本条例（素案）第16条第1項に規定した「市長が提出する重要な政策」の範囲については、市長の判断によるものとします。

また、第16条第1項第7号の「将来にわたる」の期間は、その政策ごとに適した期間とします。



### 1 議員定数・議員報酬・政務活動費・費用弁償の検討における調査・研究

地方議会の議員定数は、平成23年5月までは地方自治法において人口段階別に上限値が法定されており、その枠内において条例によりその定数を定めることとされておりました。よって、地方議会においてはその範囲内で議員定数を定めれば良かったが、平成23年5月の自治法改正によりその法定上限値が撤廃され、それぞれの団体において議員定数を条例により自由に定めることができるようになりました。

それにより自治体の実情に応じた議員定数を定めることができ、自由度が高まったと言える反面、定数を定める拠りどころがなくなったことにより、地方議会自らその基準づくりをすることが必要となりました。

そこで当特別委員会では、議員定数の他、議員報酬・政務活動費・費用弁償についても多角的に調査・研究する必要があることから以下の事項について調査を行いました。

- 県内33市の人口、面積、定数、議員一人当たりの人口、高齢者人口、産業者別就業者構成、耕地面積、当初予算額、議会費予算額、職員数、議員一人当たりの職員数、非正規職員数、議員報酬、市民一人当たりの全議員の月額報酬額、政務活動費、費用弁償額、財政力指数
- 類似団体（43団体）の人口、面積、定数、議員一人当たりの人口、高齢者人口、産業者別就業者構成、耕地面積、財政力指数、職員数、議員一人当たりの職員数、非正規職員数、議員報酬、市民一人当たりの全議員の月額報酬額

また、市議会における審議の中核を成す常任委員会の数と構成人数の視点から議員定数の根拠を求めることも必要であることから、県内市議会及び類似団体の市議会の常任委員会の数、名称及び構成人数についても調査・研究を行いました。

議員定数・議員報酬の審査に当たっては、廣瀬和彦氏（全国市議会議長会法制参事・明治大学政治経済学部・公共政策大学院講師）の講演会での「議員定数・議員報酬を定める上での考え方」についても参考としました。

### 2 議員定数・議員報酬等に関するアンケート調査

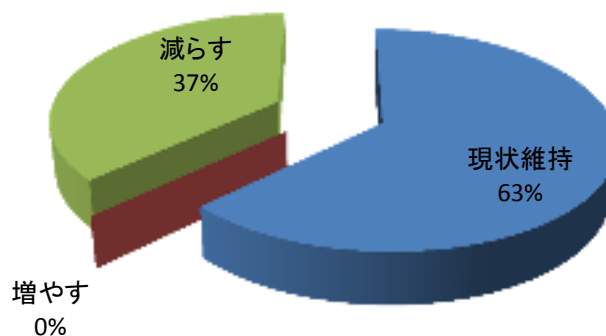
議員定数・議員報酬・政務活動費・費用弁償の審査を多角的視野により行うに当たって当事者となる議員個々の考え方についても調査するべきとの委員発議により、その4項目について全議員を対象としたアンケート調査を実施しました。

アンケートの集計結果は以下のとおりです。

# アンケート結果の集計

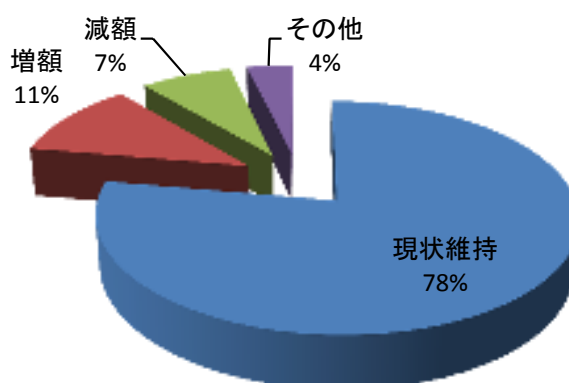
## 議員定数

現状維持	17人
増やす	0人
減らす	10人



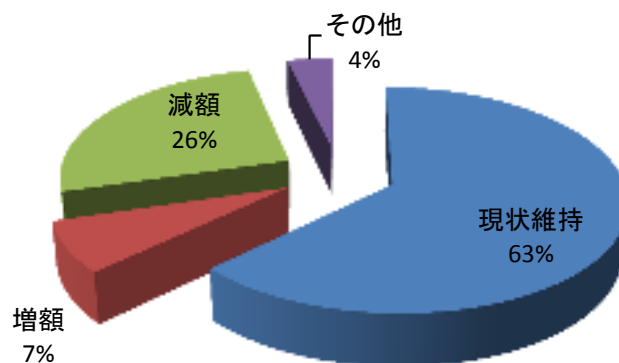
## 議員報酬

現状維持	21人
増額	3人
減額	2人
その他	1人



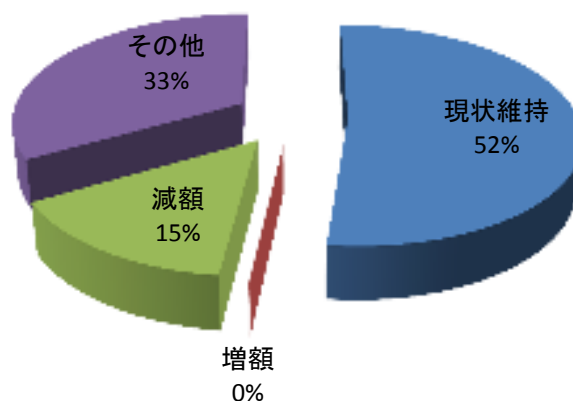
## 政務調査費(政務活動費)

現状維持	17人
増額	2人
減額	7人
その他	1人



## 費用弁償

現状維持	14人
増額	0人
減額	4人
その他	9人



## 議員定数をどうすべきか？

24人に減らす	議員定数の明確な根拠は無い。本会議中心の議会ならば10～15人、委員会中心主義の議会では(6人×常任委員会数)として20人位が妥当だと思う。現在、議員数が28人だから20人になると、一挙に人数が減ることになるので思わぬ弊害も予想される。従って28→24→20人と段階的に削減して、8年後は20人とするのが良いと思う。他市と比較して現在はいかにも多すぎる。
現状維持	
現状維持	将来、他市との合併を考えたとき、本市の定数を維持しておかないと、地域の声が届かなくなる。また、人口の少ない地域の声が反映しづらくなる。
現状維持	市民の声を吸い上げる為には現在の人数位は必要だと思う。
現状維持	1 東西南北に分けた場合 4×7人=28人 ◎今のところ妥当 4×5人=20人 2 飯能市の例「徐々に削減、その中でペーパーレスやタブレット導入。議会改革をし、委員会も3つにした。」
現状維持	
現状維持	全国的に議員定数を見ても、現状が妥当であると考え。定数が少なければ良いというものではない。
現状維持	少数意見を反映するため多い方がいいのであるが、他市とのバランスを考えると現状が良い。
現状維持	市民の代弁者としてやっていくには現状維持が最適である。
現状維持	県内(32市)の状況、類似団体の状況からみても現状維持とする。
現状維持	
現状維持	人数が少ないと住民が相談できない。
現状維持	議員活動、議会の正常化維持、削減による少数意見の反映が難しくなる。
現状維持	「他市と比べて…」などとなりがちですが、これ以上減らすことなく、せめて現状は維持すべきです。少ないほど市民の議会とのパイプは細くなります。
現状維持	定数を減らすということは、議会の常任委員会において、執行部に対するチェックすべき議員が少なくなることにより、議会本来の仕事である機能が減少します。結果、市民の声が届かなくなります。本市においては人口5000人に対し議員1名という定数値がよろしいかと考えます。
24人に減らす	水戸市、つくば市、日立市、ひたちなか市等の28名および25名を考えるべき。
24人に減らす	他市町村を考慮した場合、土浦市においては24人が妥当な数字である。
24人に減らす	名誉職的な感覚で議員バッジを付けられては、真剣に取り組んでいる議員に迷惑。選挙資金の問題はあるが、入口を絞って質の向上を計るべき。

20人に減らす	議員定数の見直しは、合併等の特別な事情があった場合のみ見直すべきで、常時検討する課題ではないと思うが、地方議員の役割が様々な角度から問われている現在では、定数に関する問題は大きな課題であると思う。定数見直しを行うのであれば、県内の人口規模に合わせた定数設定が理想的であろうと考えるので、県内の人口規模15万人を超える市では議員1人当たりの人口が7千人から8千人であることから、人口規模で考えた場合に定数20名。
24人に減らす	議員定数を削減するときの反対の理由に「必ず民意を反映することができなくなる」があります。私も以前はそうのように思っていたのですが、考えは変わりました。地区長連合会や各種団体を通して、それぞれの民意を反映することができるように思えます。また、客観的にみて人口比で考えると、削減は当然実施すべきだと思う。
24人に減らす	第一に、議会費の削減は必要と思う。人数は先行都市の状況から判断。
26人に減らす	定数削減を行ったばかりでもあり、削減をすれば2削減が望ましいと思う。
26人に減らす	経済状況が良くないので。
24人に減らす	人口割でいうと、20人位が適当か。 議員定数:最小16人, 人口10~15万人は20人, 人口15~20万人は24人, 人口20万人以上は28人。
現状維持	36を32, そして28名となったばかり。増やすべきとは思わないが、カッコつけた考えの「減」には反対だ。かすみがうら市との合併もそう遠くないはず。減して増では議会が笑われる。
現状維持	既に定数を減らしているから
現状維持	人口割から他市と比較して現状維持でよい。議員定数の減少は意見主張が偏ることがことが懸念される

## 議員報酬をどうすべきか？

現状維持	議員は、議会出席だけが議員活動ではない。多くの分野にわたっている。他の職種との兼職は難しい。若い人が議員になった場合、家計を支える事も必要であろう。従って現在の報酬は決して高くないと思う。適当額である。
現状維持	
現状維持	若い人が議員を目指そうというのには、現在の報酬でも少ないと思う。報酬を減らすと特定の金持ち等の議員が増加し、弱い立場の市民の声が届きづらくなる。
現状維持	
現状維持	
現状維持	
現状維持	改定時より10年以上が経過している。実質的に減額しており、現状のままで良い。改定する場合は、外部機関で検討すべきと思われる。
減額する	議員報酬を引き上げた後、国民の収入は大幅に下がっている。10%程度減らすべきである。
増額する	若い人が議員に出ても生活がしていけない。
現状維持	県内(32市)の状況からみて現状維持とする。
現状維持	消費税導入等考えて。
減額する	時間割にすると報酬が高くなる。
現状維持	デフレ脱却の為には、議員・公務員等、報酬減額はすべきでない。
現状維持	長期間凍結状態が続いているが、現在の経済情勢の下では現状を維持すべきものと思う。
現状維持	報酬を減額すると、今後政治を目指す新人(若者)等が専従議員にはなれず、政治を諦めざるを得ない状況となります。地方自治の課題がますます増大する中、議員を本業とする者の数は多くなければなりません。増額をすることを考えるにしても、減額はなりません。
その他	増額を望んでいるが、市民感情を考えると難しい？
現状維持	現在の不景気が続いている以上、現状維持を希望する。
増額する	専業か兼業かの議論はあるが、報酬というのはバロメーター。優秀な人材を確保するためにも、魅力ある報酬は必要。 「市会議員なんか…」と批判されない議会をつくるためにも、議員活動に専念できるだけの所得は必要である。
現状維持	定数削減により議員活動時間が増えるため、生活の基盤を支えるだけの報酬が必要と考える。

現状維持	定数を削減することによって、議会費は総額として大幅に減額されます。定数32を28に、そして28を24に削減することによって、更に議会費は削減されます。市民からみれば議員報酬は幾らでも高すぎるという感じだと思いますが、報酬に見合うような議員活動を通してご理解をいただければと、虫のいい話ですが思っています。今後も検討課題です。
現状維持	現状の額が妥当。
現状維持	報酬については、現状維持が望ましいと思う。
現状維持	県内の議員報酬一覧表からみて現状維持。
増額する	若い人でも議員報酬で生活できるよう、議員に専念できるため。
現状維持	デフレ社会では現状はやむを得ない。安倍インフレ政権の下で考えよう。
現状維持	政務調査費との関連で検討する必要があるが。
現状維持	土浦市の財政状況から増額はできない状況ではないか。

## 政務調査費(政務活動費)をどうすべきか？

現状維持	地方議会の活性化を図るためには、その審議能力を強化していくことが必要不可欠である。その為には、調査活動基盤の充実を図ることが必要である。地方分権の流れが確実にになり、議会の役割も大きくなった。政策立案能力の向上のため政務調査費の充実は必然の成り行きである。
現状維持	
減額する	政務調査費は視察の回数を減らせば減額できる。その分報酬に充てる方が良い。
現状維持	
その他 (実費負担)	
現状維持	
減額する	年間20万円程度が適切かと思う。
減額する	現状の使途は、ほとんど会派の視察旅行である。市政への寄与が薄いものとする。
現状維持	活動費としては現状維持して欲しい。
現状維持	政務調査費は、政策の調査研究に資するものであり、そのことは政治の役割を果たし、政策の質を高めるためのものであることから、必要不可欠なものと考えます。 政務調査費は、述べるまでもありませんが、使途基準に沿って適切に使用し、残金がある場合は、市に返還されております。こうしたことから現状維持とする。
減額する	いつも残っている。
減額する	役所等の調査なので、あまり調査費を高くしない。
増額する	議員活動の積極性を担保する為。
現状維持	
現状維持	議員にとって調査活動することは大事なことです。地方分権により勉強する事項は増大しております。行政視察は特に直接現地にて体感する事項は大変役に立ちますし、改めて本市の状況も確認できるものです。
減額する	現在の状況を考えると半分で良い。
現状維持	現状維持を希望する。
現状維持	妥当と思う。
増額する	幅広い議員活動が自由にできるように、そして、市民にその経費の使用目的が明確にわかる、報告義務のある政務調査費の金額を増額する。
現状維持	多いか少ないかよりも、政務調査費を活用して何をすることが問題です。土浦では事件が起きて以来、使途に関しては厳しくなりました。大変いいことだと思っておりますが、政務調査の視察先・目的・その結果がどのように土浦市政に反映、又、議員活動に活かされているかといえは疑問です。適正に利用すれば貴重な調査費ですので。

現状維持	現状の額が妥当。
現状維持	現状維持でいいと思う。
現状維持	県内の政務調査費表からみて現状維持が良い。
現状維持	現状でも政務調査をできるため。
現状維持	全員の使用状況を見ても現状で良い。
現状維持	議員報酬との関連であるが、トータルに検討する必要はある。
減額する	土浦市の事業計画案作成のための調査費は維持すべきで、その他は不要であるとする。



## 費用弁償をどうすべきか？

現状維持	費用弁償は、実費弁償と同様の意味であり、その職務を遂行するために要した経費のことである。議員活動は範囲が広いにも拘らず議員報酬は高いとは思わない。従って適当な費用弁償は必要だと思う。
現状維持	
現状維持	最低限の交通費という考えで、現状のままで良い。
現状維持	
その他 (実費負担)	
現状維持	
現状維持	現状で妥当である。
減額する	報酬を受けているので必要ない。
現状維持	費用弁償としては、現状維持でよいと思います。
その他 (当分の間支給なしとする)	現状を鑑みて、当分の間支給なしとする。
減額する	社会情勢を考えて。
減額する	
その他 (当面不要、法改正による廃止)	報酬に含まれる。
現状維持	
その他(廃止)	今の時代、費用弁償は重要な意味を持っていない。市民に対し説明がつかない。
その他	報酬をもらっているのでなくすべき。
現状維持	現状維持が良いと思う。
その他(不要)	議員報酬に含まれているものと解釈する。
その他(廃止)	報酬の二重どりと誤解されるような費用弁償は廃止。
現状維持	議員が本会議・委員会などに出席するのは当然です。減額したばかりですが、廃止を含めて検討することが必要。その間は現状維持。
減額する	費用弁償は必要ない。議員報酬だけで良い。ただし、議員によって住まい(事務所)から市役所までの距離が違うので、交通費として金額に分け支給することは理解できる。
現状維持	減額したばかりであるため、現状維持が望ましいと考えます。
現状維持	費用弁償、削減したばかり。

現状維持	
現状維持	何事も変えれば良いという考え方は良くない。費用弁償を議論し、減額したばかりだ。この議論は終了した。
その他	本会議及びその他の各委員会は不要である。
その他	議員報酬と重なるので費用弁償は廃止すべきと考える。

【その他】

滞納税(過去5年)に遡り報告

### 3 議員定数・議員報酬・政務活動費・費用弁償についての主な意見

第7回特別委員会から第18回特別委員会に亘り議員定数等について協議を重ねてきましたが、何を基準とするかという点で明確な根拠がなく議論は困難を極めました。

そうした中、さまざまな意見が出されましたが、その中での主な意見を以下に記します。

#### ■ 議員定数について

- 報酬を下げてでも良いから議員を増やす。そうすれば住民の声が益々あがってくる。
- 多くの意見を吸収するためには多くの議員がいた方が良い。
- 区長会での「定数削減」の意見は区長個人の意見であって、地区全体の意見ではない。
- 議員定数に対する批判の根底には「議員は何をやっているんだ」という市民感情がある。だから議会基本条例を策定しようとしている。議会基本条例をフル回転することによって、その市民感情を払拭すれば良い。
- 新治地区は面積が広いのに、「何で議員が3人なんだ」とよく聞く。だから定数の根拠として人口だけでなく面積も重要となる。
- 議会も「協働」という概念を取り入れる必要がある。
- 市長1人に対し議員〇〇人が必要となる二元代表制の仕組みについて、それは何故なのか市民に知って貰う良いチャンスだと思う。市長がワンマンにならないように議会があって、監視しながら意見を戦わせる二元代表制の仕組みは、ある程度の人数がいるからこそ可能となる。また、それなりの議員報酬がなければ十分な議員活動はできない。
- 議員定数に対する批判の根底には、「議員は報酬を多くもらっているんだから」という市民感情がある。だから議員定数と議員報酬はセットで考えるべき。
- 議会基本条例の制定と議員定数の議論はセットだと思う。「仕事もしてないのに、何故報酬を払うんだ」という市民感情がベースにある。それが定数を減らせというポピュリズムになっている。だから最高規範となる基本条例を制定して、それに従って取り組んでいくべき。
- 議員定数については何が正解か分からないということが結論になってきているから、何故こうなったかを入れるのも一つの方法。人口・面積・財政力を入れると分かりやすくなる。
- 定数とは何ぞやといったときに、その指標となるのが人口・財政力・面積だと思う。
- 最近合併の話題が出始めており、それを睨んだ定数というのも判断材料になると思う。そういう話からすると定数は現状維持かなという感じがする。
- 常任委員会の数について、いくつが妥当かを議論し、その委員会に何人が妥当かでおのずと定数が出てくるという考え方もある。議会活動の中核を担う常任委員会の必要性から論じていくことは重要。
- 国会議員や県会議員は議員定数削減をしていないし、報酬も多く貰っている。困っているのは地方の議員で、いじめられている。土浦は合併して20人近い議員を削減しているが、彼らは一人も減らしていない。

- 議員の職務として、一部事務組合の議員となる他、執行機関が設置する審議会や約30の各種委員会の委員となる職務があり、正副議長がこなす公務を含めると相当の職務があることから現状維持が妥当。
- 常任委員会で意見を出し易い構成人数は8名が良いという考え方があり、最低でも6名。現状の常任委員会で考えると4委員会ですべて24名。議会基本条例が出来れば副議長の役目は凄く大きくなり、ましてや議長は公務が多いから正副議長は委員会には所属しないと、合計26名。
- 近隣他市の状況を見ると、水戸・つくばが28名だから26名が妥当。
- 自分達の定数を自分で決めることは問題で、客観的な基準が重要。第三者が仮に検討しても同じ結果になることが重要。
- 特別委員会の本来の目的は定数・報酬等の調査を前議長から依頼されたことだが、特別委員会で基本条例をつくることによって自ら襟を正して正々堂々と議員活動をやっけていき、もっと市民に見せていこうという意味でここまで条例策定を進めてきた。基本条例制定については議会改革の有効な手段だと強調した上で、定数等の問題はこういう結論に至ったという報告をしたいと思う。

#### ■ 議員報酬について

- 議員報酬については、議員自ら決められないと思う。
- 特別職報酬等審議会という市長の諮問機関があり、そこに依頼することも可能だが、議員自ら議員報酬を決めることももちろん出来る。
- 出来るが、第三者機関に委ねる方がより客観的。
- 市長の諮問機関で土浦市の財政力等を含めて総合的に検討すべき。
- その当時の財政力等を鑑みて決めるべきであるが、議員自らが査定をすることは非常に難しいので、第三者委員会なるところに委ねるべきだろう。については報酬等審議会があるので、そこに意見を求めるべき。
- 調査した結果、議員として公平な活動をする上で今の報酬には妥当性がある。

#### ■ 政務活動費について

- 政務活動費が一番ガラス張りになっており、透明性が確保されている制度だと思う。勿論報告書も出しているし、総務委員会でチェックもされている。その中で議員活動・情報収集していく上で大変必要性のある費用だと思っているので、出来れば充実していきたい。そのために枠や額を増やすことも検討課題の一つではないか。しかし、現状を踏まえた上で現状維持の中で努力をしていくべき。
- 決算特別委員会の資料で見たが、会派によっては余っている会派もあり、政務活動を目一杯やっているところ、コンパクトにまとめているところもあり、各会派の考え方なので現状維持が良いと思う。更に活動を広げたいという会派は増額した方が良いのだろうが、経済状態が芳しくない中で増額するとなると市民の風当たりが集中してくると思うので現状維持が良いと思う。
- 政務活動費は透明性を確保し、議員の活動として必要な予算の執行だから現状維持でやっていくべき。

## ■ 費用弁償について

- 一般市民は、報酬を得ている議員が本会議等の公務に来る際に費用弁償を受け取っていることは不自然な感覚を持っている。その疑問はもっともで、本会議等には出さないなど区別をした方が良い。
- 費用弁償は廃止すると法的に問題があると聞いている。
- 実際の運用上0円にしている市がたくさんある。
- 本会議と委員会は支給しない方が良い。
- この間引き下げたばかりだから現状維持で良い。
- 市民目線では報酬を貰っている他に費用弁償を貰っており重複している。それが出発点。私は以前から廃止と言っている。
- 二重報酬と言われ誤解を招くような費用弁償は廃止した上で、市職員にあるような交通費の支給規定を作れば良い。
- 前回改正した時に議運で議論し尽くして、その中で1,500円の規定ができた。だからその議論を重んじて現状維持。

## 4 議員定数・議員報酬・政務活動費・費用弁償についての当特別委員会の結論

これらの議論を経て、議員定数・議員報酬・政務活動費・費用弁償についての当特別委員会としての結論付けを行いました。平成25年12月定例会の最終日（12月17日）に議場において当特別委員会の中間報告として以下のとおり報告いたしました。

### 《中間報告抜粋》

議員定数、議員報酬、政務活動費、費用弁償の審査に当たっては、茨城県内32市はもとより県内外43の類似団体における人口、面積、就業者数、高齢者数、財政力、職員数、議会費、議員定数、議員報酬の額、政務活動費の額、費用弁償の額及び常任委員会の状況、更には全国市議会の状況について調査・研究するとともに、当事者である全議員を対象としたアンケートを実施するなど多角的に協議をいたしました。

その結果、当特別委員会としては以下の結論に至りましたのでご報告申し上げます。

まず、議員定数につきましては、次のような議論がなされました。

議案審議の中核を担っている常任委員会の適正な数と、委員会運営における適正な人数を考慮した上で定数を削減すべきである。

多様な市民の意見を議会に反映させるためには多くの議員が必要である。

地方自治体の根幹を成す二元代表制の仕組みを維持するためには議員数を減らすべきではない。

また、議員定数の削減が声高に叫ばれている根底には「議員は何をやっているんだ」という市民感情が潜在していることから、議会基本条例を制定し議員自らが義務を課し、現状を維持することの理解を得るべき。

これらの代表的な意見を基に当特別委員会としての結論をとりまとめました。議員定数については、他の自治体の人口、面積、財政力等を比較した上で現状維持の28人とする。そして、議会基本条例を制定し、議員自らが襟を正し、議会本来の役割を果たしながら、議会の広報広聴活動を充実させ、議会報告会等で議会活動の状況を市

民に丁寧に伝えていくべきとの結論に至りました。

次に、議員報酬につきましては、議員として十分な活動をする上で現在の議員報酬に妥当性があるとの判断に加え、他の市議会の状況と比較した結果、現状維持とする結論に至りました。

政務活動費につきましては、詳細な収支報告書を提出し、その審査も慎重になされていることから透明性の確保が図られている費用であります。また、情報収集・調査をはじめとした議員活動をする上で必要性の高い費用であることから、更に充実すべきとの意見もありましたが、現在の財政状況及び市民感情を勘案し、現状維持とする結論に至りました。

なお、今後、議員報酬及び政務活動費の見直しをする際には、土浦市の財政力等を鑑みて定めるべきであるが、議員自らが金額を査定することは困難なため、特別職報酬等審議会に意見を求めるべきとの付帯事項も併せて報告させていただきます。

続きまして、費用弁償につきましては、廃止すべきとの意見がありましたが、平成23年4月に現在の額に引き下げた際になされた議論と経緯を踏まえ、現状維持とする結論に至った次第でございます。

### 1 付託された陳情の審査

平成24年第4回定例会において当特別委員会に付託された陳情1件について、平成24年12月14日に特別委員会を開催し審査を行いました。

審査する中で継続の意見も出されましたが採決することとなり、その結果全会一致で不採択となりました。

108ページにその陳情書を、以下に本会議での陳情の審査経過と結果の委員長報告を記します。

《議会改革推進に関する調査特別委員会 委員長報告書》

(平成24年12月18日)

ご報告申し上げます。本定例会において、当議会改革推進に関する調査特別委員会に付託されました陳情1件につきましては、12月14日に委員会を開催し、慎重に審査いたしました。

以下、その審査の結果について申し上げます。

受理番号18「議会改革基本条例」制定に至る迄に実施して戴きたい事項についての陳情

本陳情は、当特別委員会において制定に向け議論している議会基本条例の策定過程において、広く市民の意見を聴いて欲しいという趣旨であり、それは我々が目指す議会基本条例の基本理念と合致し、その趣旨は十分理解できるものであります。

当特別委員会では、当初から多様な手段により市民意見の募集を随時行っており、陳情の趣旨である「市民との協働」の実現に努めているところであります。また、議会内での議会基本条例に対する合意形成を図った上で、パブリックコメント等を実施することにより「市民との協働」に更に取り組んで参ります。

こうした中、陳情の要望事項である「公聴会の開催」については、今まさに「議会報告会」のルール作り等の具体的な議論に取り組んでいる最中であること、また条例制定には議会内の合意形成が必要不可欠であり、手順を逸脱し「公聴会」を開催することは現実的でないとの意見から、採決の結果、全会一致で不採択といたしました。

以上で報告を終わります。

この後の本会議において採決の結果、議会改革推進に関する調査特別委員長報告のとおり全会一致で不採択となりました。

土浦市議会議長 矢口迪夫 殿

## 「議会改革基本条例」制定に至る迄に実施して戴きたい 事項についての陳情



### 提案理由

これまでは、条例等が出来上がった後で市民の意見を聞く事例や、市民の意見収集が不十分だったり、意見が反映されない事例が多いことから、「議会改革基本条例」作成においては、これまで行われなかった【市民との協働】を基本理念として進めて戴きたい。

### 要望事項

#### 途中経過の報告と市民の意見を聴く公聴会の開催

- ① 委員会開催後早い時期に、地域別（公民館単位）で行って戴きたい。
- ② 委員会での協議内容と決議事項を市民に説明する報告を行った後、出席した市民の意見を聴き、議員と市民が自由に討議出来る場を作って戴きたい。更に、市民の要望については委員会に持ち帰って協議し、その結果を公表して戴きたい。
- ③ 公聴会は曜日と時間設定を十分考慮して、多くの市民が参加できるよう配慮をお願いしたい。
- ④ 公聴会の知らせは、町内会の回覧板が有効と思います。

H24年11月21日



## 2 議会のICT化の提言

近年のタブレット端末の普及に伴い、地方議会においてもタブレット端末を導入しペーパーレス化に取り組んでいる議会が現れ話題になっております。

先進地視察を行った流山市議会においては、議場での採決にスマートフォンの賛成・反対ボタンの操作により、議員個々の採決状況が議場のモニターに反映され、市民に分かり易い議会運営に努めておりました。また、議員及び事務局職員にタブレット端末を1人1台配布することでペーパーレス化の取組も推進しております。

同じく視察を行った横須賀市議会においては、全議員にパソコンを配布し、議会内のサーバーと接続しネットワークを構築しております。これにより過年度分も含めた膨大なデータにアクセスすることが可能となり利便性が向上しております。このネットワークには自宅や事務所から無線でいつでもどこでも接続が可能となるもので優れた取組でありました。

常任委員会や定例会の資料についても、一部を除いてグループウェアを活用し配布することで紙の省資源化に取り組んでいる他、会議等の開催通知や行事等のお知らせについても全てグループウェアで配布することにより、事務局職員及び執行部職員の事務の省力化を図っております。

また、横須賀市議会には高齢の議員がおりパソコン操作についての懸念もありましたが、議会事務局職員等のサポートにより驚くほど上達しているとのことでした。

本市の執行部においては、タブレット端末こそ導入しておりませんが、大半の職員にパソコンを配布し、ネットワークの構築により膨大なデータを活用した執行をするとともに、省資源化に取り組んでいるところであります。

そのようなことから、二元代表制の一翼を担う土浦市議会においてもICT化により、市長等の政策評価、日常の議会活動及び政策立案等に活かすとともに、議案書等として大量に配布されている紙の省資源化に寄与すべきであります。

土浦市議会議員の中にはICT機器を既に活用している議員がいる反面、パソコンに馴染みのない議員がいることも事実であります。横須賀市議会の例もあることから本市議会においてもタブレット端末等の導入によるICT化を推進するよう提言します。

※ ICT：情報通信技術（Information and Communications Technology）の略

### 3 議会運営委員会、全員協議会及び本会議における審査経過報告

当特別委員会では、さまざまな調査項目について慎重に審査を重ねてきました。その過程の節目々々に議会運営委員会、全員協議会及び本会議において経過報告等を行い、議会内の合意形成に努めました。

行った経過報告等の時期とその内容については以下のとおりです。

- (1) 当特別委員会の設置目的である議員定数等の検討の他、新たに審査項目として追加する政治倫理条例の改正や議会基本条例の制定に向けた検討などについて、短期的に審査する項目、中期的に審査する項目、長期的に審査する項目に分けて説明し合意を得ました。なお当特別委員会については、審査結果を積極的に議会に提案していく「提言機関」の位置付けとすることを確認しました。

また、議会改革を推進する上で市民の意向を聴くことが重要であることから、市民意向調査を実施することを報告しました。

- ◇ 議会運営委員会（平成23年8月26日）
- ◇ 全員協議会（平成23年9月6日）

- (2) 土浦市議会議員の政治倫理に関する条例の一部改正についてを説明した上で、平成23年第4回定例会最終日に議員提出議案として改正案を上程し、全会一致で可決されました。

- ◇ 議会運営委員会（平成23年11月25日）
- ◇ 全員協議会（平成23年11月25日）
- ◇ 平成23年第4回定例会最終日（平成23年12月20日）

- (3) 土浦市議会基本条例骨子（案）について資料を配布し、その審査状況の説明を行いました。

- ◇ 議会運営委員会（平成24年3月6日）
- ◇ 全員協議会（平成24年3月21日）

- (4) 土浦市議会基本条例骨子（案）がまとまったことから、その内容と特徴について説明した上で、骨子（案）に対する各会派等から意見を求める旨説明を行いました。

- ◇ 議会運営委員会（平成24年5月25日）
- ◇ 全員協議会（平成24年6月5日）

- (5) 各会派等から提出された意見を基に訂正を加えた骨子について説明を行いました。なお、議員定数・議員報酬・政務活動費・費用弁償の調査資料を参考として全議員に配布しました。

- ◇ 議会運営委員会（平成24年8月24日）
- ◇ 全員協議会（平成24年9月4日）

- (6) 土浦市議会基本条例骨子が決定したことから、これまでの特別委員会の審査経過

と併せて骨子についてを本会議場にて中間報告の形で報告しました。

中間報告の内容は113ページに掲載しております。

◇ 平成24年第3回定例会最終日（平成24年9月19日）

(7) 土浦市議会基本条例の前文・第1章～第3章までの条文案を説明するとともに、議員定数等に対する議員アンケートの実施について説明を行いました。

◇ 議会運営委員会（平成24年11月22日）

◇ 全員協議会（平成24年12月4日）

(8) 土浦市議会基本条例の第4章～第6章までの条文案を説明するとともに、議員定数等に対する議員アンケートの集計結果を配布しました。

◇ 議会運営委員会（平成25年2月22日）

◇ 全員協議会（平成25年3月5日）

(9) 土浦市議会基本条例（素案）、土浦市議会報告会実施要項（案）及び土浦市広報広聴委員会規程（案）がまとまったことから説明をするとともに、これらについての各会派等から意見を募集する旨説明を行いました。

意見を求めるに当たって、特別委員が所属していない会派があり、基本条例等に対する認識に格差が生じてしまうことから、特別委員の選出母体である常任委員会において簡単な経過説明をすることを提案し了承され、平成25年第2回定例会中の常任委員会において各委員が説明を行いました。

◇ 議会運営委員会（平成25年5月24日）

◇ 全員協議会（平成25年6月4日）

(10) 前述の求めた意見が提出されましたので、その意見に対する当特別委員会の対応について説明しました。

また、土浦市議会基本条例（素案）、土浦市議会報告会実施要項（案）及び土浦市広報広聴委員会規程（案）についての説明会を、全議員に対して議会報告会のスタイルで議場にて行うことを了承されました。

◇ 議会運営委員会（平成25年8月23日）

◇ 全員協議会（平成25年9月3日）

(11) 議員定数・議員報酬・政務活動費・費用弁償について、当特別委員会として結論に至りましたので報告を行いました。

また、議場で行った議会基本条例素案等の説明会において改めて出された意見に対する当特別委員会としての対応についての説明を行うとともに、条例制定のスケジュールの変更についても報告しました。

なお、議会基本条例素案に盛り込んでいる議会報告会や一問一答方式に加え、先進自治体で取組が進んでいるタブレット端末導入によるペーパーレス化についても調査研究していく旨了承を得ました。

◇ 議会運営委員会（平成25年11月22日）

◇ 全員協議会 (平成25年12月3日)

(12) 議員定数, 議員報酬, 政務活動費, 費用弁償の検討に係る当特別委員会としての結論について本会議場にて中間報告の形で報告を行いました。

中間報告の内容は115ページに掲載しております。

◇ 平成25年第4回定例会最終日 (平成25年12月17日)

(13) 土浦市議会基本条例(素案)の字句の整理についての説明をするとともに, 議長から土浦市議会としてパブリック・コメント手続きを実施することについて諮られ了承が得られました。

◇ 全員協議会 (平成26年1月7日)

(14) パブリック・コメントの結果報告と, それに対する土浦市議会としての対応(案)について説明を行いました。

◇ 議会運営委員会 (平成26年5月23日)

◇ 全員協議会 (平成26年6月3日)

(15) 議会報告会における「議員個々の意見」の取り扱いについてと, 意見交換会の是非について議員から質問があったことから, 改めて説明を行いました。

◇ 全員協議会 (平成26年6月17日)

# 議会改革推進に関する調査特別委員会 中間報告

(平成24年9月19日)

全国の地方議会においては、住民自治に根ざした地方行政を実現するとともに、その適正な運営を確保するため、議会の団体意思決定機能及び監視機能の強化が求められております。こうした中、開かれた議会を目指し議会基本条例を制定する動きが活発になるなど、地方議会を取り巻く環境に大きな変化が生じており、議会の抜本的改革は時代の潮流となっております。

また、平成23年には地方自治法の一部が改正され、議員定数の上限数の制限の廃止や議決事件の範囲の拡大など、議会制度の充実に関する事項が盛り込まれたところであります。

このような中、土浦市議会では、平成23年6月に、議会の権能を高め、議会の役割が十分に発揮できるよう、議会制度のあり方について自ら改革を推進するため、8名の委員による議会改革推進に関する調査特別委員会を設置いたしました。

当特別委員会ではこれまで、7回に亘り委員会を開催するとともに、全議員を対象とした講演会の開催、先進地の調査を実施し、慎重に審査を重ねて参りました。

その結果、調査項目の大きな柱である議会基本条例の骨子がまとまりましたので、これまでの開催状況及び経過についてご報告申し上げます。

平成23年6月21日、第1回委員会を開催し正副委員長長の選出、及び今後の調査日程について確認をいたしました。

同年7月29日に第2回委員会を開催し、本市の過去の議会改革に関する取り組み状況と、県内主要市議会の議会改革に関する状況について調査するとともに、当委員会での調査事項及び今後のスケジュール、市民意向の把握などの今後の進め方について審査を行いました。

調査事項につきましては、議員定数、議員報酬、費用弁償、政務調査費、政治倫理条例の他、議会基本条例の制定に向けて審査していくことを確認いたしました。

同年11月19日には、議会全体で議会基本条例制定に向けた共通の認識のもと改革を進める必要があることから、前我孫子市長である福嶋浩彦氏を講師に招へいし、「議会基本条例の制定に向けて」～議会基本条例に求められるもの～をテーマに講演会を開催し議会全体で研修を行いました。

同年11月21日、第3回委員会を開催し、全国の市議会の議会基本条例について調査研究するとともに、政治倫理条例改正案について審査を行いました。

政治倫理条例改正案につきましては、同年第4回定例会において議員提出議案として上程し議決され、公人として市民に疑惑の念を生ぜしめないため、市工事等に関する遵守事項をより一層強化したところであります。

平成24年1月26日と27日の2日間、先進市議会である三重県伊賀市及び亀山市を視察しました。両市の議会基本条例制定までの経緯や条例の特徴等について調査いたしました。

同年2月29日に第4回委員会、4月18日に第5回委員会、5月17日に第6回委員会を開催し、市民意向調査結果及び議会基本条例骨子（案）について審査を行いました。

た。慎重なる審査を重ねた結果、当特別委員会としての議会基本条例骨子（案）を提案し、各党派等からの意見を求めた上で、同年8月6日に第7回委員会を開催し、その意見を基に改めて土浦市議会基本条例骨子を取りまとめました。

この骨子は、「開かれた議会」「議会の活性化」「議会の機能強化」を改革の視点とし、9章26項目の構成となるもので、1章が「総則」、2章が「議会の活動原則」、3章「議員の活動原則」、4章「市民と議会の関係」、5章「議会と市長等の関係」、6章「議会機能の充実強化」、7章「議会事務局等」、8章「議員の身分及び待遇」、9章に「見直し手続」をそれぞれ定めるものです。また、議会基本条例の「3つの必須要件」とされている「議会報告会」「請願・陳情者の意見陳述」「議員間の自由討議」を盛り込んだものとなっており、特徴的な項目としては、東日本大震災やつくば市のたつ巻災害を踏まえて「危機管理」の項目を設け、議会としても災害時に的確に対応していくことを明文化するものです。この議会基本条例は、土浦市議会の最高規範となるもので、既存の土浦市議会に関する条例等の上位の位置付けとなります。

今後は、各項目の具体的な条文について慎重に審査を重ね、議会基本条例の制定に向け議会内の合意形成を図りながら進めて参ります。

また、第7回委員会においては、議員定数、議員報酬、費用弁償、政務調査費についての調査を、全国市議会や類似団体、茨城県内の市議会の状況を参考に行っております。これらについては議会基本条例と並行して多角的に審査し、特別委員会としての結論付けを行った上で今後議会に提案していく所存であります。

当委員会では、議会の担うべき役割や責任を果たすとともに、市民の負託に応えるため自ら襟をただし、より一層の議会改革に取り組んでいくことを決意し、当委員会の中間報告とさせていただきます。

## 議会改革推進に関する調査特別委員会 中間報告

(平成25年12月17日)

当議会改革推進に関する調査特別委員会では、設置以来これまでに18回に亘り委員会を開催し、議員定数、議員報酬、政務活動費、費用弁償及び議会基本条例等について協議を重ねて参りました。

議員定数、議員報酬、政務活動費、費用弁償の審査に当たっては、茨城県内32市はもとより県内外43の類似団体における人口、面積、就業者数、高齢者数、財政力、職員数、議会費、議員定数、議員報酬の額、政務活動費の額、費用弁償の額及び常任委員会の状況、更には全国市議会の状況について調査・研究するとともに、当事者である全議員を対象としたアンケートを実施するなど多角的に協議をいたしました。

その結果、当特別委員会としては以下の結論に至りましたのでご報告申し上げます。

まず、議員定数につきましては、次のような議論がなされました。

議案審議の中核を担っている常任委員会の適正な数と、委員会運営における適正な人数を考慮した上で定数を削減すべきである。

多様な市民の意見を議会に反映させるためには多くの議員が必要である。

地方自治体の根幹を成す二元代表制の仕組みを維持するためには議員数を減らすべきではない。

また、議員定数の削減が声高に叫ばれている根底には「議員は何をやっているんだ」という市民感情が潜在していることから、議会基本条例を制定し議員自らが義務を課し、現状を維持することの理解を得るべき。

これらの代表的な意見を基に当特別委員会としての結論をとりまとめました。議員定数については、他の自治体の人口、面積、財政力等を比較した上で現状維持の28人とする。そして、議会基本条例を制定し、議員自らが襟を正し、議会本来の役割を果たしながら、議会の広報広聴活動を充実させ、議会報告会等で議会活動の状況を市民に丁寧に伝えていくべきとの結論に至りました。

次に、議員報酬につきましては、議員として十分な活動をする上で現在の議員報酬に妥当性があるとの判断に加え、他の市議会の状況と比較した結果、現状維持とする結論に至りました。

政務活動費につきましては、詳細な収支報告書を提出し、その審査も慎重になされていることから透明性の確保が図られている費用であります。また、情報収集・調査をはじめとした議員活動をする上で必要性の高い費用であることから、更に充実すべきとの意見もありましたが、現在の財政状況及び市民感情を勘案し、現状維持とする結論に至りました。

なお、今後、議員報酬及び政務活動費の見直しをする際には、土浦市の財政力等を鑑みて決めるべきであるが、議員自らが金額を査定することは困難なため、特別職報酬等審議会に意見を求めるべきとの付帯事項も併せて報告させていただきます。

続きまして、費用弁償につきましては、廃止すべきとの意見がありましたが、平成23年4月に現在の額に引き下げた際になされた議論と経緯を踏まえ、現状維持とする結論に至った次第でございます。

なお、議会基本条例等につきましては、引き続き慎重に協議して参る所存でありますのでよろしくお願い申し上げます。

以上で報告を終わります。



# 議会改革推進に関する調査特別委員会 最終報告

(平成26年12月2日)

当議会改革推進に関する調査特別委員会では、平成23年6月の設置以来これまでの3年半の間に21回に亘り委員会を開催するとともに、全議員を対象とした講演会の開催、先進自治体の調査を実施し、慎重に審査を重ねて参りました。

そして、全ての調査項目の審査が終了しましたことから報告書を作成し、先日議長にその報告書を提出した上で皆様に配布させていただきました。報告書には、これまでの当特別委員会の活動の経過とその成果を記しており、その成果に至るまでの議論の過程についても記録しております。

その主な内容についてご報告申し上げます。

当特別委員会の調査項目は、当初付託された議員定数、議員報酬、政務活動費、費用弁償の検討に加え、後に追加された政治倫理条例の一部改正や議会基本条例の策定等の8項目でありました。これらの審査に際し、市民の意向を把握する必要があることから市民意向調査を実施するとともに、講演会開催による研修のほか、3度の先進自治体の調査を行い、審査する上での土台づくりに努めました。

政治倫理条例の一部改正につきましては、条例の趣旨を徹底するため、市工事等に関する遵守事項を改め、契約の前段となる入札行為等を禁ずる内容でありました。改正案を平成24年第4回定例会において議員提出議案として上程し原案通り可決され、政治倫理条例のより一層の強化を図ったところであります。

土浦市議会の改革を推進する上で、議会基本条例が大きな柱になることから、制定に向けての協議には多くの時間を割いて参りました。議会基本条例素案の策定過程におきましては、骨子に対する議会内での意見集約を図るとともに、市民意向を勘案し策定した議会基本条例素案について、更に議会内での合意形成に努め、全会一致での制定を目指し努力して参りました。その結果、議会基本条例の「3つの必須要件」とされている「議会報告会」・「請願・陳情者の意見陳述」・「議員間の自由討議」を盛り込み、東日本大震災や竜巻災害を踏まえた「危機管理」の項目を設け、9章25条の構成といたしました。この議会基本条例は、土浦市議会の最も基本となる位置付けとなり、今後たゆまぬ改革を進める上での礎となるものであります。

この議会基本条例（素案）については、広く市民から意見を求めるパブリック・コメント手続きを実施した結果、3名の方から述べ8件のご意見をいただき、修正すべきところは修正を加えた次第であります。

議会基本条例が制定された暁には、条例に盛り込んだ議会報告会等々の着実な運用が求められることから、議会報告会のほか、請願・陳情者の意見陳述や一問一答方式等の運用案についても先進地視察等で学んだことを基にとりまとめましたので提言させていただきました。

さて、議員定数、議員報酬、政務活動費、費用弁償の審査に当たっては、多角的な調査を行い、様々な切り口で討議を行いました。中でも議員定数については、地方自治法の改正により人口段階別の法定上限数が撤廃され、定数を定める拠りどころがなくなったことから当特別委員会としての結論を導き出すことは困難を極めましたが、平成25

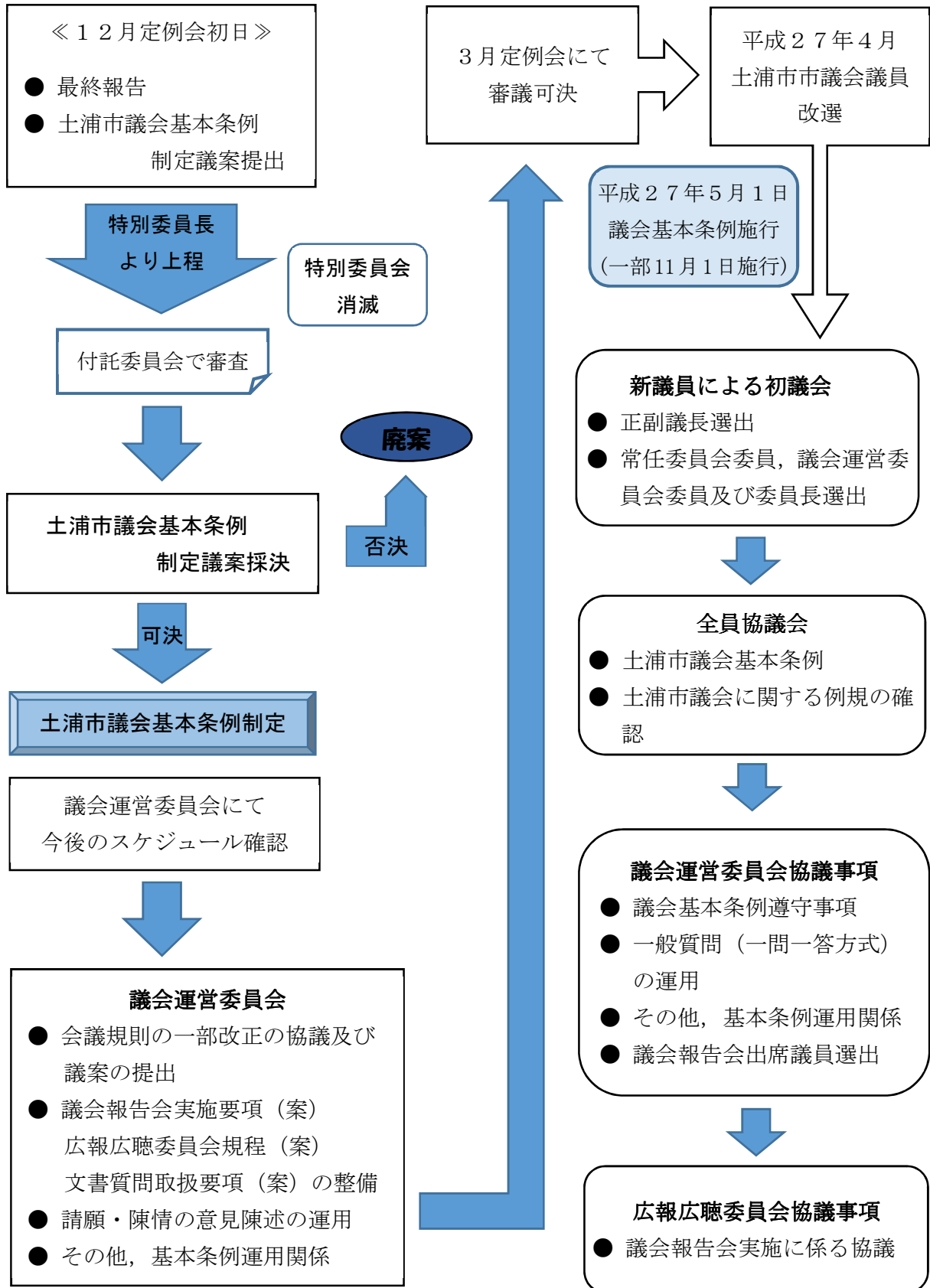
年第4回定例会にて中間報告を行ったとおり、それぞれ現状維持とする結論に至っております。

しかし、議員定数や議員報酬のほか、議員活動の基礎となる政務活動費等に対する世論の目は厳しさを増している中で、単純に現状維持という結論に至った訳ではございません。議会基本条例を制定することで、議員自らが襟を正し、自らに義務を課し、議会本来の役割を果たしながら、議会報告会等で議会活動の状況を市民に丁寧に伝えていくことで市民福祉の向上を図り、市民の理解を得ようというものであります。従いまして、議員定数等の据え置きと議会基本条例の制定は切り離すことのできないものであると考えておりますので、議員の皆様方におかれましても、このことについて熟慮いただければ幸いです。

この報告をもちまして議会改革の推進に関する調査特別委員会としての活動は完結いたしますが、二元代表制の一翼を担う土浦市議会が、常に市民に寄り添い、社会情勢の変化等を勘案して、たゆまぬ議会改革を推し進めていくことを祈願して報告を終わります。

#### 4 議会基本条例制定とその後のスケジュール

議会基本条例制定の議案提出からその運用までのイメージを議員間で共有するためスケジュールのフローチャートを記します。



## 議会改革推進に関する調査特別委員会委員名簿

役 職	委 員 名
委 員 長	井 坂 正 典
副 委 員 長	篠 塚 昌 毅
委 員	福 田 一 夫
委 員	川 原 場 明 朗
委 員	柏 村 忠 志
委 員	荒 井 武
委 員	柴 原 伊 一 郎
委 員	鈴 木 一 彦